

# 会 務 月 報

## 第334号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第3回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成22年11月16日(火) 13:30~16:15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、曾田賢治、小西郁吉、  
井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、  
松谷、赤土

欠席者 委 員 高橋祥治

#### 1. 議事

##### (1) 平成22年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より平成22年度上半期の事業報告について、資料1-1により次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

続いて、事務局より平成22年度上半期収支報告について、資料1-2により次の趣旨の概要説明がなされた。

一般会計では、当初の見込みより法定講習の受講者、適合証明技術者の登録が少なく、事業収入の実績率は33%にとどまっているが、その他は概ね順調に推移している。

事業活動収入は約1億3,462万円、事業活動支出は約1億3,852万円、当期収支差額は約390万円の支出超となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約5,482万円となった。

福利厚生特別会計では、事業活動収入は約1,110万円、事業活動支出は約370万円で当期収支差額は約739万円のプラスとなり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約993万円となった。

適合証明業務登録機関特別会計では、事業活動収入は約2,719万円、事業活動支出は約2,722万円で当期収支差額は約3万円の支出超となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約569万円となった。

平成22年度上半期事業報告及び収支報告について協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(2) 適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果及び登録制度の今後の方針について事務局より、標記の議事に係る総務・財務委員会での検討結果について、単位会に通知し、各々単位会の意見をブロック選出の常任理事がまとめることとしながら、本日、総務・財務委員会としての検討結果及び方針案をまとめ、11月17日の常任理事会に提案する旨説明がなされ協議に入った。主として委員より次の趣旨の質疑があった。

- ・常任理事会に正確な情報を伝え、状況を理解してもらいたい。
- ・常任理事会では、収支悪化の問題だけでなく、不適正業務の増大と調査事務の増加を強調してほしい。
- ・登録者のうち、日事連構成員の割合はどれくらいか。  
→3分の1程度である。
- ・住宅金融支援機構の支店から単位会へ登録事務所への調査依頼はあり得るか。  
→機構本店より日事連に連絡があることが通例で、直接、機構支店より単位会に依頼されることはない。
- ・立ち入り調査等は日事連ではなく、機構が行うべきではないか。  
→登録規程第15条により、日事連が機構と共に調査することとなる。
- ・登録制度を続けるには、登録窓口である単位会にも調査を行ってもらおう等、業務の分担を行う必要がある。

協議の結果、次の方針等により委員長と事務局で資料2を訂正し、今後の方針案として常任理事会に提案することとした。

- ①平成21年頃より、登録者の不適正業務が多数発生していることを強調する。
  - ②業務調査は、日事連事務局が機構と共に行っているが、登録窓口である単位会にも協力してもらう可能性があることを強調する。
  - ③3分の2が非会員である登録者の業務適正化のために、日事連の一般会計(会費等)から補填を行わないことを明記し、平成24年度の新規・更新登録は行わない。
- (3)公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針について事務局より、資料3によって、新法人移行検討ワーキンググループで検討した移行方針案について説明がなされた。
- 協議の結果、意義なく以下の方針で常任理事会に提案することとした。
- ①日事連は当面は「一般社団法人(非営利型)」に移行することとし、定款の目的に沿って公益事業を推進する。一般社団法人(非営利型)への移行に伴い確定する公益目的財産額は公益目的支出計画に沿って支出する。
  - ②一般社団法人(非営利型)に移行後については、「公益社団法人」への移行の必要性が生じた場合には、その段階で改めて公益社団法人への移行について検討を行うこととする。
- (4)第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について事務局より、平成23年度に福島で開催する全国大会のための第36回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料4によって説明がなされ、委員より次の趣旨の質疑があった。
- ・地方と東京の隔年開催から、元の地方開催のみの方がよいとの意見がブログ等で出されている。今後どうするのか。  
→そういった意見があることも承知しているが、正式にブログから意見が出ているわけではない。今後、具体的な提案をブログ協議会等から出してもらうことにより、常任理事会等で議論することは可能となる。いずれにしても、平

成25年度の三重大会までは決定しているので、変更は平成26年度以降になる。

協議の結果、第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成については意義なく、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

- (5)日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組について委員長より、日事連創立50周年が2年後に迫っているため、その実施検討方法について、次回以降の委員会で検討していく旨説明がなされた。

次回委員会開催予定

平成23年2月18日(金)14:00～17:00

(配付資料)

資料1-1:平成22年度上半期事業報告書

資料1-2:平成22年度上半期収支報告書

資料2:適合証明業務登録機関特別会計の再度の財政安定積立預金の安定化を図る検討結果について

資料3:公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について(案)

資料4:第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

日事連創立50周年及び過去の周年事業の取組

## ■第2回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成22年11月25日(木) 14:00～16:15

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:中野満 副委員長:上原伸一

委 員:小町屋一則、飯窪功児、前川浩二、  
西田功、新垣昇盛

担当副会長:山下卓治

(欠席:西川英治)

事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成22年度上半期 事業報告

資料2 平成22年度上半期 苦情の解決業務実施報告書

(個別レポート)

資料3-1 苦情の解決業務育成支援制度の平成23年4月以降の方策について(各委員からの意見)

資料3-2 苦情の解決業務育成支援制度の平成23年4月以降の方策についての検討事項(叩き台)(日事連事務局)

資料4 事例データの収集等について(案)

参考資料 苦情解決業務フロー

〈議事〉

(1)平成22年度 指導運営に関する上半期事業報告について  
平成22年度上半期の指導運営に関する事業報告について、資料1に基づき事務局から報告がなされ、各委員において確認し、これを了承した。

(2)平成22年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について  
平成22年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。  
個別レポートを事象の内容が分かりやすいものになるよう各委員が見直し、12月24日(金)を期限として日事連事務局までメールで送付することとした。

なお、個別レポートの内容で不明点等がある場合は、委員が直接単位会へ問い合わせることとした。

各委員が担当する個別レポートの範囲は以下の通りとした。

担当委員名： 配布資料2のページ番号

中野委員長： 32～36

上原副委員長： 17～21

小町屋委員： 1～5

飯窪委員： 12～16

西川委員： 37～39

前川委員： 6～10

西田委員： 11, 22～25

新垣委員： 26～31

(3)苦情の解決業務育成支援制度の平成23年4月以降の方策について

苦情の解決業務育成支援制度の平成23年4月以降の方策に

ついて、資料3-1および資料3-2に基づき、各委員および事務局から説明がなされた。

叩き台として下記の事項が提案されたが、次回委員会で再度検討し、方策を決めていくこととした。

・個別レポートの助成期間を延長する  
・電話等によるアドバイスで解決した案件について、新たに助成をする

・単位会の指導委員を対象とした研修会を実施する

・2年毎に同制度を見直す

(4)建築士事務所法制定のためのアンケート調査等について(依頼)  
建築士事務所法制定のためのアンケート調査等について、資料4に基づき事務局より説明がなされた。同調査を行うことが可能かどうか判断するため、単位会において一般建築相談の記録をどの程度つけているかについて、各委員が所属ブロックでまとめて12月24日(金)までに報告することとなった。

次回委員会 平成23年2月4日(金)14:00～16:00

## ■平成22年12月通常理事会議事録

1. 日 時 平成22年12月6日(月)10:00～12:10

2. 会 場 八重洲富士屋ビル3F「赤松の間」

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 31名

(内、表決委任状提出者1名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 學、中野 満、  
西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、岡部明子、荻原幸雄、河野久、

佐野吉彦、鈴木眞生、富田 裕、野呂幸一、  
水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、村山高文、  
吉田 敏、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠 席 者 (表決委任者) 理事: 浅野善治

欠 席 者 理事: 大野和男、馬場錬成、森野美徳

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

## 5. 議 事

### (1) 議長 三栖邦博会長

### (2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐野吉彦理事

### (3) 議決事項

#### 1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成22年11月17日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局より次の事項の説明がなされた。

#### ①第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、常任理事会で決定した第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年12月6日(月) 会場:八重洲富士屋ホテル

10:00～12:00 12月通常理事会

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第111回建築士事務所協会全国会長会議  
(2F「桜の間」)

#### ②第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定の件

第36回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等について資料2のとおり決定した旨の説明がなされた。

議長より、以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 2) 平成22年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

各常置委員会委員長、専務理事、常務理事より、資料3によって平成22年度上半期の事業報告及び収支報告について次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成22年度上半期事業報告及び収支報告は、11月12日の監査会、11月16日の総務・財務委員会及び11月17日の常任理事会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

#### 平成22年度上半期監査報告

岡田監事より、平成22年11月12日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

- i) 事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。
- ii) 理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおり平成22年度上半期事業報告及び決算報告を承認し、本日の午後に開催する第111回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

なお、事業報告に関連して次のような意見があった。

・荻原理事より、大学院生のインターシップ制度について積極的に取り組む必要がある。

－これについて上野教育・情報委員長より、現在行われているインターシップ制度に関する連絡会議は、建築士法に基づく一級建築士試験受験資格要件に係る実務経験を大学院での単位取得及び建築士事務所での実務研修をどのように大学院での単位に反映させるか等の検討を行っており、昨年6月に

「産学連携建築教育連絡会議」(土会連合会、日事連、JIA、BCS、JSCA、JABMEE、建築学会等により構成:事務局は日本建築学会)の第1回目が開催され、今年の11月に第5回目が開催された。日事連としては、この連絡会議での議論を踏まえ調整を取りながら進めている状況であるが、一級建築士試験受験資格要件と本来の大学院での研究による単位取得と分けて考える必要がある。

・上原理事より、法定団体の業務として行う建築士事務所の開設者研修及び建築士事務所に属する建築士に対する研修の検討状況について知りたい。

-これについて上野教育・情報委員長より、管理講習会教材開発検討WGで建築士法第27条の2第3項第三号の規定に基づく開設者及び建築士事務所に属する建築士への研修も含めて検討しているが、まだ具体的な結論が出ていないのもうしばらく時間が必要である。

また、三栖会長より、法定団体は日事連だけではなく各単位会も法定団体であるので、待っているばかりではなく各単位会が積極的に取り組んでほしい、既に独自の研修を実施している単位会もあるので参考にしてほしい。全国的に共通テーマで研修を行う必要があるものは、日事連で検討することになるが、具体的な提案はブロック協議会選出の教育・情報委員を通じて教育・情報委員会へ提案する方法等があるので必要に応じて提案願いたい。

・吉田理事(産業技術大学院大学教授)より、次の趣旨の意見があった。

健全な競争環境を造るという視点で建築設計業務報酬について建築設計という新しい物を創造していくなかで、良い物を造ったら多くの報酬を得てもいいのではないかとの議論が学術系で始まったところである。他の産業では良い物を造った場合には多くの利益を得ている。社会メカニズムを修正して、良い物を造ったら多くの建築設計業務報酬を要求できるようなことを認めてもらえるような動きがあってもしかるべきであると考えている。省庁関係の会合でも発注側も良い物を提案してもらうことを求め、それを評価する評価軸を

持ってもらいたいといているところである。また、大学の建築関係の学生は設計業務から少々離れつつあるので魅力ある業態へかわってほしいと願っている。大学側でも力不足の点があるのでご指導願いたい。インターシップについても大学側でもどういう姿勢で臨むべきか考えていきたい。外部理事としては、建築設計業として適正な利益を求めめる必要があるとともに、そのシステムを社会に認めさせる方法が必要であると感じている。

### 3) 適合証明業務登録制度の今後の方針の承認の件

大内総務・財務委員長及び事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

①平成21年11月通常理事会で適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、財政安定積立預金の安定化を図るため、平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しが決定的であったが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討することになっている。なお、この経費負担率等の見直しは、登録者数が7,185名(平成21年3月末の登録者数)で平成30年まで推移すると仮定した場合の登録収入に対するものであった。

②平成22年度の適合証明業務登録の新規、更新登録を行ったところ約6,300名となった。これは更新前登録者数の7,326名(平成22年3月末の登録者数)に比して約14%減となった。このような現状により、当面の登録制度の維持及び存続のため(平成24年度の適合証明業務の新規、更新登録制度の維持)再度、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定積立預金の安定化を図る改善策を考えなければならない事態が生じた。また、本年8月に住宅金融支援機構より、この登録制度は支援機構としても重要であると考えているが、登録機関が財政上の都合で平成24年度以降に、この登録制度を実施できない場合は、住宅金融支援機構として制度変更の準備期間が必要であるため、平成23年2月上旬迄に、登録機関としての方針を決定してほしい旨の申し出があった。このため再度、財政安定積立預金の安定化を図る改善策を検討する必要性が生じ、総務・財務委員会及び常任理事会で検討を

してきた。

③再度の財政安定積立預金の安定化を図る改善策として検討をした事項等は、平成22年度に改善する措置の検討では、一般会計の講演講習に係る収支として処理してきた適合証明技術者講習会テキストの収支を、平成22年度の予算更正時に一般会計の収支から適合証明業務登録機関特別会計に移動して収支科目を新設する検討。平成24年度に向けての改善検討では、適合証明技術者登録料の値上げ、単位会の登録事務費の値下げ、適合証明技術者講習会テキストの単位会卸値の値上げ等の検討等を行った。

④総務・財務委員会での検討案について事前に各ブロック協議会からの意見を求めたところ各ブロック協議会からの意見は、「日事連の決定に従う」との単位会の意見はあるが、積極的に「平成24年度の新規・更新登録は行わない」との意見は無かった。「出来る限り継続して登録制度を維持していくべきである」との意見が少なからずあった。

現況では適合証明技術者のうち、本業務に関わっている技術者は極めて少ない状況であるため、登録更新ごとに登録者数が減少している。このため、今後の登録者数の増加は見込めないとする意見があるが、平成21年度から中古融資申込件数が増加しているように建築住宅政策では、量の確保から質の向上を目指す方向へと移行し、ストックの有効活用が重要視されるようになってきている。今後中古住宅への需要が増加し、建築士事務所も中古住宅に係る業務に関係していくことは必要であるとの考えから、適合証明業務登録制度については、継続実施し、当面する財政上の改善措置を行ったうえで、平成24年度の新規・更新登録受付を実施し、その後登録者数の状況を見て以降の制度の継続を判断することが適当と考えられる。

⑤平成21年10月以降、登録者の不適正業務事例が相次いで露見している。適合証明業務登録制度の存続は、適合証明技術者の業務の適正化が前提である。今後もこれまで同様に不適正業務の事例が続けば、制度の存続はあり得ない。そのために不適正業務の再発防止のための立入調査(業務調査)や

業務規程等の見直しを行うなど、業務の適正化のための活動を日事連及び単位会が協力して実施し、消費者の信頼に伝えていく必要がある。

この立入調査等は、現在は日事連事務局が住宅金融支援機構とともにやっているが、業務調査は全国に及んでおり、しかも件数も多いことから、日事連だけでの対応が困難となっているため、今年度から必要に応じて登録窓口である単位会でも日事連と連携して立入調査の実施等を行う必要性がある。

⑥平成24年度の新規・更新登録者数、事務量等の状況に応じて、登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を検討し見直す。

⑦今後の方針案

以上の検討結果を踏まえ次の方針案を提案する。

平成22年度及び平成24年度に以下の改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行う。ただし、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとする。また、適合証明技術者の業務の適正化については日事連と単位会が連携して取組み消費者等の信頼に伝えていくこととする。

i) 『平成22年度の改善措置』

- a. 日事連の一般会計の講演講習科目に係る収支の内、適合証明技術者講習会テキストの収支部分を適合証明業務登録機関特別会計の講演講習に係る収支科目に移動する。
- b. 適合証明技術者の業務の適正化を図り、登録制度を維持するため、単位会においても日事連と連携して立入調査等の適正化のための対策を協力して行う。

ii) 『平成24年度に向けた改善措置』

平成22年度からの改善措置a及びbに加えて次の事項の改善措置を行う。

- c. 登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率は、登録者数、事務量等に応じて検討する。
- d. 平成24年度の登録料の値上げを検討する。
- e. 単位会の登録事務費の値下げを検討する。

f. 単位会へのネット販売手数料の値下げを検討する。  
議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおり適合証明業務登録制度の今後の方針を承認し、本日の午後に開催する第111回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

#### 4) 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針の承認の件

大内総務・財務委員長及び事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

①日事連の新法人への移行にあたっての検討を行ってきたが、公益社団法人への移行の場合は、認定基準を継続して満たすことが条件となるため、日事連の今後の活動を想定すると、主たる事業である講習等の収入を伴う事業を含めた公益目的事業の収支相償の条件が確保、維持できない場合が考えられること。また、内閣府の公益認定等委員会の判断により公益目的事業とみなされないことによって、公益目的事業比率が50%以上とならない場合があること、さらに特定資産が遊休財産額と判断され、遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてしまう場合等も考えられるなど、公益認定基準の継続維持が不確実である。

②公益社団法人へ移行した場合、その後に公益認定基準の継続維持ができないときは、公益認定を取り消され、公益団体等に公益目的財産の残額を贈与しなければならないこととなる(公益社団法人へ移行後は、行政庁等による運営・事業活動についての報告の徴収、立入検査の実施などの監督を受ける)。認定取消後は一般社団法人として存続することを選択できるものの、実質的には財政的な問題で運営ができず解散することになる可能性が高い。

このように、公益社団法人に移行できたとしても、毎年度の各種事業において、公益認定基準を維持するため、自主的、自律的な活動が制約される可能性が高い公益社団法人への移行は見合わせることにした方が良いと考えられる。

③一般社団法人(非営利型)への移行の場合は、上記の条件がないかわりに移行時に計算された公益目的財産額に相当す

る額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出する必要があるが、すべて支出した後は、行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了し、その後は柔軟な事業の展開が可能となり、自主的、自律的な団体運営が行えることになる。また、移行後の取得財産に関しても一定の要件(剰余金の分配を目的としない)はあるものの、行政庁が業務・運営全般にわたり一律的に監督することはないため団体の自主的、自律的な事業運営に支出することが可能となる。ただし、公益目的財産額を公益目的支出計画に沿ってすべて支出するまでは、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。

④税制面では、日事連が公益社団法人へ移行した場合の税の優遇措置を検討した場合、現在の日事連の課税状況が収益事業に係る経費を計上することによる課税状況を前提にすると、一般社団法人(非営利型)または公益社団法人のどちらに移行した場合においても現状と同等程度の課税措置となることが想定され、公益社団法人移行による税の優遇措置を受けることが現状では大きく期待できないものと考えられる。

⑤以上の検討結果により、日事連での移行方針は次のとおりとしたい。

i. 日事連は当面は「一般社団法人(非営利型)」に移行することとし、定款の目的に沿って公益事業を推進する。一般社団法人(非営利型)への移行に伴い確定する公益目的財産額は公益目的支出計画に沿って支出する。

ii. 一般社団法人(非営利型)に移行後については、「公益社団法人」への移行の必要性が生じた場合には、その段階で改めて公益社団法人への移行について検討を行うこととする。

iii. 移行時期は次の方針としたい。

日事連は、一般社団法人(非営利型)への移行については、今後具体的な作業を進め平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とするが、認可協議の状況によって遅くと

も平成25年11月までには移行を行うものとする。

#### ⑥単位会での対応について

- i. 平成18年11月30日の第99回全国会長会議で申し合わせた「公益社団法人への取組」は取り消し、削除するものとする。
- ii. 公益社団法人又は一般社団法人への移行の判断は、各単位会の資産(財産)の状況、公益目的事業の比率、支部の取扱い等、各単位会の状況によって大きく判断が異なることから、単位会の事情に応じて単位会が独自に判断する必要がある。
- iii. 公益社団法人への移行は、社会的には公益性の高い法人と認識される一方で、公益社団法人へ移行後の公益認定基準の継続維持が条件となり、単位会はこれを十分に考慮する必要がある。
- iv. これらを踏まえ、単位会は専門家に相談する体制を整えるなど移行に関する検討体制を早急に整備する必要がある。
- v. 移行期限である平成25年11月までに認可が得られるよう十分な時間的余裕を確保して作業を行う必要がある。

#### ⑦単位会への情報提供について

日事連に設置された新法人移行検討WGでの検討資料は、必要に応じて単位会に提供する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおり公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針を承認し、本日の午後開催する第111回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

#### (4) 報告事項

##### 1) 建築基準法の見直しに関する検討会について

会長及び専務理事より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会は、第10回目は9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため、

第11回目が10月19日に開催され、これまでの意見を踏まえ再提示されたが、特に「おわりに」の部分について意見が出たため、これらの更なる意見を踏まえ一部修正することとし、座長一任となった。建築4会では検討会の結果を踏まえ、建築基準法の速やかな一部改正等がなされるよう11月4日に馬淵国土交通大臣へ要望した。現時点では最終報告書は公表されていないが、今後、国土交通大臣への報告がなされ公表が行われるとともに、国交省政務三役の検討・判断によりしかるべき措置がされるものと期待している。

##### 2) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

田端業務・技術委員長より資料7に基づき次の報告がなされた。

建築基準法見直しに関する検討会のなかで提案され設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」の第1回目が11月15日に中央合同庁舎で開催され、構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討についての議論が行われた。各構造計算ルートについての検討と今後の整理方針(案)について議論した。議論を踏まえて国総研及び建研協力委員において整理作業を行う予定となり、第2回目の委員会は平成23年2月が予定されている。

##### 3) 会員・構成員異動報告

平成22年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料8の通り。

平成22年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,861事務所、賛助会員4社

平成22年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,919事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1: 第111回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 第36回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3: 平成22年度上半期事業報告・決算報告書

資料4: 適合証明業務登録制度の今後の方針について(案)

資料5:公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について(案)

資料6:第11回建築基準法の見直しに関する検討会議事次第

資料7:構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

資料8:会員・構成員異動報告書

## ■第8回全国大会実行特別委員会(東京開催)議事概要

日時 平成22年12月13日(月)15:00～16:15

会場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委員 外木場久雄、西倉努、吉川昭、小林忠志、  
宮原克平、中澤茂、高木憲一、宮下登久子

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、前田、  
松谷

### 1. 議事

(1)第35回建築士事務所全国大会(東京開催)事業報告・収支報告について

事務局より、第35回建築士事務所全国大会の実施報告及び収支報告等について資料1によって説明がなされた。開催日程、各表彰、参加者数及び収支決算の概要は次のとおり了承された。

・開催日程:平成22年10月1日(金)

12:00 登録受付、建築作品展  
13:00～15:00 ショッピング  
15:15～16:40 大会式典(日事連建築賞表彰、功労者表彰)  
17:00～18:45 記念パーティ

・日事連建築賞

国土交通大臣賞1作品、日事連会長賞1作品、  
優秀賞6作品(一般建築部門3作品、小規模建築部門3作品)、  
奨励賞9作品(一般建築部門5作品、小規模建築部門4作品)

・功労者表彰

年次功労者 日事連推薦5名、単位会推薦38名

・式典・パーティ出席者

2011-1 日事連会務月報

単位会参加数840名

(招待者内訳)

国土交通大臣 馬淵澄夫

(代理:国土交通省大臣官房審議官 井上俊之)、  
参議院議員予算委員長、前民主党常任幹事会議長、  
参議院議員 前田武志、  
自由民主党建築設計議員連盟会長、衆議院議員

額賀福志郎、

国土交通省、住宅金融支援機構、関係団体等、賛助会員、  
事業関係 合計92名

・収支決算 収入合計19,699,385円 支出合計19,699,385円  
続いて、事務局より各委員から出された大会実施後の反省点等の報告がなされ、次回以降の大会で円滑に運営ができるよう、今後の課題としていくこととした。

主な意見は次のとおり。

- ・式典では来賓の到着の関係で急遽次第の変更があったが概ねスケジュールどおりに大会を終了することができた。
- ・記念パーティ受付の人員配置が遅くなったことで、受付業務の対応がスピードにできなかった。
- ・司会者との事前打ち合わせは早めに行った方が良い。
- ・リハール時の説明配布資料は統一した方が良い。

(2)第36回建築士事務所全国大会(福島大会)運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

事務局より、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について資料2によって説明がなされた。第36回全国大会運営特別委員会の設置目的、委員構成、運営方法、設置期間等についてはすでに通常理事会において承認されている。

委員構成については、委員長には日事連副会長を、副委員長には福島会会長が就任することとする他、第35回全国大会特別委員会委員より1名選任されることになっているため、第35回全国大会特別委員会からの委員推薦について協議がなされ、協議の結果、大内副委員長を選任することとした。

(3)平成24年度日事連創立50周年事業及び第37回建築士事務所全

## 国大会実施検討について

事務局より、平成24年度日事連創立50周年事業及び第37回建築士事務所全国大会実施検討について資料3によって説明がなされた。

昨年の常任理事会において、平成24年度に本連合会の創立50周年を迎えるにあたり、過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、経費等の報告と、検討体制等について、今後、三栖会長と相談しながら提案をしていきたい旨、報告がされている。

これを踏まえ、三栖会長が大内総務・財務委員長、山田総務・財務担当副会長と協議し、東京開催となる第37回建築士事務所全国大会と創立50周年式典の同日開催(平成24年10月5日(金)又は平成24年10月12日(金))を前提して、次のような大筋案が出された。

・会場候補は色々あったが、日程、規模等を勘案し、帝国ホテルとした。

・検討体制は、はじめに企画、運営等の委員会を作り、そのもとで、広報、記念誌企画等のワーキンググループを作る。

・創立50周年に相応しい記念誌を作成するために企画会社を活用。

本委員会にて実施検討について意見を求めたところ、創立50周年は節目であるので節目にふさわしい事業を企画する、記念誌は会報誌の拡大版的なものではなく、大がかりにまとめていく必要がある等の意見が出された。今後は予算も含めた事項を検討していき、平成23年2月の常任理事会へ提案できるようにしていくこととした。

### [配付資料]

資料1 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)事業報告・収支報告について

資料2 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)運営特別委員会の設置及び委員構成の決定について

資料3 平成24年度日事連創立50周年事業及び第37回建築士事務所全国大会実施検討について

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

1月17日 臨時会誌編集専門委員会

20日 会員増強検討WG

21日 業務・技術委員会

25日 新法人移行検討WG

26日 景観・まちづくり特別委員会

構造技術専門委員会

27日 新法制度検討WG

建賠保険等調査委員会

28日 教育・情報委員会

会誌編集専門委員会

2月 3日 全国大会運営特別委員会

4日 指導運営委員会

7日 会員増強検討WG

9日 広報・渉外委員会

■12月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年12月1日～12月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	778	+ 45	5,191	15.0	218		28.0
青 森	168		1,115	15.1	32		19.0
岩 手	251	- 2	1,212	20.7	60	+ 1	23.9
宮 城	290		2,447	11.9	55		19.0
秋 田	173		1,351	12.8	43		24.9
山 形	189	- 2	1,444	13.1	47		24.9
福 島	200	- 1	1,869	10.7	49		24.5
茨 城	501		2,557	19.6	137		27.3
栃 木	173		1,673	10.3	91		52.6
群 馬	175		2,126	8.2	92		52.6
埼 玉	579		5,802	10.0	106		18.3
千 葉	436	- 2	4,137	10.5	99		22.7
東 京	1,388	- 5	17,321	8.0	366	+ 1	26.4
神奈川	790	+ 1	6,887	11.5	154		19.5
新 潟	280		2,764	10.1	103		36.8
長 野	513		2,583	19.9	115		22.4
山 梨	113	- 1	966	11.7	13		11.5
富 山	291		1,454	20.0	55		18.9
石 川	268	+ 1	1,306	20.5	51		19.0
福 井	269		1,131	23.8	59		21.9
静 岡	572		3,779	15.1	133		23.3
愛 知	606	- 1	5,742	10.6	131		21.6
三 重	182		1,546	11.8	66		36.3
滋 賀	198		1,372	14.4	37		18.7
京 都	270		2,485	10.9	79		29.3
大 阪	1,005		7,306	13.8	173	- 1	17.2
兵 庫	503		4,216	11.9	123		24.5
奈 良	120		1,041	11.5	21		17.5
和歌山	118		856	13.8	26		22.0
鳥 取	77		561	13.7	43		55.8
島 根	151		785	19.2	64		42.4
岡 山	450		1,749	25.7	59	+ 1	13.1
広 島	384		2,739	14.0	120		31.3
山 口	114		1,373	8.3	37		32.5
徳 島	101		1,027	9.8	13		12.9
香 川	101		1,372	7.4	18		17.8
愛 媛	128	+ 1	1,428	9.0	26	+ 1	20.3
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	494		4,365	11.3	135	+ 1	27.3
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	239	+ 1	1,005	23.8	42		17.6
熊 本	227		1,560	14.6	80	+ 1	35.2
大 分	200		1,067	18.7	35		17.5
宮 崎	134		1,260	10.6	66		49.3
鹿 児 島	320		1,533	20.9	76		23.8
沖 縄	182		1,373	13.3	46	+ 1	25.3
計	15,019	+ 35	118,369	12.7	3,638	+ 6	24.2

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第335号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第2回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成22年11月9日(火)14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦  
委員・松橋孝則、横須賀満夫、伊藤典男、高橋 宏、  
丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

#### 議 事

#### 1. 平成22年度上半期事業報告(案)について

事務局より、資料1により平成22年度上半期の事業報告(案)について説明し、案のとおり承認された。上半期に実施した事業は以下のとおり。

##### ①建築士事務所キャンペーンの実施

統一テーマ「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです～」をもとに、法定団体である単位会、日事連の役割、建築士事務所の業務の周知を図ることを中心に、各単位会で実施しているところである。

##### ②要望運動の実施

要望4項目により要望書を作成し、7月1日付で単位会に送付し、各地域で要望運動の実施を依頼している。

##### ③会誌の充実・発行

委員の再編成により委員会体制を強化し、平成23年度を目途に表紙デザインを含めた体裁及び掲載内容について、具体的な見直しをすることとした。

##### ④ホームページを活用した広報活動

平成22年度末を目途にホームページのリニューアル作業を進めること

とした。

#### ⑤UIA2011東京大会開催に向けた協力の検討

UIA2011東京大会の開催に向け協力するとともに、会員への情報提供を行い、日事連としての対応を検討している。

#### 2. 会誌編集専門委員会報告

事務局より、会誌編集専門委員会の報告が以下のようになされた。

・平成22・23年度役員改選に伴い当委員会でも体制の強化を図った。

・前委員長の辞任により、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任された。

・平成23年度を目途に表紙デザインを含めた体裁等の見直しの検討を進めている。

#### 3. UIA2011東京大会への日事連としての対応について

事務局より資料3により、UIA2011東京大会への日事連としての今後の対応として、単位会(又はブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催として実施がふさわしいものについて、日事連プロジェクトとして支援していく方向で考えたい。そこで、単位会(又はブロック協議会)に対し、イベントの実施に際して日事連との共催の意向を調査することとしたい旨の提案を行ったところ了承され、11月17日開催の常任理事会に諮ることとした。

#### 4. ホームページを活用した広報活動について

平成22年度末を目途に進めている日事連ホームページのリニューアル作業の進捗状況 について報告を行った。

次回委員会 平成23年2月9日(水)14:00~16:00

### ■第111回 建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成22年12月6日(月) 14:10~16:15

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名(内、表決委任状提出: 秋田会・表決委任を受けた者の氏名 渡邊淳悦)

#### 4. 出席者

国土交通省

大臣官房審議官 井上 俊之

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 外木場久雄 八島 英孝 山田 美光

野呂 敏秋 神崎 貢 山下 卓治

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 上野 浩也 大内 達史 田端 隆 富岡 学

中野 満 西村 武

理 事 荻原 幸雄 佐野 吉彦 鈴木 眞生 富田 裕

水谷 達郎 水庭 武宣 宮原 克平

監 事 岡田 利一 甲斐 孝明 栗原 憲昭

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋 岩 手 村上 勝郎

宮 城 栗原 憲昭 秋 田 渡邊 淳悦 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫 栃 木 本澤 宗夫

群 馬 山田 美光 埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一 新 潟 中村 優晴

長 野 新井 典夫 山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢 静 岡 立道 幸男

愛 知 朝岡 市郎 三 重 田端 隆 滋 賀 宮崎 清史

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦 兵 庫 外木場久雄

奈 良 泉谷 良宏 和歌山 岩橋 重文 鳥 取 山下 卓治

島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂 広 島 村田 正文

山 口 香月 直樹 徳 島 西田 功 香 川 富岡 学

愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐 福 岡 八島 英孝

佐 賀 原田 照行 長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 中野 満 宮 崎 甲斐 孝明 鹿 児 島 林 陽郎

沖 縄 新城 安雄

#### 事務局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、総務課長 前田 敏明

#### 5. 議長・副議長

議長 外木場久雄(兵庫会会長)

副議長 八島 英孝(福岡会会長)

#### 6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、山田 美光(群馬会会長)、

外木場久雄(議長)

#### 7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があった。

次に、国土交通省の井上俊之大臣官房審議官より主に、①単位会にポータルセンター業務をお願いしているが、問い合わせも減っているので今年度で終了する予定である。②管理建築士講習、建築士定期講習の受講義務に関連して、特に管理建築士講習を11月27日の期限を過ぎて受講していない場合、事務所の要件違反になり都道府県知事により事務所登録が取り消されることを周知していただきたい。③建築基準法の見直しについて、検討会での取りまとめが終わり、その結果について、今後政務3役で方針が決定される予定である、旨の挨拶があった。

#### (1) 報告事項

1) 平成22年度上半期事業報告及び収支報告について

① はじめに高津専務理事より、平成22年度上半期事業報告の概要等について資料1により説明がなされた。

続いて、各常置委員会委員長より、担当する委員会に係る各事業報告等について、資料1により「総務・財務に関すること」(大内達史総務・財務委員長)、「教育・情報に関すること」(上野浩也教育・情報委員長)、「業務・技術に関すること」(田端隆業務・技術委員長)、「広報・渉外に関すること」(富岡学広報・渉外委員長)及び「指導運営に関すること」(中野満指導運営委員長)について説明がなされた。

② 北野常務理事より、資料1により、平成22年度上半期収支報告について、「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

## 2) 適合証明業務登録制度の今後の方針について

大内総務・財務委員長、高津専務理事より、資料2により次の趣旨の報告がなされた。

適合証明業務登録制度の維持及び存続を目指し、適合証明業務登録機関特別会計の財政安定化を図るため、平成22年度から同特別会計の経費負担率等の見直しを行ったが、今年度の新規・更新登録は約6,300名で前回の14%減と想定登録者数を大きく下回った。住宅金融支援機構より、このような状況で日事連は登録機関として財政上も継続できるのかとの問いかけがあり、改めて改善策を講じる必要が生じた。このため総務・財務委員会及び常任理事会で検討した結果、平成22年度及び平成24年度に、テキスト収支の一般会計からの移管、登録料の値上げ、登録事務費の引き下げ等の収支改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を実施する。なお、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況等を勘案し、新規・更新登録を実施するか否かを判断することとする。また、近年多発している適合証明技術者の不適正な業務に対する適正化については日事連と単位会が連携して取り組み、消費者等の信頼に添えていく。以上のことについて本日の理事会に報告し、了承された。

## 3) 公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針について

大内総務・財務委員長、高津専務理事より、資料3により次の趣旨の報告がなされた。

新法人移行検討ワーキンググループで、日事連の新法人への移行について検討を行ってきたが、公益社団法人への移行の場合は、認定基準である①公益目的事業比率を50%以上にしなければならない。②公益目的事業に係る収入が費用を超えてはいけない。③遊休財産額が、1年分の公益目的事業費相当額を超えてはいけない等の条件を継続して満たさなければならないため、日事連の今後の活動を想定すると、公益目的事業比率が50%以上とならない場合があること、さらに特定資産が遊休財産額と判断され、遊休財産額が1年分の公益

目的事業費相当額を超えてしまう場合等も考えられるなど、公益認定基準の継続維持が不確実である。また、移行後に公益認定基準の継続維持ができないときは、公益認定を取り消され、類似の団体等に公益目的財産残額を贈与しなければならないこととなり、解散することになる可能性が高い。このようなことから、当面、自主的、自律的な活動が可能で、税制面でも公益社団法人と大差ないと想定される一般社団法人への移行が良いと判断した。

これにより、日事連での移行方針、移行時期を次のとおりとしたい。

- ① 日事連は当面は「一般社団法人(非営利型)」に移行することとし、定款の目的に沿って公益事業を推進する。一般社団法人(非営利型)への移行に伴い確定する公益目的財産額は公益目的支出計画に沿って支出する。
- ② 一般社団法人(非営利型)に移行後については、「公益社団法人」への移行の必要性が生じた場合には、その段階で改めて公益社団法人への移行について検討を行うこととする。
- ③ 日事連は、一般社団法人(非営利型)への移行については、今後具体的な作業を進め平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とするが、認可協議の状況によって遅くとも平成25年11月までには移行を行うものとする。

また、単位会での対応については次のとおりとしたい。

- ① 平成18年11月30日の第99回全国会長会議で申し合わせた「公益社団法人への取組」については取り消し、削除するものとする。
- ② 公益社団法人又は一般社団法人への移行の判断については、各単位会の資産(財産)の状況、公益目的事業の比率、支部の取扱い等、各単位会の状況によって大きく判断が異なることから、単位会の事情に応じて単位会が独自に判断する必要がある。
- ③ 公益社団法人への移行は、社会的には公益性の高い法人と認識される一方で、公益社団法人へ移行後の公益認定基

準の継続維持が条件となり、単位会はこれを十分に考慮する必要がある。

- ④ これらを踏まえ、単位会は専門家に相談する体制を整えるなど移行に関する検討体制を早急に整備する必要がある。
- ⑤ 移行期限である平成25年11月までに認可が得られるよう十分な時間的余裕を確保して作業を行う必要がある。

#### 4) 建築基準法の見直しに関する検討会の状況について

三栖会長、高津専務理事より、資料4により次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会(座長:深尾精一首都大学東京教授)は、第10回目が9月13日に行われ、3つの検討課題を中心に賛否両論併記で座長のとりまとめ案が提示されたが、委員より多くの意見が出されたため、第11回目が10月19日に開催され、これまでの意見を踏まえ座長より再提示された。しかし、特に「おわりに」の部分について意見が出たため、これらの更なる意見を踏まえ一部修正することとし、座長一任となった。

建築四会では、検討会において意見をできるだけ共通意見としてまとめ、提案してきたが、11月4日には、検討会の結果を踏まえ、建築基準法の速やかな一部改正等がなされるよう馬淵国土交通大臣へ要望した。現時点では最終報告書は公表されていないが、今後、国土交通大臣への報告がなされ公表が行われるとともに、国交省政務三役の検討・判断によりしかるべき措置がなされるものと期待している。

#### 5) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

田端業務・技術委員長より、資料5により次の趣旨の報告がなされた。

建築基準法見直しに関する検討会のなかで提案され設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」の第1回目が11月15日に中央合同庁舎で開催され、構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討についての議論が行われた。各構造計算ルートについての検討と今後の整理方針(案)に

ついて議論した。この議論を踏まえて国総研及び建研協力委員において整理作業を行い、第2回目の委員会は平成23年2月が予定されている。

### ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

2月16日 会誌編集専門委員会

18日 総務・財務委員会

21日 管理講習会教材開発検討WG

22日 正副会長会議

常任理事会

23日 新法制度検討WG

28日 新法人移行検討WG

3月 8日 日事政研役員会

通常理事会

■1月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年1月1日～1月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	841	+ 63	5,191	16.2	219	+ 1	26.0
青 森	169	+ 1	1,115	15.2	32		18.9
岩 手	250	- 1	1,212	20.6	60		24.0
宮 城	294	+ 4	2,447	12.0	55		18.7
秋 田	173		1,351	12.8	43		24.9
山 形	189		1,444	13.1	47		24.9
福 島	200		1,869	10.7	49		24.5
茨 城	501		2,557	19.6	138	+ 1	27.5
栃 木	173		1,673	10.3	91		52.6
群 馬	175		2,126	8.2	92		52.6
埼 玉	579		5,802	10.0	107	+ 1	18.5
千 葉	436		4,137	10.5	99		22.7
東 京	1,388		17,321	8.0	367	+ 1	26.4
神奈川	788	- 2	6,887	11.4	154		19.5
新 潟	280		2,764	10.1	103		36.8
長 野	507	- 6	2,583	19.6	114	- 1	22.5
山 梨	113		966	11.7	13		11.5
富 山	291		1,454	20.0	56	+ 1	19.2
石 川	267	- 1	1,306	20.4	51		19.1
福 井	271	+ 2	1,131	24.0	58	- 1	21.4
静 岡	572		3,779	15.1	134	+ 1	23.4
愛 知	606		5,742	10.6	130	- 1	21.5
三 重	183	+ 1	1,546	11.8	66		36.1
滋 賀	198		1,372	14.4	37		18.7
京 都	270		2,485	10.9	79		29.3
大 阪	1,005		7,306	13.8	174	+ 1	17.3
兵 庫	503		4,216	11.9	123		24.5
奈 良	120		1,041	11.5	21		17.5
和歌山	118		856	13.8	26		22.0
鳥 取	79	+ 2	561	14.1	43		54.4
島 根	151		785	19.2	64		42.4
岡 山	450		1,749	25.7	59		13.1
広 島	384		2,739	14.0	120		31.3
山 口	114		1,373	8.3	37		32.5
徳 島	98	- 3	1,027	9.5	13		13.3
香 川	101		1,372	7.4	18		17.8
愛 媛	128		1,428	9.0	26		20.3
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	495	+ 1	4,365	11.3	135		27.3
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	240	+ 1	1,005	23.9	42		17.5
熊 本	227		1,560	14.6	80		35.2
大 分	200		1,067	18.7	35		17.5
宮 崎	134		1,260	10.6	65	- 1	48.5
鹿児島	320		1,533	20.9	76		23.8
沖 縄	182		1,373	13.3	46		25.3
計	15,081	+ 62	118,369	12.7	3,641	+ 3	24.1

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。


  
**会 務 月 報**
  
**第336号**

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

**■第3回 業務・技術委員会 議事概要**

[日 時] 平成23年1月21日(金) 14:00~16:20

[会 場] 日事連会議室

[出席者]

委員長: 田端 隆

委 員: 遠藤昭五、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、宮脇弘明

(欠席: 荻原幸雄、新井典夫、担当副会長 八島英孝)

日事連事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1: 建築確認手続き等の更なる運用改善に関する関係資料

資料2: 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

資料3: 単位会の全国入札状況アンケート調査票の統計

資料4: 平成23年度業務・技術に関する事業計画(案)

追加資料: 建通新聞1/18記事-2011年度設計業務等技術単価

**議 事**

**1. 報告事項**

**(1) 建築確認手続き等の更なる運用改善について**

- ・建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめが公表され、その結果、今後は運用改善を図る旨が示され、運用改善に係る調査の実施及び国土交通大臣への要望等について事務局より資料1に基づき報告がなされた。

- ・運用改善で示されている共同アライングについては、特に地方では窓口の所在地が全く異なり担当者の調整でかえって建築確認が長引くことが予想され現実的でない等の話があった。

**(2) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について**

2011-3 日事連会務月報

- ・構造計算適合性判定制度に関連する技術基準原案を検討するため、国が構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会を設置し、第1回が11/15開催され、日事連から田端委員長が出席し、資料2に基づき概略報告がなされた。次回2/17開催予定。

**2. 協議事項**

**(1) 最低制限価格に関するアンケート調査の回答による今後の進め方について**

- ・12/16付単位会会長宛へ低価格入札に関する実情アンケートの協力を依頼した。

- ・40単位会から回答が有り、各設問に対して全体の総回答件数から棒グラフ上に統計としてまとめた資料3を提出し事務局より概略説明がなされた。

- ・各委員のアンケートのとりまとめについての意見を踏まえ、集計は町村を除いて、都道府県及び市にターゲットを限定し統計を作ることとする。

- ・回答のない単位会へは、再度回答してもらうよう協力を求める。

- ・設問の中で、対象とする項目は①告示第十五号の適用、②低入札対策の導入、③入札条件として賠償責任保険の加入の3つに絞り、その上で傾向を分析し、前文をつけて成果物としてとりまとめることとする。

- ・成果物は、印刷物として作成し単位会へ提供したい。

- ・今後、荻原副委員長並びに八島担当副会長の意見も聞き、調整のうえ田端委員長が2週間くらいまでにとりまとめの方針等を作成し、業務・技術委員へ確認をとることとする。

**(2) 平成23年度業務・技術に関する事業計画について**

- ・平成23年度業務・技術に関する事業計画(案)については、資料4により事務局案として示され原案の通り承認した。

**◎次回委員会**

平成23年4月26日(火) 14:00~16:30 日事連会議室

**■第9回景観・まちづくり特別委員会議事概要**

日 時 平成23年1月26日(水) 13:30~15:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・横須賀満夫、副委員長・福島賢哉

委員・中村清隆、川島啓道、平山正義、入口嘉憲

欠席者 委員・高橋敏彦、浅野正敏

事務局 高津、北野、戸谷、夏目

〈配付資料〉

資料1-1～3: 景観形成・まちづくり推進協議会WG資料

資料2: 平成23年度予算事項概要説明、専門家派遣のあり方について

資料3: 平成23年度事業計画(案)

参考1: 景観・まちづくり活動実施状況調査報告一覧

参考2: 前回委員会概要

議事

#### 1. 景観形成・まちづくり推進協議会WG(第5回～第7回)報告

福島副委員長より、第5回～第7回の景観形成・まちづくり推進協議会WGに関する報告が、資料1により以下のとおりなされた。前回の日事連第8回景観・まちづくり特別委員会(平成22年9月17日開催)以降、サ WG2回を含めて計5回WGが開かれた。

まず、第5回WG(平成22年9月30日開催)では、今後の専門家派遣及び専門家基礎リストについて協議が進められ、専門家派遣については、できるだけ若手を派遣し、経験を積ませていくという方針が示された。現在、景観まちづくりに関する専門家基礎リストには約1,300名の登録があり、今後さらに内容の充実を進めていく予定との報告もなされた。

第6回WG(平成22年11月2日開催)では、主に専門家派遣のあり方についての論点整理が行われ、また、サ WGを設置し、専門家基礎リストについて更なる検討を進めていくことも決定した。

第7回WG(平成23年1月11日開催)では、平成22年度専門家派遣の進捗状況に関して報告がなされ、サ WGでの専門家基礎リストについての検討内容についての報告も合わせて行われた。そして、(社)住まい・まちづくり担い手支援機構が情報提供を行っている「住まい・まちづくり活動アドバイザー」をベースとした建築士データベースに、今回各団体から推薦された景観・まちづくりに関する専門家を加え、地域の活動団体がまちづくり活動を進める上で有用な専門家検索システムの構築を目指していく旨の説明があった。

各団体から推薦された建築士の中には、住まい・まちづくり担い手事業の派遣メンバーに選ばれる可能性があることを理解していない方もいる。また、リストアップするための基準も設定されていないため、派遣専門家としてリストアップしてもよいかどうか懸念される。日事連からリストアップした42名については、建築士データベースに情報を掲載してもよいかどうかの承諾が得られていない。そのため、専門家基礎リストの作成スケジュールを踏まえつつ、必要であれば本人に確認作業を行うこととした。

専門家基礎リストは平成22年度中に本人の掲載意思確認及び情報更新を実施し、平成23年4月から使用できるよう予定されている。しかし、日事連と日本建築家協会から推薦した名簿については4月からの運用には間に合わない。平成23年1月31日に開催される次回景観形成・まちづくり推進協議会WGでは、検索システムの構築について議論される予定となっており、この結果を受けて適宜対応することとした。

最後に、平成23年2月7日に予定されている「住まい・まちづくり担い手事業活動報告会」の進め方についての概要説明がなされた。

#### 2. 平成23年度担い手事業の実施及び専門家派遣の進め方について

事務局より、平成23年度担い手事業の実施について、予算額は22年度と比較して減額される見込みではあるが、事業は継続していくとの報告が資料2によりなされた。

また、福島副委員長より平成23年度の担い手事業のあり方についての説明がなされ、主な活動内容としては、テーマを明確にした専門家支援チームの育成が考えられており、現在叩き台を提示している段階であり、今後各団体からの意見を反映させていく旨の報告がなされた。

これに対して、担い手事業に派遣するメンバーについては、実務者と学術的分野のメンバーを、派遣する目的を明確化した上で人選を行うべきでは、といった意見が出された。また、平山委員より、専門家基礎リストの作成に関して、どのようなことに対して募集を行っているのか分かりにくい。設計と監理ができ、まちづくりに理解がある建築士がいることが事務所協会の強みであ

り、多くの人に手を挙げてもらうには、明快なテーマをいくつか示し、その提示したテーマに対して、得意分野があれば応募して下さいという形にすれば相当の応募者がでてくるのではとの意見が出された。こうした対応をとることによって、専門的な知見を持った建築士を最適な地域に派遣し、専門的なアドバイスを提供できるのではないかと意見が合わせて出された。

福島副委員長より、これまでの専門家派遣事業は、必ずしも適材適所の派遣とは言い切れず、改善策として得意分野別にグループ分けを行い、できるだけ精度の高い派遣を行っていくことが23年度の主な事業になるとの説明がなされた。

また、地方では専門家に関する情報が不足しており、専門家基礎リストが作成されれば、情報の入手という点で有用なものになると考えられることから、できるだけ利便性の高い仕様にしてほしいとの意見があり、これに対して、福島副委員長から各意見を踏襲し、次回WGで報告する旨の説明があった。

### 3. 平成23年度事業計画(案)について

事務局より資料3により、景観・まちづくりに関するの平成23年度事業計画(案)について諮ったところ、案のとおり承認された。主な活動内容としては以下の3点が予定されている。

1. 景観・まちづくり活動支援に関する国の要請に対する協力
2. 景観・まちづくり活動を担う人材の育成、支援システムの検討
3. 景観・まちづくりに関する単位会及び会員への必要な情報提供

今後の活動について、具体的に景観・まちづくりに関する単位会の取り組みに関する情報提供や啓蒙活動を行う場の必要性、実際に単位会に赴いて活動できる環境があればなおよいのではないかと、といった意見が各委員から挙げられた。また、平山委員より神奈川会では景観まちづくり委員会を設置し、現在、景観整備機構の指定を目指している。指定の過程で必要となる手続きや、指定後の活動について、日事連から講師を派遣する、または情報提供を行ってはどうかとの意見が出された。その後、川島委員より東京会でも、見識のある方を迎えて景観まちづくりに関する活動を行っていく予定であるとの報告がなされた。

こうした活動に際して、情報をリンクさせる場が重要ではないか

との意見が出された。情報提供に関しては日事連会誌の活用を考えていきたいとの回答が事務局よりなされた。

### 4. その他

入口委員より、大阪会で実施されている景観まちづくりプロ養成講座について説明がなされた。全5回シリーズで予定されており、昨年11月の第1回講座では大学の研究者を講師に招いて講演を行った。今後も建築に関する啓蒙活動の一環として、景観まちづくりの事例・手法・実践に関する講座を実施予定との説明があった。

次回委員会 平成23年5月27日(金) 14:00~16:00

## ■第3回 教育・情報委員会 議事概要

日時 平成23年1月28日(金) 14:00~16:00

会場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委員 相場 博、遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、岩田 守、神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、恩田 利昭、吉田 茂、市川 貴之、野出 友樹、夏目 浩行

<配付資料>

前回議事録

資料1 :平成23年度教育・情報委員会事業計画(案)

資料2 :建築CPD情報提供制度の動き等について

資料3 :建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査報告書(案)

資料4 :管理講習会教材開発検討WG関係資料

資料5-1:法定講習の実施状況等について

資料5-2:建築教育センター業務連絡会議資料(管理建築士講習)【センター作成資料】

資料5-3:建築教育センター業務連絡会議資料(建築士定期講習)【センター作成資料】

資料5-4:平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に

に対する回答について(案)

資料5-5:管理建築士講習における会員向け未受講対策等について(案)

資料6 :研修制度の充実等について

議事:

(1)平成23年度教育・情報委員会事業計画(案)について

事務局より平成23年度教育・情報委員会事業計画(案)について、資料1により説明がなされた。事業計画(案)の具体的内容としては、(1)法定講習(「管理建築士講習」、「建築士定期講習」)の円滑な運営に向けた実施協力、(2)開設者及び建築士事務所に所属する建築士に対する研修の充実、(3)建築CPD情報提供制度の活用推進、(4)インターシップへの支援・協力、(5)その他、教育・情報に関すること、の5項目であり、上野委員長が委員に諮ったところ、原案どおり了承された。

(2)建築CPD情報提供制度の動き等について

事務局より、資料2により昨年12月3日に開催された第17回建築CPD運営会議の内容について報告がなされた。報告事項としては、

- 1)平成23年度より、推奨単位を12単位とする
- 2)平成23年度より、建築士定期講習をCPDプログラムとして認定する
- 3)建設系CPD協議会へのオブザーバー参加について、建築士会連合会から異論が出された結果、参加が見送られ、引き続き検討することとなった
- 4)財建築技術教育普及センター「建築CPD運営会議」からの要請を踏まえ、都道府県へのCPD活用要望を推進していく  
なお、委員からは、建築士定期講習の認定について、新たに建築CPD情報提供制度の認定単位となる建築士定期講習に関しては、付与する方法として各単位会を申請窓口にした方が周知の面でもよいのではとの意見が出された。  
また、建設系CPD協議会へのオブザーバー参加に関して、都道府県によっては同CPD制度を採用しているところが多く、公共系業務を受注する際に影響が憂慮されるため、行政に対して建築CPD情報提供制度の適用を促していく必要があるとの意見が

出された。

上記報告と意見を踏まえ協議の結果、建築CPD情報提供制度は、士会のオープン化の影響等もあり、制度が複雑化しているため、単位会においても正確に建築CPD情報提供制度について把握していない可能性も考えられることから、改めて本制度に関する情報提供等を行うこととした。

また、上野委員長より、建築CPD情報提供制度を各都道府県が採用していくよう、単位会において要望活動を積極的に実施していくことが重要であるとの発言があり、都道府県宛での共同要望文書については、今後、広報・渉外委員会にて細部を詰めた後、単位会に向けて提供することとした。

また、共同要望文書の内容をもとに、単独の要望文書ひな型を作成し、新年度に合わせ、単位会宛て提供することとした。

(3)会員建築士事務所の基礎的データ調査について

事務局より、資料3に基づき会員建築士事務所の基礎的データ調査のこれまでの経緯と報告書(案)についての説明に併せ、本調査の成果物として最終的に冊子にまとめて各単位会に送付し、単位会運営・施策に活用していただくこととしたい旨の説明があり、協議の結果、了承された。

(4)管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料4により、管理講習会教材開発検討WGの検討状況等に関する報告に併せ、今後、テキスト目次(案)を平成23年度の初め頃までに作成し、各単位会に提供することで、知事指定継続の要望活動に活用していただくこととしたい旨の説明があり、了承された。

なお、委員からは、テキストの内容について、過去の建築に関する事件を考慮し、倫理規定を挿入した方がよいとの意見が出された。

(5)法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

事務局より、資料5-1に基づいて、直近の法定講習の実施状況、平成23年度第一期講習(4月～6月)の受付期間・開催予定等についての報告に併せ、昨年11月に管理建築士講習未受講者に対する受講促進のためのダイレクトメールが新・建築士制度普及協会より発信されたものの、現在のところ受講者の増加にはつな

がっていない旨の説明があった。

また、資料5-2及び資料5-3により、昨年12月15日(東京)、17日(大阪)において開催された、(財)建築技術教育普及センター主催の法定講習業務連絡会議についての結果報告に併せ、建築教育センターから未受講者数を踏まえて、平成23年度の法定講習年間計画を策定してほしいとの協力要請があった旨の説明がなされた。

続いて資料5-4により、昨年12月3日付けで建築教育センターより提案のあった、平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について、上野委員長及び事務局から、単位会に対するアンケート調査の結果を踏まえ、主に以下内容による検討叩き台案について、説明が行われた。

①受講料の引き下げについては、意見の隔たりが大きいことから、平成23年度からの見直しは見送り、平成24年度からの引き下げに向けて継続審議としたい。

②顧客サービスの観点からも実施できるものについては平成23年度より改善を行っていただきたい。

引き続き協議の結果、原案どおり了承され、本案に沿って建築教育センター宛ての回答文書(案)を作成し、上野委員長に確認の上、建築教育センター宛て、提出することとした。

最後に、事務局より資料5-5によって、平成23年11月27日の経過措置期間の終了が迫っている管理建築士講習の未受講者対策について説明がなされ、協議の結果、了承された。

また、日事連会誌にも受講確認のための啓発ページを設ける件についても、広報・渉外委員会と調整の上、進めていくこととした。

#### (6) 研修制度の充実等について

事務局より資料6において単位会及び日事連の研修制度について、現状及び今後の活動予定について以下の説明がなされた。

法定団体として単位会及び日事連には研修の実施義務があり、各種研修を充実させていく必要がある。定期的に全単位会の研修に関する情報を収集し、取りまとめの上、各単位会に情報提供を行い、役立てていただくこととしたい。

以上の説明を踏まえ、協議の結果、了承された。

#### (7) その他

次回委員会 平成23年4月8日(金)14:00~16:30

### ■第3回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成23年2月4日(金) 14:00~16:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長:中野満 副委員長:上原伸一

委員:小町屋一則、飯窪功児、西川英治、

前川浩二、西田功、新垣昇盛

担当副会長: 山下卓治

事務局: 高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成22年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)  
(委員による修正版)

資料2 苦情の解決業務の育成支援に関する平成23年度以降の実施  
について(案)

資料3 平成23年度 指導運営に関する事業計画(案)

資料4 事例・データの収集等について

参考資料 苦情解決業務700

議事1. 平成22年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別ポート)  
について

平成22年度上半期の個別ポートについて、資料1に基づき修正を担当した各委員から説明があった。再度単位会への確認・修正等が必要と判断された個別ポートについては、以下のように担当した委員が再修正を行い、2月28日までに日事連事務局までメールで送付することとした。

担当委員名:資料1のページ番号

・前川委員: 7~10

・飯窪委員:14~16

・西田委員:25

・新垣委員:29

また、次回以降、建築士事務所の業務に対する苦情の解決業務に当たらない個別ポートについては、提出しないように単位会

へ強く注意喚起することとした。

「苦情の解決業務の参考事例集」の名称については、「対象外業務の参考例」と区別し難いため、「参考」を取り、「苦情の解決業務の事例集」に変更することとした。

## 議事2. 苦情の解決業務の育成支援に関する平成23年度以降の実施について

苦情の解決業務の育成支援に関する平成23年度以降の実施について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。

- 1) 個別レポートの助成制度の期間延長については、原案通り一同了承された。
- 2) 苦情相談申込書の提出を前提とした電話等によるアドバイスに関する個別レポートの対象範囲の拡大については、以下の反対理由により、平成23年度は見送りとし、実施しないこととした。
  - ・電話で解決できるものは、単位会の社会貢献の範囲と考えた方が良い。
  - ・電話で解決できる内容では、苦情解決業務の育成支援に役立つレポート内容に成り難い。
- 3) 単位会の指導委員等を対象とした苦情解決業務研修会の実施については、各ブロックで判断し、必要に応じて対応することとした。

## 議事3. 平成23年度 指導運営に関する事業計画について

平成23年度 指導運営に関する事業計画について、資料3に基づき事務局から説明がなされ、各委員において確認し、これを了承した。

## 議事4. 新法制度に係るアンケート調査及びデータ収集について(報告)

1月27日に開催された新法制度検討WGで決定したこと等について、資料4に基づき事務局から報告がなされた。

単位会の建築相談担当向けアンケート調査については、聞き取りの結果ほとんど書き込めるような記録がないことから、取りやめることとした。会員事務所向けアンケート調査および建築相談等の機会を活用した事例収集活動については、実施することとした。

## 議事5. その他

単位会において、苦情の解決業務にいく前に未然に解決することを目的とした勉強会を開催している事例があれば、次回委員会で報告することとした。

次回委員会 平成23年5月9日(月)13:30～16:00

## ■第1回 建築設計制度等対応特別委員会 議事概要

日 時 平成23年2月8日(火) 10:00～12:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 小林 志朗、榊原 信一、佐々木宏幸、  
佐野 吉彦、望月 淳一、高津 充良

事務局 北野、恩田、吉田、鈴木

〈配付資料〉

資料1 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について

資料2 建築確認手続き等の更なる運用改善についての関係資料

資料3 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会関係資料

資料4 業務報酬基準の適正活用検討研究会(12/14)関係資料

資料5 公共建築設計懇談会 意見交換会(1/31)関係資料第48回建築設計制度等対応特別委員会議事録(案)

議事

### 1. 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について

・当ワーキンググループの検討状況について、資料1に基づき事務局より報告がなされた。

・事例・データの収集等については、単位会の建築相談担当向けアンケート調査も考えていたが、建築士事務所法の必要性を裏付けられるような回答はあまり得られないという判断から取り止めることとし、会員事務所向けアンケート調査及び単位会の建築相談等の機会を活用して建築士事務所の関与のしかたが不適切であったもの等の記録を収集する。

・今後、ワーキンググループにおいて検討を重ねつつ、成果品として報告書を作成し、6月の理事会、全国会長会議において中間報告する予定である。

### 2. 建築確認手続き等の更なる運用改善について

・建築基準法の見直し検討会に関する検討会のとりまとめ及び次

の段階として国土交通省において有識者による建築法体系勉強会が設置され第1回目に行われた検討事項等について、資料2に基づき高津委員より報告がなされた。

- ・国土交通省からの運用改善の調査の依頼では、単位会より確認申請図書の簡素化に係る意見が沢山だされているが、建築設計4団体において意見の共通化ができるものは一つにして提言していくこととし、今後4団体の実務者等が集まり意見交換をすることとしている。

### 3. 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の検討状況について

- ・構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会に日事連の代表として出席している田端氏(業務・技術委員会委員長)が特別出席し、昨年11月15日に行われた同検討委員会の議事内容について資料3に基づき報告がなされた。
- ・ツィンクや梁の剛性のとりかた等について特定行政庁の判断材料がないので、今後対象物件を種々あげていき、指針等で判断できるよう技術的検討を行うこととしている。
- ・適判の制度自体の運用を改善しないと技術的検討をしても意味がない、また適判機関の指定数が都道府県によって偏っていて実質的にすみ分けしているので改善する必要があること等当委員会での意見を踏まえて田端氏が検討委員会に発言していくこととした。
- ・次回検討委員会は2月17日に行うこととしている。

### 4. 業務報酬基準の適正活用検討研究会(12/14)の報告について

- ・12/14に開催した業務報酬基準の適正活用検討研究会について、同研究会の中に設置している業務量調査・検討WGの検討状況を佐々木委員より資料4に基づき報告がなされた。
- ・業務量調査については、新築と改修に分けて検討することとなり、今年8月頃にプレ調査を行いつつ新築は平成23年度に調査票をとりまとめることとし、改修は平成24年度に調査票をとりまとめることとしている。

### 5. 公共建築設計懇談会・意見交換会(1/31)の報告について

- ・1/31に開催した公共建築設計懇談会・意見交換会に佐々木委員が出席し、資料5に基づき各事項について報告がなされた。

### 6. その他

- ・次回委員会日程 平成23年4月26日(火)10:00~12:30

### ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

3月23日 管理講習会教材開発検討WG

24日 新法制度検討WG

29日 常任理事会

全国会長会議

予算総会

日事政研総会

4月 1日 構造技術専門委員会

5日 業務報酬基準WG

6日 新法人移行検討WG

8日 教育・情報委員会

11日 管理講習会教材開発検討WG

■2月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年2月1日～2月28日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	896	+ 55	5,191	17.3	223	+ 4	24.9
青 森	169		1,115	15.2	33	+ 1	19.5
岩 手	249	- 1	1,212	20.5	60		24.1
宮 城	295	+ 1	2,447	12.1	58	+ 3	19.7
秋 田	173		1,351	12.8	43		24.9
山 形	189		1,444	13.1	47		24.9
福 島	200		1,869	10.7	49		24.5
茨 城	501		2,557	19.6	141	+ 3	28.1
栃 木	173		1,673	10.3	91		52.6
群 馬	175		2,126	8.2	93	+ 1	53.1
埼 玉	579		5,802	10.0	109	+ 2	18.8
千 葉	435	- 1	4,137	10.5	101	+ 2	23.2
東 京	1,379	- 9	17,321	8.0	371	+ 4	26.9
神奈川	786	- 2	6,887	11.4	154		19.6
新 潟	280		2,764	10.1	104	+ 1	37.1
長 野	507		2,583	19.6	115	+ 1	22.7
山 梨	113		966	11.7	13		11.5
富 山	291		1,454	20.0	56		19.2
石 川	267		1,306	20.4	51		19.1
福 井	269	- 2	1,131	23.8	58		21.6
静 岡	571	- 1	3,779	15.1	139	+ 5	24.3
愛 知	606		5,742	10.6	131	+ 1	21.6
三 重	183		1,546	11.8	66		36.1
滋 賀	198		1,372	14.4	37		18.7
京 都	270		2,485	10.9	79		29.3
大 阪	1,005		7,306	13.8	174		17.3
兵 庫	503		4,216	11.9	123		24.5
奈 良	120		1,041	11.5	21		17.5
和歌山	118		856	13.8	26		22.0
鳥 取	79		561	14.1	43		54.4
島 根	151		785	19.2	65	+ 1	43.0
岡 山	450		1,749	25.7	60	+ 1	13.3
広 島	384		2,739	14.0	120		31.3
山 口	114		1,373	8.3	38	+ 1	33.3
徳 島	98		1,027	9.5	13		13.3
香 川	101		1,372	7.4	18		17.8
愛 媛	129	+ 1	1,428	9.0	26		20.2
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	495		4,365	11.3	136	+ 1	27.5
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	240		1,005	23.9	42		17.5
熊 本	227		1,560	14.6	81	+ 1	35.7
大 分	199	- 1	1,067	18.7	36	+ 1	18.1
宮 崎	136	+ 2	1,260	10.8	65		47.8
鹿児島	320		1,533	20.9	77	+ 1	24.1
沖 縄	182		1,373	13.3	46		25.3
計	15,123	+ 42	118,369	12.8	3,676	+ 35	24.3

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。

# 会務月報

## 第337号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第1回全国大会運営特別委員会議事概要

日時 平成23年2月3日(木)13:30~15:40

会場 日事連会議室

出席者 委員長 野呂敏秋 副委員長 田畑光三

委員 渡邊武、渡辺光司、中岡数夫、大内達史、田端隆

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

○野呂委員長、田畑副委員長の挨拶並びに委員の自己紹介が行われた。

#### 1. 協議事項

(1) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)事業計画について

①委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

事務局より、委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて資料1によって説明がなされ、大会当日までの準備事項等のスケジュール確認をした。

②福島大会実施要項(案)について

渡辺委員より、大会実施要項(案)について資料2によって説明がなされた。協議、検討の結果、大会式典及び記念パネーティ等のタイムスケジュール等については、過去の全国大会での時間や会場の移動時間等を考慮し、一部時間等を修正することとし、次のとおりの概要を大会実施要項(案)として常任理事会に諮ることとした。

(福島大会概要)

・大会テーマ

「環境・人・建築 次世代への継承」

・大会スローガン

「さとを継ぎ、わざを伝え、こころを繋ぐ」

・大会期日

平成23年10月21日(金)

・大会会場

福島県文化センター

・記念パネーティ会場

サンパレス福島

・参加費

大会参加費 4,000円、記念パネーティ参加費 12,000円

・パネーティディスカッション「多様な居住形態と循環型の住まいづくり」(仮称)

コーディネーター 福留功男(アカウンター)

パネーティ 初スト 安藤邦廣、佐々木孝男、菊地進、地元有識者

・記念講演「宇宙から地球環境を考える」(仮称)

毛利衛(宇宙飛行士、日本科学未来館館長)

・収支予算

収入合計60,000,000円 支出合計60,000,000円

③大会参加予定者数調査について

渡辺委員より、大会参加予定者数予備調査について資料3によって説明がなされた。事前に単位会からの大会及び記念パネーティの出席予定者の概数把握をするため、2月22日開催の常任理事会において大会実施要項(案)が決定後、福島会よりメールで単位会宛に調査依頼を行うこととした。(回答期限は3月末日)

(主な意見)

・早い時期に日事連事務局も会場確認を行った方が良いのではないかと。

・日事連建築賞の審査講評では受賞作品をスクリーンに映しているが、福島大会より取り止める方向にしたらどうか。

その他の準備、確認事項については、福島会事務局と日事連事務局で調整をしながら準備を進めることとし、次回委員会で大会式典等の具体的な運営を協議、検討することとした。

2. 次回委員会の開催について

次回委員会の開催は、7月25日(月)13:30~17:00とした。

(配付資料)

資料1 委員会及び事務局の大会当日までのスケジュールについて

資料2 大会実施要項(案)について

(参考) 第34回建築士事務所全国大会(愛媛大会)収支計算書、次第等

資料3 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の参加予定者数の予備調査について

## ■第4回総務・財務委員会議事概要

日時 平成23年2月18日(金) 14:00~17:20

会場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委員 佐々木宏幸、曾田賢治、高橋祥治、  
小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、  
戸谷、前田、松谷、赤土

欠席者 委員 鈴木勇人

### 1. 議事

(1) 平成23年度日事連建築賞募集要項及び日事連建築賞選考委員会委員について

事務局より募集要項の一部改正及び委員の変更案について説明がなされ、協議の結果、資料1のとおり常任理事会に提案することとした。

主な改正点は以下のとおり。

- 1) 日事連建築賞が公益性をもつ事業であることを前面に出すため、応募資格は従来どおり変更せず、募集要項の目的にある「単位会の会員である」という記述を削除すると共に、応募資格者の記述内容を整理したこと。
- 2) 委員について、国土交通省前大臣官房審議官の佐々木基氏を現大臣官房審議官の井上俊之氏に、日事連前副会長山崎善利氏を現副会長の野呂敏秋氏に交代し、他の委員については従来どおりとしたこと。
- 3) 対象建築作品竣工日、応募期限、単位会の応募数の基準と

なる会員数の期日及び表彰日について、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと。

(2) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

事務局より平成22年10月1日に帝国ホテルで行われた標記建築士事務所全国大会の実施結果について、資料2によって報告がなされ、これを常任理事会に報告することとした。なお、有償参加者が842名、収支は1,970万余円だった。

(3) 全国大会運営特別委員会(福島大会)委員について

事務局より12月6日の理事会で承認された全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成については、その後、資料3のとおり委員名が決定したこと及び運営方法について報告がなされ、これを常任理事会に報告することとした。

(4) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について

事務局より全国大会運営特別委員会で協議した第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について資料4によって説明がなされた。

協議の結果、委員から前回の全国大会(東京開催)での大会宣言で「建築士事務所法の制定を目指す」としているため、シボジウムも大会宣言も建築士事務所法に関連を持たせたものとする必要があるのではないかと意見が出されたが、地方開催であり、福島会の特色を生かした大会運営とするため、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について

事務局より、平成24年度は日事連創立50周年の年に当たることから、第37回建築士事務所全国大会(東京開催)を50周年記念事業として拡大して実施する。この場合50周年記念式典は、従来の全国大会実施会場である帝国ホテルとすると、開催日の候補は平成24年10月5日または10月12日となる。この50周年記念事業の実施に当たっては、全国大会50周年事業特別委員会を設置し、同特別委員会の下に、事業企画運営小委員会及び記念誌小委員会(いずれも仮称)を設置し準備を進めることにつ

いて資料4によって説明がなされた。

委員からは、50周年記念事業の全国大会だと参加者が例年より増えると思われるが、会場は帝国ホテルで大丈夫かとの質問が出されたが、事務局で主要なホテル等に当たり、会場の調整を行ったが、規模・日程の面からも帝国ホテル以外での実施は難しい状況が説明された。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

#### (6) 第55回通常総会議案について

##### ①平成22年度収支更正予算について

事務局より平成22年度の一般会計及び特別会計の収支予算について、その更正を行うため、資料6、資料8及び資料9により更正理由、更正科目及び更正額が説明された。

なお、更正については、平成22年3月30日の総会で、理事会の議決事項とすることの承認を得ているが、今回は一般会計から適合証明業務登録機関特別会計に適合証明業務に係る講習テキストの収支を移管し、同特別会計に科目を新設することの理由から総会での議決事項とする。

委員から次の質問が出された。

・一般会計から特別会計への移管について、過去の分についてまで遡及する必要はないか。

→毎年度、総会で決算が承認されており、遡及することはできない。

協議の結果、平成22年度収支更正予算について原案のとおり、常任理事会に提案することとした。

##### ②平成23年度事業計画について

平成23年度事業計画について、資料8により概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業計画は以下のとおり。

法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。また、平成24年度の一般社団法人への移行に向け、移行申請準備に取り組む。

##### 1) 構成員の増強等組織の拡充

・単位会と共に構成員の増強活動方法を研究し、建築士事務所への加入促進を図る。

##### 2) 日事連建築賞の実施

##### 3) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の実施

・平成23年10月21日(金)於:福島市

##### 4) 一般社団法人への移行に向けた移行申請準備

##### 5) 日事連の運営に関わる諸規程等の整備

##### 6) 各種保険制度の運営

協議の結果、平成23年度事業計画案について、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

##### ③平成23年度収支予算について

事務局より平成23年度の一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計収支予算案について、資料7、資料8及び資料9により説明がなされ、協議の結果、原案を了承し常任理事会に提案することとした。

##### (7) 会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について

会員増強検討WG主査である西村副委員長及び事務局より、会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について、資料10によって次の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会会員の加入促進策を検討することを目的とし、単位会へ会員増強に関するアンケート調査を実施し、その結果を基に検討を重ね、この中間報告(叩き台)を作成した。今後はこの中間報告を基にして平成23年度には単位会やブロック協議会に意見を求め、必要な見直しを行った後、会員増強の実施方針としてとりまとめを行い、平成23年度内に理事会で決定、会長会議に報告し、単位会とのコンセンサスを得る。なお、具体的な活動については、できるものから早急に取り組んでいく。

##### (8) 新法人移行検討WGの活動状況について

新法人移行検討WG主査である大内委員長及び事務局より、昨年9月からの活動状況と一般社団法人への移行方針が12月6日の理事会で決定されたこと及び全国会長会議で報告されたことについて説明がなされた。

##### (9) 平成23年度の主な会議日程(予定)について

平成23年度の主な会議日程について資料12によって事務局より報告がなされた。

次回委員会開催予定

平成23年5月16日(月)13:30～16:00

(配付資料)

- 資料1: 平成23年度日事連建築賞の募集要項の主な改正点について
- 資料2: 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書
- 資料3: 平成23年度・第36回全国大会運営特別委員会(福島大会)委員について
- 資料4: 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)(案)
- 資料5: 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について(案)
- 資料6: 平成22年度収支更正予算について
- 資料7: 平成23年度一般会計予算内訳書(案)
- 資料8: 第55回通常総会議案書
- 資料9: 平成22年度収支更正予算書説明書、平成23年度収支予算書説明書
- 資料10: 会員増強検討ワーキンググループの検討状況について
- 資料11: 新法人移行検討ワーキンググループの活動状況について
- 資料12: 日事連・平成23年度主な会議日程(予定)

## ■平成23年2月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年2月22日(火)13:30～16:50

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、

西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、野呂敏秋副会長、富岡 学常任理事

6. 議事進行役

野呂敏秋副会長

7. 議事

(1) 専決事項

1) 平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

事務局より、平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員について資料1により次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、昨年度より日事連建築賞は応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認め、会員増強の一環として実施した。平成23年度では、上記の主旨を前提にして、日事連建築賞が公益性をもつ事業であることを前面に出すために、目的では「単位会の会員である」という記述を削除し、応募資格では記述内容を整理した。

ただし、応募資格で第2次審査候補作品に選考された時点で、単位会会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募することは、従来どおりである。

また、選考委員会委員では2名の変更を行った。(新)井上俊之(国土交通省大臣官房審議官・建築行政担当)、野呂敏秋(日事連副会長、(株)鳳建築設計事務所代表取締役会長)、(旧)佐々木基(国土交通省前大臣官房審議官・建築行政担当・現道路局次長)、山崎善利(日事連相談役・前副会長)。

その他年度が変わったことにより対象となる建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料1のとおり平成23年度の日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員を決定した。

## 2) 会誌の誌面刷新等の決定の件

富岡広報・渉外委員長より、会誌の誌面刷新等について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年の10月より、前委員長(戸田和孝氏)の辞任に伴い、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任され新体制でスタートした。また、長年、会誌の編集作業を依頼していた(有)トークメディアプラネット(木山恵世氏)から、昨年12月22日付で平成23年3月号をもって編集業務を辞退するという申し入れがあったため、平成23年4月号からの編集作業について数社の編集企画会社を選定し、実績等を検討した結果、企業及び公益法人の広報誌等を長年手がけている(有)城市創事務所(城市創氏)に、当面の編集業務を依頼することとした。

会誌編集専門委員会では、長年の懸案であった表紙デザインを含めた誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から以下のとおり変更することとした。

### ①基本姿勢

- ・会員の情報共有、相互交流の媒体とする。
- ・日事連について広報するとともに、その社会的地位向上を図る。
- ・日事連及び単位会の取り組み・課題を主要テーマとする。
- ・会員の業務に役立つ情報を掲載する。(行政情報等)

### ②会誌名称の変更

新名称「日事連」、サブタイトル(建築士事務所の全国ネットワーク)。現名称「Argus-eye」は7年余り使用しているが、名称の意味が理解できない、日事連の会誌と結びつかない等、会員に浸透していないことから変更する。

### ③表紙デザインの変更

現在は表紙が目次化されているが、今後は各号ごとに記事と関連した写真1点を中心に、特集タイトル等を記載する。

### ④発行人の変更

建築関係10団体の会誌発行人を調べたところ、専務理事名が9団体、会長名が1団体であったため、本会も現・北野芳男常務理事から高津充良専務理事に変更する。

### ⑤上記①基本姿勢に則った特集及び連載企画を提案・検討する

こととし、あわせて単位会及び会員からの原稿執筆を増やす。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料2のとおり会誌の誌面刷新等を決定した。

## (2) 協議事項

### 1) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について

第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について野呂全国大会運営特別委員会委員長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「環境・人・建築 次世代への継承」、大会スローガン「さとを継ぎ、わざを伝え、こころを繋ぐ」として平成23年10月21日に福島市で開催する。

大会行事はパネディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティが予定されている。また、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円とし、収支予算総額は6,000万円となっているとの説明がなされた。

協議の結果、原案を了承し、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)を資料3の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

### 2) 会員への管理建築士講習の未受講者対策について

会員への管理建築士講習の未受講者対策について上野教育・情報委員長及び専務理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習の経過措置期間(平成23年11月27日まで)の終了が迫ってきたことを踏まえ、会員を対象に、受講忘れによる事務所の登録取り消し等の事態が発生することを防ぐため、対応措置を講じたい。未受講により登録が取り消された場合、当該事務所のみならず、顧客(消費者)にも多大な影響を及ぼし、混乱を招くことが想定される。こうした事態の発生を未然に防ぐことで、会員事務所をはじめ、消費者等の保護を図るとともに、事務所協会及び会員事務所に対する社会的信頼の確保を図る。このため、各単位会の協力を得て、単位会会員に対し、受講促進の周知及び受講有無の確認等の事

項を記載した往復がきを発信し、その返信結果もしくは未返信の状況等を確認・管理する形により実施する。これらの経費について単位会への助成措置を講じる。実施時期は、本年5月から7月頃を想定している。

協議の結果、原案を了承し、会員への管理建築士講習の未受講者対策を資料4の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

### 3) 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について

苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について中野指導運営委員長より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

#### ① 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)に関する助成制度の期間延長について

平成23年4月以降も継続して個別レポートに関して従来通り1件につき12,000円の助成を行う。個別レポートを基にした苦情の解決業務の事例集の作り方については、指導運営委員会と協議する。助成の期間延長は、平成24年度(平成25年3月末)までとする。その後については、実施状況等を勘案し、改めて検討する。個別レポートの助成額の上限は、従来通り1単位会あたり年間300,000円とする。

#### ② 単位会の指導委員等を対象とした「苦情解決業務研修会」の実施について

単位会の指導委員等を対象として、ブロック単位ごとを原則として苦情の解決業務の事例集をもとに研修会を実施する。日事連は、日事連から派遣する講師の旅費・宿泊費、および研修会の会場費を助成する。研修会の実施は、当面、平成23年度(平成24年3月末)までとする。その後については、実施状況等を勘案し、改めて検討する。単位会の指導委員等の研修会参加に係る旅費・宿泊費については、それぞれの単位会で負担する。

協議の結果、原案を了承し、苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施を資料5の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

### 4) UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について

UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について富岡広報・渉外委員長及び専務理事より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年11月に単位会・ブロック協議会に対し、UIA2011東京大会で実施を企画しているイベントで、計画を進めている単位会(又はブロック協議会)において、日事連との共催を希望するものがあれば、本年1月までに提案するよう依頼したところ、東京会から共催希望のイベント提案があった。

当初、中央の建築関係団体と共催できればと考えていたところ、他団体がそれぞれ独自に実施することとなったため、日事連独自のイベントの実施について検討を行うこととしたが、開催までの期間が1年を切ることから、昨年11月17日開催の常任理事会において、単位会(又はブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催として実施がふさわしいものについて、日事連プロジェクトとして支援していく方向で検討していくこととした。については、東京会が提案する、参加者が建築士事務所の設計の現場と活動の一端に触れ、設計に理解を深め、建築に親しむ機会を提供するイベントである①『日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー』及び②『「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー』は、日事連が共催するにふさわしい企画であると思われるので、共催イベントとして実施することとしたい。

その実施に係る経費については、原則として日事連が全額負担することとしたい。なお、UIA2011東京大会日本組織委員会では、中央の建築関係団体がイベントを実施するにあたり、その一部を助成する予定としているので、その助成も活用したい。

協議の結果、原案を了承し、UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施を資料6の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

### 5) 会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について

会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について西

村会員増強検討WG主査及び事務局より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会への会員増強に関するアンケート調査を実施し、それを踏まえて単位会での会員増強への取組についての中間報告(叩き台)を資料7のとおりまとめた。5年後の日事連の構成員数が2万事務所になること及び10年後に加入率30%を目指すことを目標にしているが、これは単位会の会員数が毎年6.5%増加しなければ達成できない数字である。今回の会員増強への取組についての中間報告(叩き台)をベースにして23年度は単位会やブロックに意見を求め、必要な見直しを行ったうえで会員増強の実施方針としてとりまとめを行い、23年度内に理事会決定し、会長会議に報告する予定としている。なお、具体的な活動については、できるものから早急に取り組んでいくことにしている。

協議の結果、原案を了承し、会員増強への取組についての中間報告(叩き台)を資料7の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

#### 6) 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について(案)

平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について事務局より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)は日事連創立50周年(昭和37年9月14日、全事連として創立)にあたることから、50周年記念事業として拡大して行うこととし、開催日については、平成24年10月5日(金)又は12日(金)を候補としたい。会場は、日程、規模等を勘案し、帝国ホテルで開催することとしたい。記念事業のイメージとしては、式典、イベント、記念誌の発行、一般への広報・PR、その他必要な事業を行う予定である。この事業の企画、立案、運営のため、仮称・全国大会50周年事業特別委員会(委員構成は日事連会長を委員長とし、委員は副会長2名、首都圏の常任理事・理事から4名程度を選出)の設置をしたい。また、特別委員会の下に事業企画運営小委員会(仮称)及び記念誌小委員会(仮称)を設置して準備を

進めていきたい。

協議の結果、原案を了承し、平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施についての案を資料8の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

#### 7) 第55回通常総会議案について

##### ①平成22年度収支更正予算案について

平成22年度収支更正予算案を資料9、資料11、資料12によって、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

平成22年度収支予算について、次のとおり更正を行いたい。

- i. 平成21年度収支決算(平成22年6月17日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 適合証明業務登録機関特別会計の収支の改善を図るため、平成22年12月6日の通常理事会での決定に沿い、適合証明技術者の登録講習に関わるテキスト収支を一般会計から適合証明業務登録機関特別会計へ移管すると共に、管理建築士講習受講者の減少見込による減収等に伴う更正及び科目の設定を行う。
  - ・一般会計「講演講習会収入」及び「講演講習会費」の更正
  - ・適合証明業務登録機関特別会計「講演講習会収入」及び「講習会テキスト印刷費」の科目設定
- iii. 所管官庁である国土交通省より、特定資産の積立額について適正化するよう指摘を受け、積立を行わないことによる更正。
  - ・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の「財政安定積立預金支出」
- iv. 職員1名の退職(6月)に伴う、一般会計の「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正
- v. 以上の更正の他、決算推定額が予算額と大幅に乖離すると見込まれる科目についても、所要の更正を行うこととしたい。

協議の結果、原案を了承し、平成22年度収支更正予算案を

資料9、資料11、資料12の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

## ②平成23年度事業計画案について

平成23年度事業計画案について資料11によって、次の趣旨の説明が事務局よりなされた。

各委員会で決定した事業計画である。23年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

- i. 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。また、平成24年度の一般社団法人への移行に向け、移行申請準備に取り組む。
- ii. 教育・情報に関することでは、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に所属する建築士等の能力の維持向上並びに高い倫理の保持を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進、及びインターシップに関する調査研究等の事業を推進する。特に、管理建築士講習等の法定講習については、経過措置期間の終了を迎える中、登録講習機関((財)建築技術教育普及センター)との緊密な連携を図り、単位会とともに、実施協力機関として円滑な講習運営を図りつつ、一層の受講促進に取り組んでいく。
- iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務に関する諸課題への対応を行う。また、業務・技術に関する講習、建築士事務所賠償責任保険制度の推進などを行う。
- iv. 広報・渉外に関することでは、建築士法で規定された法定団体としての社会的意義及び役割を、会員事務所、未加入事務所、国民へ周知するための広報活動を、建

築士事務所キャンペーン、会誌、ホームページ、単位会が開催する各種講習会やイベントを活用して実施する。

- v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5(苦情の解決)に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)を基にした事例集を単位会へ提供し、必要に応じて単位会の指導委員会を対象とした研修会を実施する。
- vi. 建築設計制度等対応に関することでは、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。また、建築設計監理業法(建築士事務所法)の実現に向けた提言内容について検討を進める。
- vii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。
- viii. 適合証明業務登録機関に関することでは、適合証明技術者が適正に適合証明業務が実施されるよう、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、登録制度の適正化に向けた取り組みを行う。

協議の結果、原案を了承し、平成23年度事業計画案を資料11の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

## ③平成23年度収支予算案について

平成23年度収支予算案の一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について資料10、資料11、資料12によって事務局より説明がなされた。3会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,346万円、事業収入1億2,502万円、雑収入63万円、特定預金取崩収入5,002万円、合計3億5,917万円となっている。事業活動支出では、事業費2億8,786万円、管理費9,662万円、特定預金支出853万円、合計3億9,301万円となり、事業活動収支差額は3,384万円

の支出超となり、予備費支出は363万円を予算化し、当期収支差額は3,747万円の支出超となる。前期繰越収支差額は5,084万円を予定し、次期繰越収支差額は1,337万円となっている。

協議の結果、原案を了承し、平成23年度収支予算案を資料10、資料11、資料12の通り、3月通常理事会に提案することを決めた。

#### 8) 第55回通常総会等の日程及び運営について

事務局より、第55回通常総会等の日程及び運営について資料13により次の通り説明がなされた。

平成23年3月29日(火) 会場:八重洲富士屋ホテル

11:00～12:30 3月常任理事会

13:30～15:30 第112回建築士事務所協会全国会長会議

15:40～16:20 第55回通常総会(平成23年度予算総会)

16:30～17:10 第38回日市政研総会

協議の結果、原案を了承し、資料13の第55回通常総会等の日程及び運営を3月通常理事会に提案することを決めた。

#### 9) 3月通常理事会の議題等について

3月通常理事会の議題等について資料14により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料14を3月通常理事会開催通知とすることを決めた。

### (3) 報告事項

#### 1) 建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について

専務理事より、建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について次の趣旨の報告が資料15によってなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表が平成22年12月17日に国土交通省からなされた。同日に建築設計関係4団体へ国土交通省から①建築確認審査の事前協議の実施状況に係る調査、②確認申請図書の簡素化に係る調査の2項目からなる「建築確認手続き等の更なる運用改善に係る調査の実施について」の依頼があり、提出期限は平成23年1

月7日とされていたため、本連合会は単位会に同調査の協力を求め、調査結果をまとめ平成23年1月7日に国土交通省へ提出した。また、平成23年1月12日には建築設計関係4団体で国土交通大臣へ「建築基準法見直し検討会とりまとめの着実な履行について」を要望した。

#### 2) 国の建築法体系勉強会の設置について

専務理事より、国の建築法体系勉強会の設置について次の趣旨の報告が資料16によってなされた。

国土交通省では、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理することを目的として、学術系委員で構成された「建築法体系勉強会」を設置し、2月2日に第1回目を開催した。検討事項は建築物の備えるべき基本的性能(質)は何か。建築物の質の確保について建築主・設計者・施工者・行政はどのように役割分担し、責任を負うか等の基本的考え方を整理することとなっている。これに関連して、審査側実務実態調査、定期調査報告実態調査、設計・工事監理等供給者側実務実態調査が行われることになっている。

#### 3) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会の状況について

田端業務・技術委員長より資料17に基づき次の報告がなされた。

建築基準法見直しに関する検討会のなかで提案され設置された「構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会」の第2回目が2月17日に中央合同庁舎で開催され、構造計算適合性判定制度に関連する技術的検討、技術的見地から構造計算適合性判定が不要な建築物の整理・合理化についての状況報告が行われた。この中で、当面の措置としてエキスパンションジョイントで接続された建築物や混構造建築物などについてビジュアルチェックの対象外とすることが報告されたが、今後さらに4月以降に作業状況を踏まえて第3回目の委員会が予定されている。

#### 4) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

事務局より、資料18によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年12月20日及び平成23年2月14日に開催された登録制度運営委員会で、次の者に対し登録規程に基づき処分を行った。

①適合証明技術者船越正生及び当該適合証明技術者が所属する有限会社船越正生建築設計事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。

②適合証明技術者岡山勝治及び当該適合証明技術者が所属する大京住宅株式会社2級建築士事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。

③適合証明技術者江成早百合及び当該適合証明技術者が所属する株式会社GAKUdesignに対し、業務停止6ヶ月。

④適合証明技術者島田義久及び当該適合証明技術者が所属する株式会社7/17建築設計事務所に対し、業務停止3ヶ月。

⑤適合証明技術者前橋一郎及び当該適合証明技術者が所属する2級建築士事務所中央工務店に対し、業務停止6ヶ月。

⑥適合証明技術者小池典正及び当該適合証明技術者が所属するこいけ建築設計事務所に対し、業務停止1年。

5)平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について

上野教育・情報委員長より、平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について、次の趣旨の報告が資料19によってなされた。

昨年12月、(財)建築技術教育普及センターより、受講料の値下げを含む平成23年度建築士定期講習の改善策が、本会並びに建築士会連合会に提案された。これを受けて、本会及び単位会としての対応方針の検討を開始し、センター提案に対する単位会の意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、本年1月28日に開催した第3回教育・情報委員会で、センターへの回答基本方針について協議し、次の主な事項を内容とする改善策に対する回答書を作成した。

①平成23年度は受講料の値下げは行わず、翌24年度からの値下げに向けて検討を継続する。

②DVDの活用や既受講者への受講申込書の送付等の利便向上

を図る事項は、実施を要請。

③要請型講習は、継続検討課題とする。

④会場費の全国一律単価の設定には同意できない。

この内容を、正副会長及び常任理事の確認を経た上で、去る2月7日にセンター宛て、回答書を提出した。

センターは、本会及び建築士会連合会からの回答を踏まえて改善内容を固め、2月10日に本会宛てに回答がなされ、その回答内容は、基本的に本会の意向に添う内容であった。

今後の進め方については、平成24年度からの受講料の値下げに向け、本年12月までにその方針を定めることを目途に、登録講習機関である(財)建築技術教育普及センターとも協議を進めていくこととしたい。なお、それに伴う減収への対応については、原則として、関係三者(単位会、日事連、センター)が公平に負担することを念頭に協議を進めていくこととしたい。いずれにせよ、講習を的確に実施していくためには、受講料の値下げに対する単位会の理解と協力が特に必要である。

6)建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について次の趣旨の報告が資料20によってなされた。

昨年12月に開催された第17回建築CPD運営会議(事務局:(財)建築技術教育普及センター)において、平成23年度から①建築士定期講習の認定開始(既実施分も遡って認定する予定)②推奨単位(12単位)の設定の2つの制度改善を実施すること及び各加盟団体及びその単位会において、都道府県等に対する制度活用に向けた働き掛けを行うことが決定された。教育・情報委員会で協議の結果、今後、次の対応を行うこととなった。制度改善の情報提供としては、制度改善の内容について、単位会宛て情報提供を行うことに併せ、改善内容や制度の概要等をPRするため本会の会報(4月号)に掲載するとともに、改善内容や制度の概要等を記載したチラシを作成し、単位会での活用を要請する。

都道府県等への制度活用に向けた働き掛けについて、教育・

情報委員会で作成した共同要望文案を広報・渉外委員会とも協議の上、共同要望書へ盛り込む方向で検討を進めていく。共同要望の実施に先立ち、平成23年度から速やかに要望活動が行えるよう、本件単独の要望書ひな型を作成し、単位会に提供する。この方法により、単位会を通じ、都道府県等への働き掛けを行っていく。また、単位会における本制度への取り組みの推進、及び都道府県による活用促進に役立てるため、今後、本制度に係る単位会の実態(単位会の活用状況、都道府県の制度活用の有無等)を把握するための調査を実施し、得られた結果を単位会に提供していく。

7) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

事務局より、昨年10月1日に開催した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果について、大会参加者842名、パーティ参加者932名、収支結果は19,699,385円となった旨の報告が資料21によってなされた。

8) 第36回全国大会運営特別委員会の委員について

第36回全国大会運営特別委員会委員について、資料22によって次のとおり報告がなされた。

委員長 野呂敏秋(日事連副会長)

副委員長 田畑光三(福島会会長)

委員 渡邊 武(福島会副会長)、渡辺光司(福島会専務理事)、中岡数夫(愛媛会名誉会長)、大内達史(日事連常任理事)、田端 隆(三重会会長)

9) 平成23年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成23年度の主な会議日程(予定)について資料23によって事務局より報告がなされた。

10) 会員・構成員異動報告

平成22年11月末日、12月末日及び平成23年1月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料24の通り。

平成22年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,984事務所、賛助会員4社

平成22年12月31日現在

正会員46団体、構成員15,019事務所、賛助会員4社

平成23年1月31日現在

正会員46団体、構成員15,081事務所、賛助会員4社

11) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料25、資料26により報告がなされた。

<配付資料>

資料1: 平成23年度日事連建築賞の募集要項の主な改正点について

資料2: 会誌の誌面刷新等について

資料3: 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)(案)

資料4: 会員への管理建築士講習の未受講者対策について(案)

資料5: 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について

資料6: UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について

資料7: 会員増強検討ワーキンググループの検討状況について

資料8: 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について(案)

資料9: 平成22年度収支予算更正について

資料10: 平成23年度一般会計予算内訳書(案)

資料11: 第55回通常総会議案書

資料12: 平成22年度収支更正予算書説明書、平成23年度収支予算書説明書

資料13: 第55回通常総会及び第112回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料14: 平成23年3月通常理事会開催通知

資料15: 建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表について

資料16: 建築法体系勉強会の設置及び第一回勉強会の開催等について

資料17: 第2回構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会

資料18: 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

資料19: 平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対

する回答等について

資料20:「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)の制度改善等に伴う今後の対応方針について

資料21:第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書

資料22:平成23年度・第36回全国大会運営特別委員会(福島大会)委員について

資料23:日事連・平成23年度主な会議日程(予定)

資料24:会員・構成員異動報告書

資料25:後援・協賛名義使用の件

資料26:経過報告

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成23年

- 4月22日 会員増強検討WG
- 25日 新法制度検討WG
- 26日 業務・技術委員会
- 27日 会誌編集専門委員会
- 5月9日 指導運営委員会
- 10日 広報・渉外委員会
- 12日 監査会

■3月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年3月1日～3月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	957	+ 61	5,191	18.4	222	- 1	23.2
青 森	169		1,115	15.2	33		19.5
岩 手	249		1,212	20.5	60		24.1
宮 城	297	+ 2	2,447	12.1	59	+ 1	19.9
秋 田	168	- 5	1,351	12.4	42	- 1	25.0
山 形	189		1,444	13.1	47		24.9
福 島	200		1,869	10.7	49		24.5
茨 城	501		2,557	19.6	141		28.1
栃 木	173		1,673	10.3	89	- 2	51.4
群 馬	175		2,126	8.2	93		53.1
埼 玉	576	- 3	5,802	9.9	106	- 3	18.4
千 葉	430	- 5	4,137	10.4	96	- 5	22.3
東 京	1,379		17,321	8.0	364	- 7	26.4
神奈川	785	- 1	6,887	11.4	152	- 2	19.4
新 潟	280		2,764	10.1	104		37.1
長 野	495	- 12	2,583	19.2	116	+ 1	23.4
山 梨	113		966	11.7	13		11.5
富 山	291		1,454	20.0	57	+ 1	19.6
石 川	266	- 1	1,306	20.4	51		19.2
福 井	268	- 1	1,131	23.7	58		21.6
静 岡	566	- 5	3,779	15.0	137	- 2	24.2
愛 知	599	- 7	5,742	10.4	129	- 2	21.5
三 重	178	- 5	1,546	11.5	63	- 3	35.4
滋 賀	198		1,372	14.4	35	- 2	17.7
京 都	270		2,485	10.9	78	- 1	28.9
大 阪	1,005		7,306	13.8	172	- 2	17.1
兵 庫	503		4,216	11.9	121	- 2	24.1
奈 良	119	- 1	1,041	11.4	21		17.6
和歌山	118		856	13.8	26		22.0
鳥 取	79		561	14.1	43		54.4
島 根	151		785	19.2	64	- 1	42.4
岡 山	450		1,749	25.7	59	- 1	13.1
広 島	384		2,739	14.0	116	- 4	30.2
山 口	114		1,373	8.3	35	- 3	30.7
徳 島	98		1,027	9.5	13		13.3
香 川	101		1,372	7.4	18		17.8
愛 媛	133	+ 4	1,428	9.3	25	- 1	18.8
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	492	- 3	4,365	11.3	132	- 4	26.8
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	241	+ 1	1,005	24.0	42		17.4
熊 本	227		1,560	14.6	82	+ 1	36.1
大 分	196	- 3	1,067	18.4	36		18.4
宮 崎	133	- 3	1,260	10.6	64	- 1	48.1
鹿児島	320		1,533	20.9	77		24.1
沖 縄	182		1,373	13.3	46		25.3
計	15,136	+ 13	118,369	12.8	3,630	- 46	24.0

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第338号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第3回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年2月9日(水)14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦

委 員・松橋孝則、横須賀満夫、伊藤典男、高橋 宏、

丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、野出友樹

議 事

#### 1. 会誌の誌面刷新等について

事務局より、資料1により会誌の誌面刷新等について説明し、了承された。このことについては、2月に開催される常任理事会に諮ることとした。

①昨年の10月に前委員長(戸田和孝氏)が辞任したことにより、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任され新体制でスタートした。

②長年編集作業を依頼していた(有)トルメディアネットワーク(木山恵世氏)から、昨年12月22日付で平成23年3月号をもって編集業務を辞退するという申し入れがあったため、平成23年4月号からの編集作業について数社の編集企画会社を選定し、実績等を検討した結果、企業及び公益法人の広報誌等を長年手がけている(有)城市創事務所(城市創氏)に、当面の編集業務を依頼することとした。

③会誌編集専門委員会では、長年の懸案であった表紙デザインを含めた誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から以下のとおり変更することとした。

#### 1) 基本姿勢

- ・会員の情報共有、相互交流の媒体とする。
- ・日事連について広報するとともに、その社会的地位向上を図る。
- ・日事連及び単位会の取り組み・課題を主要テーマとする。
- ・会員の業務に役立つ情報を掲載する。(行政情報等)

#### 2) 会誌名称の変更

新名称「日事連」、サブタイトル(建築士事務所の全国ネットワーク)

現名称「Argus-eye」は7年余り使用しているが、名称の意味が理解できない、日事連の会誌と結びつかない等、会員に浸透していないことから変更する。

#### 3) 表紙デザインの変更

現在は表紙が目次化されているが、今後は各号ごとに記事と関連した写真1点を中心に、特集タイトル等を記載する。

#### 4) 発行人の変更

北野芳男常務理事から高津充良専務理事に変更する。

#### 5) 上記1) 基本姿勢に則った特集及び連載企画を提案・検討することとし、あわせて単位会及び会員からの原稿執筆を増やす。

#### 2. 日事連ホームページのリニューアルについて

事務局より、資料2により本年4月1日公開を予定している日事連ホームページのリニューアルについて、順調に作業が進んでいることを報告した。

#### 3. UIA2011東京大会におけるイベントの実施について

事務局より資料3により、以下のとおりUIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について説明を行い、了承された。また、共催イベントの実施に係る経費について、原則的に日事連が全額負担することについても了承された。

①「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー

②日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー

#### 4. 平成23年度事業計画(案)について

事務局より、資料4により平成23年度事業計画(案)について説明し、(案)のとおりに了承された。なお、事業項目は以下のとお

り。

- ①建築士事務所キャンペーンの実施
- ②会誌の充実・発行
- ③要望・陳情運動の実施
- ④ホームページを活用した広報活動
- ⑤UIA2011東京大会における共催イベントの実施

次回委員会 平成23年5月10日(火)14:00～16:00

## ■平成23年3月通常理事会議事概要

- 1. 日 時 平成23年3月8日(火)13:30～16:05
- 2. 会 場 日事連会議室
- 3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名  
出席者数 30名  
(内、表決委任状提出者3名含む)

### 4. 出席者及び欠席者の氏名

#### 出席者

- 会 長 三栖邦博
- 副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治
- 専務理事 高津充良
- 常務理事 北野芳男
- 常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、  
西村 武
- 理 事 秋野卓生、上原伸一、大野和男、荻原幸雄、  
佐野吉彦、鈴木眞生、野呂幸一、水谷達郎、  
水庭武宣、宮原克平、村山高文、森野美徳
- 監 事 岡田利一、甲斐孝明

欠席者(表決委任者)理事: 河野久、吉田 敏、割田正雄

欠席者 理事: 浅野善治、岡部明子、富田 裕、馬場錬成  
監事: 栗原憲昭

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

### 5. 議 事

- (1)議長 三栖邦博会長
- (2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

### (3)議決事項

- 1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成23年2月22日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、次の事項の説明がなされた。

- ①平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員の決定の件

大内総務・財務委員長より、常任理事会で決定した平成23年度日事連建築賞募集要項と同賞選考委員会委員について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、昨年度より日事連建築賞は応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認め、会員増強の一環として実施した。平成23年度では、上記の主旨を前提にして、日事連建築賞が公益性をもつ事業であることを前面に出すために、目的では「単位会の会員である」という記述を削除し、応募資格では記述内容を整理した。

ただし、応募資格で第2次審査候補作品に選考された時点で、単位会会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募することは、従来どおりである。

また、選考委員会委員では2名の変更を行った。(新)井上俊之(国土交通省大臣官房審議官・建築行政担当)、野呂敏秋(日事連副会長、榊鳳建築設計事務所代表取締役会長)、(旧)佐々木基(国土交通省前大臣官房審議官・建築行政担当・現道路局次長)、山崎善利(日事連相談役・前副会長)。

その他年度が変わったことにより対象となる建築物の

竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。

## ②会誌の誌面刷新の決定の件

富岡広報・渉外委員長及び森野会誌編集専門委員長より、常任理事会で決定した会誌の誌面刷新について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年10月より、前委員長(戸田和孝氏)の辞任に伴い、本会理事である森野美徳氏が新委員長に選任され新体制でスタートした。また、長年、会誌の編集作業を依頼していた(有)トータルメディアプラネット(木山恵世氏)から、昨年12月22日付で平成23年3月号をもって編集業務を辞退するという申し入れがあったため、平成23年4月号からの編集作業について数社の編集企画会社を選定し、実績等を検討した結果、企業及び公益法人の広報誌等を長年手がけている(有)城市創事務所(城市創氏)に、当面の編集業務を依頼することとした。

会誌編集専門委員会では、長年の懸案であった表紙デザインを含めた誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から以下のとおり変更することとした。

### ①基本姿勢

- ・会員の情報共有、相互交流の媒体とする。
- ・日事連について広報するとともに、その社会的地位向上を図る。
- ・日事連及び単位会の取り組み・課題を主要テーマとする。
- ・会員の業務に役立つ情報を掲載する(行政情報等)。

### ②会誌名称の変更

新名称「日事連」、サブタイトル(建築士事務所の全国ネットワーク)。現名称「Argus-eye」は7年余り使用しているが、名称の意味が理解できない、日事連の会誌と結びつかない等の意見があり、会員に浸透していないことから変更する。

### ③表紙デザインの変更

現在は表紙が目次化されているが、今後は各号ごとに記事に関連した写真1点を中心に、特集タイトル等を記載する。

### ④発行人の変更

建築関係10団体の会誌発行人を調べたところ、専務理事名が9団体、会長名が1団体であったため、本会も現・北野芳男専務理事から高津充良専務理事に変更する。

⑤上記①基本姿勢に則った特集及び連載企画を提案・検討することとし、あわせて単位会及び会員からの原稿執筆を増やす。

議長より、以上の①及び②の常任理事会で決定した同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1及び資料2のとおりこれを承認した。

## 2) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)の承認の件

野呂全国大会運営特別委員長より、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)実施要項(案)について、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

大会テーマ「環境・人・建築 次世代への継承」、大会スローガン「さとを継ぎ、わざを伝え、こころを繋ぐ」、大会宣言「われわれ建築士事務所は 地域から地球規模に至る自然環境に配慮しつつ 常に新たな建築文化の創造に挑むとともに 住まいと都市づくりに携わる建築の職能を認識し 先人から引き継いだ技を伝え人を育み 環境・人・建築の優れた財産を 次世代に継承することを宣言する。」として平成23年10月21日に福島市の「福島県文化センター」で開催する。

大会行事としては、パネディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティが予定されている。

パネディスカッションは「多様な居住形態と循環型の住まいづくり(仮称)」をテーマとし、福留功男氏(アウンサー)をコーディネーターとして、パネリスト4名で行う予定である。また、記念講演は、「宇宙から地球環境を考える(仮称)」をテーマとし、講演者は毛利衛(宇宙飛行士・日本科学未来館館長)が予定されている。記念パーティの会場は「サパレス福島」となっている。なお、大会参加費4,000円、記念パーティ参加費12,000円は従来どおりとし、収支予算総額は6,000万円となっているとの説明がなされた。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、

資料3のとおりこれを承認した。

3) 会員への管理建築士講習の未受講者対策の承認の件

上野教育・情報委員長より、会員への管理建築士講習の未受講者対策について、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

管理建築士講習の経過措置期間(平成23年11月27日まで)の終了が迫ってきたことを踏まえ、会員を対象に、受講忘れによる事務所の登録取り消し等の事態が発生することを防ぐため、本年5月から7月頃に対応措置を講じたい。未受講により登録が取り消された場合、当該事務所のみならず、顧客(消費者)にも多大な影響を及ぼし、混乱を招くことが想定される。こうした事態の発生を未然に防ぐことで、会員事務所をはじめ、消費者等の保護を図るとともに、事務所協会及び会員事務所に対する社会的信頼の確保を図る。このため、各単位会の協力を得て、単位会会員に対し、受講促進の周知及び受講有無の確認等の事項を記載した往復がきを発信し、その返信結果もしくは未返信の状況等を確認・管理する形により実施する。これらの経費について単位会への助成措置を講じる。実施時期は、本年5月から7月頃を想定している。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

4) 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施の承認の件

中野指導運営委員長より、苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

① 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)に関する助成制度の期間延長について

平成23年4月以降も継続して個別レポートに関して従来通り1件につき12,000円の助成を行う。個別レポートを基にした苦情の解決業務の事例集の作り方については、指導運営委員会で協議する。助成の期間延長は、平成24年度(平成25年3月末)までとする。その後については、実施状況等を

勘案し、改めて検討する。個別レポートの助成額の上限は、従来通り1単位会あたり年間300,000円とする。

② 単位会の指導委員等を対象とした「苦情解決業務研修会」の実施について

単位会の指導委員等を対象として、ブロック単位ごとを原則として苦情の解決業務の事例集をもとに研修会を実施する。日事連は、日事連から派遣する講師の旅費・宿泊費、および研修会の会場費を助成する。研修会の実施は、当面、平成23年度(平成24年3月末)までとする。その後については、実施状況等を勘案し、改めて検討する。単位会の指導委員等の研修会参加に係る旅費・宿泊費については、それぞれの単位会で負担する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

5) UIA 2011 東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施の承認の件

富岡広報・渉外委員長及び高津専務理事より、UIA 2011 東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年11月に単位会・ブロック協議会に対し、UIA2011 東京大会で実施を企画しているイベントで、計画を進めている単位会(又はブロック協議会)において、日事連との共催を希望するものがあれば、本年1月までに提案するよう依頼したところ、東京会から共催希望のイベント提案があった。

当初、中央の建築関係団体と共催できればと考えていたところ、他団体がそれぞれ独自に実施することとなったため、日事連独自のイベントの実施について検討を行うこととしたが、開催までの期間が1年を切ることから、昨年の11月17日開催の常任理事会において、単位会(又はブロック協議会)が実施を予定しているイベントで、日事連との共催として実施がふさわしいものについて、日事連プロジェク外として支援していく方向で検討していくこととした。については、東京会が提案する、参加者が建築士事務所の設計の現場と活動の一端に触れ、設計に理解を深め、建築に親しむ機会を提供するイベント

トである①『日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー』及び②『「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー』は、日事連が共催するにふさわしい企画であると思われるので、共催イベントとして実施することとした。

その実施に係る経費については、原則として日事連が全額負担することとしたい。なお、UIA2011東京大会日本組織委員会では、中央の建築関係団体がイベントを実施するにあたり、その一部を助成する予定としているので、その助成も活用したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

- 6) 会員増強への取組についての中間報告(叩き台)の承認の件  
西村会員増強検討WG主査及び高津専務理事より、会員増強への取組についての中間報告(叩き台)について、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会への会員増強に関するアンケート調査を実施し、それを踏まえて単位会での会員増強への取組についての中間報告(叩き台)を資料7のとおりまとめた。5年後の日事連の構成員数が2万事務所になること及び10年後に加入率30%を目指すことを目標にしているが、これは単位会の会員数が毎年6.5%増加しなければ達成できない数字である。今回の会員増強への取組についての中間報告(叩き台)をベースにして23年度は単位会やブログに意見を求め、必要な見直しを行ったうえで会員増強の実施方針としてとりまとめを行い、23年度内に理事会決定し、会長会議に報告する予定としている。なお、具体的な活動については、できるものから早急に取り組んでいくことにしている。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

- 7) 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の承認の件

高津専務理事より、平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業について、資料8によって次の

趣旨の説明がなされた。

平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)は日事連創立50周年(昭和37年9月14日、全事連として創立)にあたることから、50周年記念事業として拡大して行うこととし、開催日については、平成24年10月5日(金)又は12日(金)を候補としたい。会場は、日程、規模等を勘案し、帝国ホテルで開催することとしたい。記念事業のイメージとしては、式典、イベント、記念誌の発行、一般への広報・PR、その他必要な事業を行う予定である。この事業の企画、立案、運営のため、仮称・全国大会50周年事業特別委員会(委員構成は日事連会長を委員長とし、委員は副会長2名、首都圏の常任理事・理事から4名程度を選出)の設置をしたい。また、特別委員会の下に事業企画運営小委員会(仮称)及び記念誌小委員会(仮称)を設置して準備を進めていきたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

- 8) 第55回通常総会議案の承認の件

①平成22年度収支更正予算の承認の件(第1号議案)

北野常務理事より、平成22年度収支更正予算について、資料9、資料11、資料12によって、次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度収支予算について、次のとおり更正を行いたい。

- i. 平成21年度収支決算(平成22年6月17日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 適合証明業務登録機関特別会計の収支の改善を図るため、平成22年12月6日の通常理事会での決定に沿い、適合証明技術者の登録講習に関わるテキスト収支を一般会計から適合証明業務登録機関特別会計へ移管すると共に、管理建築士講習受講者の減少見込による減収等に伴う更正及び科目の設定を行う。

・一般会計「講演講習会収入」及び「講演講習会費」の更正

・適合証明業務登録機関特別会計「講演講習会収入」及び「講習会テキスト印刷費」の科目設定

iii. 所管官庁である国土交通省より、特定資産の積立額について適正化するよう指摘を受け、積立を行わないことによる更正。

・一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の「財政安定積立預金支出」

iv. 職員1名の退職(6月)に伴う、一般会計の「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正

v. 以上の更正の他、決算推定額が予算額と大幅に乖離すると見込まれる科目についても、所要の更正を行うこととしたい。

## ②平成23年度事業計画の承認の件(第2号議案)

大内総務・財務委員長、上野教育・情報委員長、田端業務・技術委員長、富岡広報・渉外委員長、中野指導運営委員長、高津専務理事により、資料11によって平成23年度事業計画について次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、様々な課題に単位会及び関係団体と連携して取組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るための各種活動を通じて、団体による自律的な監督体制の確立に向けて活動する。

i. 総務・財務に関することでは、法定団体として自律的な監督体制の確立に向け、構成員の更なる増強に努め組織の拡充を推進する。また、平成24年度の一般社団法人への移行に向け、移行申請準備に取り組む。

ii. 教育・情報に関することでは、建築士事務所の開設者をはじめ、管理建築士、建築士事務所に所属する建築士等の能力の維持向上並びに高い倫理の保持を図るべく、講習・研修制度の充実を図るとともに、建築CPD情報提供制度の活用促進、及びインターシップに関する調査研究等の事業を推進する。特に、管理建築士講習等

の法定講習については、経過措置期間の終了を迎える中、登録講習機関((財)建築技術教育普及センター)との緊密な連携を図りつつ、単位会とともに、実施協力機関として円滑な講習運営を図りつつ、一層の受講促進に取り組んでいく。

iii. 業務・技術に関することでは、建築士事務所の業務に関する諸課題への対応を行う。また、業務・技術に関する講習、建築士事務所賠償責任保険制度の推進などを行う。

iv. 広報・渉外に関することでは、建築士法で規定された法定団体としての社会的意義及び役割を、会員事務所、未加入事務所、国民へ周知するための広報活動を、建築士事務所キャンペーン、会誌、ホームページ、単位会が開催する各種講習会やイベントを活用して実施する。

v. 指導運営に関することでは、建築士法で定められた法定団体として、建築士法第27条の5(苦情の解決)に基づく苦情の解決業務を円滑に実施する。また、単位会の苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)を基にした事例集を単位会へ提供し、必要に応じて単位会の指導委員会を対象とした研修会を実施する。

vi. 建築設計制度等対応に関することでは、建築設計・工事監理等に係る制度、資格及び業務等に関して、建築関係団体で構成する各種外部会議での諸検討課題について、日事連の意見の検討を行い機動的に対応する。また、建築設計監理業法(建築士事務所法)の実現に向けた提言内容について検討を進める。

vii. 景観・まちづくりに関することでは、国が推進している地域における建築等を通じた景観形成や、まちづくり活動に関する様々な施策への協力体制の整備を図るとともに、地域の景観・まちづくり活動に対してどのように対応していくか、引き続き検討する。

viii. 適合証明業務登録機関に関することでは、適合証明技術者が適正に適合証明業務が実施されるよう、住宅金融支援機構と連携を図りつつ、登録制度の適正化に向けた

取り組みを行う。

③平成23年度収支予算の承認の件(第3号議案)

北野常務理事より、平成23年度収支予算案の一般会計及び2つの特別会計の各科目の収支予算案について、資料10、資料11、資料12によって、次の趣旨の説明がなされた。

3会計の収支予算の合計では、事業活動収入では、会費収入1億8,346万円、事業収入1億2,502万円、雑収入63万円、特定預金取崩収入5,002万円、合計3億5,917万円となっている。事業活動支出では、事業費2億8,786万円、管理費9,662万円、特定預金支出853万円、合計3億9,301万円となり、事業活動収支差額は3,384万円の支出超となり、予備費支出は363万円を予算化し、当期収支差額は3,747万円の支出超となる。前期繰越収支差額は5,084万円を予定し、次期繰越収支差額は1,337万円となっている。

これに関連し、上原理事より従来の収支予算では収支相償との観点から次期繰越金額が0となる収支予算となっていたが、今回は次期繰越金額が予算化されていることについての質問と適合証明業務登録機関特別会計の登録業務がない年度の事務所費と人件費の負担割合について質問があった。

これは、従来は収支相償との観点から次期繰越額が0となるように、支出予算を安全側に予算化して次期繰越額が0となるよう予算化していたが、前年度に上原理事からご指摘を受けたので再検討し、所管課へも確認のうえ、今回から収支相償を原則とせず、実情に合った収支予算にしたため、次期繰越金額を予算化できた。今後もこのような方針で行う予定である。また、適合証明業務登録機関特別会計の事務所費と人件費の負担割合については、現在は登録がある年度と登録がない年度の2年間分を平均化して負担割合を決めている。今後、事務所費と人件費の負担割合については、次回の登録受付年度である平成24年度に向けて関係する委員会等で検討していきたい旨の説明が高津専務理事及び北野常務理事よりなされた。

議長より、以上の①から③の議案の承認について諮ったと

ころ、異議なく、これを承認し、第55回通常総会でそれぞれ第1号議案、第2号議案、第3号議案として提案することを決定した。

9) 第55回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第55回通常総会等の日程及び運営について資料13により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年3月29日(火) 会場:八重洲富士屋ホテル

11:00~12:30 3月常任理事会

13:30~15:30 第112回建築士事務所協会全国会長会議

15:40~16:20 第55回通常総会(平成23年度予算総会)

16:30~17:10 第38回日事政研総会

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料13のとおりこれを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について

高津専務理事より、建築基準法見直し検討会のとりまとめの公表と確認手続等の更なる運用改善について次の趣旨の報告が資料14によってなされた。

建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表が平成22年12月17日に国土交通省からなされた。同日に建築設計関係4団体へ国土交通省から①建築確認審査の事前協議の実施状況に係る調査、②確認申請図書の簡素化に係る調査の2項目からなる「建築確認手続き等の更なる運用改善に係る調査の実施について」の依頼があり、提出期限は平成23年1月7日とされていたため、本連合会は単位会に同調査の協力を求め、調査結果をまとめ平成23年1月7日に国土交通省へ提出した。また、平成23年1月12日には建築設計関係4団体で国土交通大臣へ「建築基準法見直し検討会とりまとめの着実な履行について」を要望した。また、国では建築基準法施行規則及び建築基準法施行令に係る関係告示等の一部を改正する案に関する2件のパブリックコメントの募集を2月22日から3月23日まで行っている。これについては、本会のホームページに新着情報に掲載するとともに、業務・技術委員会、

構造技術委員会の委員に連絡した。

2) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

事務局より、資料15によって次の趣旨の報告がなされた。

平成22年12月20日及び平成23年2月14日に開催された登録制度運営委員会で、次の者に対し登録規程に基づき処分を行った。

- ①適合証明技術者船越正生及び当該適合証明技術者が所属する有限会社船越正生建築設計事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。
- ②適合証明技術者岡山勝治及び当該適合証明技術者が所属する大京住宅株式会社2級建築士事務所に対し、登録取消しと永年の再登録拒否。
- ③適合証明技術者江成早百合及び当該適合証明技術者が所属する株式会社GAKUdesignに対し、業務停止6ヶ月。
- ④適合証明技術者島田義久及び当該適合証明技術者が所属する株式会社ルイ建築設計事務所に対し、業務停止3ヶ月。
- ⑤適合証明技術者前橋一郎及び当該適合証明技術者が所属する2級建築士事務所中央工務店に対し、業務停止6ヶ月。
- ⑥適合証明技術者小池典正及び当該適合証明技術者が所属するこいけ建築設計事務所に対し、業務停止1年。

また、業務範囲外の適合証明業務を行った二級建築士の適合証明技術者に対しての文書戒告を14名に行った。なお、二級建築士の適合証明技術者に対し2月4日付で、建築士資格による適合証明業務の範囲についてのお知らせを郵送し、再度、周知を図った。

これに関連して、荻原理事より、建築士事務所の級別の表示をしてはどうかとの意見があった。

これについては、適合証明技術者登録制度は、建築士事務所に所属する建築士の登録となっていて、登録した適合証明技術者の建築士の資格種別によって適合証明業務の業務範囲が登録規定により規定されている。現状でも一級建築士事務所に所属する2級建築士が適合証明技術者として登録

している実態があり、適合証明技術者の登録証明書には建築士の資格種別は表示されている旨の説明が事務局よりなされた。

3) 平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について

上野教育・情報委員長より、平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について、次の趣旨の報告が資料16によってなされた。

昨年12月、(財)建築技術教育普及センターより、受講料の値下げを含む平成23年度建築士定期講習の改善策が、本会並びに建築士会連合会に提案された。これを受けて、本会及び単位会としての対応方針の検討を開始し、センター提案に対する単位会の意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、本年1月28日に開催した第3回教育・情報委員会で、センターへの回答基本方針について協議し、次の主な事項を内容とする改善策に対する回答書を作成した。

- ①平成23年度は受講料の値下げは行わず、翌24年度からの値下げに向けて検討を継続する。
- ②DVDの活用や既受講者への受講申込書の送付等の利便向上を図る事項は、実施を要請。
- ③要請型講習は、継続検討課題とする。
- ④会場費の全国一律単価の設定には同意できない。

この内容を、正副会長及び常任理事の確認を経た上で、去る2月7日にセンター宛て、回答書を提出した。

センターは、本会及び建築士会連合会からの回答を踏まえて改善内容を固め、2月10日に本会宛てに回答がなされ、その回答内容は、基本的に本会の意向に添う内容であった。

今後の進め方については、平成24年度からの受講料の値下げに向け、本年12月までにその方針を定めることを目途に、登録講習機関である(財)建築技術教育普及センターとも協議を進めていくこととしたい。なお、それに伴う減収への対応については、原則として、関係三者(単位会、日事連、センター)が公平に負担することを念頭に協議を進めていくこととしたい。いずれにせよ、講習を的確に実施していくためには、受講料

の値下げに対する単位会の理解と協力が特に必要である。また、センターとの協議は12月の全国会長会議までに決定したいが、逆算していくと本会としての方針を固めていくのは6月頃を目途としたい。

これに関連して、山田副会長から本会での方針決定を6月とすると、教育・情報委員会での協議、常任理事会での協議を経て、6月2日の理事会での方針決定、6月16日の全国会長会議で報告する。そのためには、かなり早送りして手続きを行わなければならないので日程的に心配であるとの意見があった。これについては、最終的には12月の全国会長会議で決定内容が報告できるように、それに向けてそれぞれの段階を経て集約していきたい旨の説明が上野教育・情報委員長及び高津専務理事よりなされた。

#### 4) 建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について次の趣旨の報告が資料17によってなされた。

昨年の12月に開催された第17回建築CPD運営会議(事務局: (財) 建築技術教育普及センター)において、平成23年度から①建築士定期講習の認定開始(既実施分も遡って認定する予定)②推奨単位(12単位)の設定の2つの制度改善を実施すること及び各加盟団体及びその単位会において、都道府県等に対する制度活用に向けた働き掛けを行うことが決定された。教育・情報委員会が協議の結果、今後、次の対応を行うこととなった。

制度改善の情報提供としては、制度改善の内容について、単位会宛て情報提供を行うことに併せ、改善内容や制度の概要等をPRするため本会の会報(4月号)に掲載するとともに、改善内容や制度の概要等を記載したチラシを作成し、単位会での活用を要請する。

都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けについて、教育・情報委員会で作成した共同要望文案を広報・渉外委員会とも協議の上、共同要望書へ盛り込む方向で

検討を進めていく。共同要望の実施に先立ち、平成23年度から速やかに要望活動が行えるよう、本件単独の要望書ひな型を作成し、単位会に提供する。この方法により、単位会を通じ、都道府県等への働き掛けを行っていく。また、単位会における本制度への取組みの推進及び都道府県による活用促進に役立てるため、今後、本制度に係る単位会の実態(単位会の活用状況、都道府県の制度活用の有無等)を把握するための調査を実施し、得られた結果を単位会に提供していく。

これに関連して、三栖会長から都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けは、JIA、士会連合会でも行うかとの質問があり、できることなら、各単位会では3団体が共同で働き掛けを行えたらよいのではないかとの意見があった。これについて、高津専務理事より、JIA、士会連合会も建築CPD運営会議のメンバーであるので、建築CPD運営会議座長から都道府県等への建築CPD情報提供制度活用に向けた働き掛けの依頼がなされているが、それぞれの団体の事情があるので働き掛けを行うかどうかはわからない旨の説明がなされた。

これに関連して、佐野理事から建築士定期講習が23年度から単位認定されるとなると3年に一度受講したときに6時間認定されるということにより確認したい旨の発言があり、そのとおりである旨の説明がなされた。また、建築士定期講習の認定は、既実施分も遡って認定することであるが、遡って認定する期間を決めた方がよいと思うとの発言があり、鈴木理事(建築技術教育普及センター専務理事)から、建築士定期講習の認定の遡及は平成20年度から建築士定期講習が実施されているので、平成20年度から遡及することになるが、平成23年度の一年間に限り該当者からの申請により認定する方法等も考えられるが、詳細は建築CPD運営会議で協議することになるので決まった段階で広報したいと考えている旨の説明がなされた。

また、上原理事から、建築士定期講習のCPD認定は、士会連合会が独自に行っているCPD制度で認定することになったの

で、追従するような形で今回の制度改善がなされたと思うが、士会連合会が独自に行っているCPD制度が先行しているように感じるので、建築技術教育普及センターが事務局となって運営している建築CPD運営会議も頑張してほしい旨の意見があった。また、日事連では現在、全国大会でのソポジウム等が建築CPD情報提供制度の認定プログラムとなっているが、今後の見通しを教えてください旨の発言があり、上野教育・情報委員長から日事連では教育・情報委員会の下に管理講習会教材開発検討WGを設置し、年内に管理講習会の教材の完成を目指して鋭意検討している最中である。この講習も認定プログラムの申請をすることになる。なお、今後、建築CPD情報提供制度に係る単位会の実態(単位会の活用状況、都道府県の制度活用の有無等)を把握するための調査を実施し、得られた結果を単位会に情報提供していくこととしている旨の説明がなされた。

5) 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果報告について

事務局より、昨年10月1日に開催した第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施結果について、大会参加者842名、パーティ参加者932名、収支結果は19,699,385円となった旨の報告が資料18によってなされた。

6) 第36回全国大会運営特別委員会の委員について

事務局より、第36回全国大会運営特別委員会委員について、資料19によって次のとおり報告がなされた。

委員長 野呂敏秋(日事連副会長)

副委員長 田畑光三(福島会会長)

委員 渡邊 武(福島会副会長)

渡辺光司(福島会専務理事)

中岡数夫(愛媛会名誉会長)

大内達史(日事連常任理事)

田端 隆(三重会会長)

7) 平成23年度主な会議日程(予定)について

日事連の平成23年度の主な会議日程(予定)について、資料20によって事務局より報告がなされた。

8) 会員・構成員異動報告

平成22年11月末日、12月末及び平成23年1月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料21の通り。

平成22年11月30日現在

正会員46団体、構成員14,984事務所、賛助会員4社

平成22年12月31日現在

正会員46団体、構成員15,019事務所、賛助会員4社

平成23年1月31日現在

正会員46団体、構成員15,081事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1 : 平成23年度日事連建築賞の募集要項の主な改正点について

資料2 : 会誌の誌面刷新等について

資料3 : 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)(案)

資料4 : 会員への管理建築士講習の未受講者対策について(案)

資料5 : 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について

資料6 : UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について

資料7 : 会員増強検討「キンググループ」の検討状況について

資料8 : 平成24年度・第37回建築士事務所全国大会(東京開催)50周年記念事業の実施について(案)

資料9 : 平成22年度収支予算更正について

資料10 : 平成23年度一般会計予算内訳書(案)

資料11 : 第55回通常総会議案書

資料12 : 平成22年度収支更正予算書説明書、平成23年度収支予算書説明書

資料13 : 第55回通常総会及び第112回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料14 : 建築基準法の見直しに関する検討会のとりまとめ等の公表について

資料15 : 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

資料16 : 平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答等について

資料17 : 「建築CPD情報提供制度」(事務局: (財) 建築技術教育普及センター) の制度改善等に伴う今後の対応方針について

資料18 : 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告書

資料19 : 平成23年度・第36回全国大会運営特別委員会(福島大会)委員について

資料20 : 日事連・平成23年度主な会議日程(予定)

資料21 : 会員・構成員異動報告書

## ■平成23年3月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年3月29日(火) 10:55～12:15

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル3F「紅葉の間」日事連会議室

3. 常任理事会構成員数及び出席者数

常任理事会構成員数 15名

出席者数 15名

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、神崎 貢副会長、中野 満常任理事

6. 議事進行役

神崎 貢副会長

2011-5 日事連会務月報

## 7. 議事

### (1) 専決事項

1) 東日本大震災に関する災害対策本部設置の決定の件

三栖会長及び専務理事より、東日本大震災に関する災害対策本部設置について資料1により次の趣旨の説明がなされた。

東日本大震災対策本部を3月12日に設置した。本会の災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し、単位会の活動を支援することを目的とする。業務としては災害情報の収集、行政・関係機関との調整、単位会への調整・連携、災害対策活動の推進である。当面は、本部長に三栖会長があたり、副本部長は外木場副会長、山田副会長とし、高津専務理事、北野常務理事がこれに加わる組織とした。今後状況によって必要な拡充を行う。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく、東日本大震災対策本部の設置を決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。

これに関連して、会長より、今後は被災地(特に岩手、宮城、福島)の単位会に対し、必要な支援や活動をしていくことを表明された。専務理事から震災発生後の単位会の被害状況及び活動状況等の報告(ホームページに掲載し、適宜更新中)をするとともに、支援の参考例として阪神・淡路大震災時の兵庫会に設置した建築復興センターの設置概要等の報告がなされた。主な事項は次のとおりである。

①3月14日に東日本大震災対策本部会議を開催し、東日本大震災に関する当面の対応方針を決めた。

②3月16日に三栖会長が東日本大震災への取り組みについての会長声明を発表した。

③3月18日に単位会会長宛に応急危険度判定の広域支援についての連絡及び都道府県への「被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」の都道府県担当課への提出の依頼を行った。なお、この時点では、応急危険度判定の実施について、岩手県及び宮城県については、県内対応で実施する方針となり、福島県については一部広域支援の要請が検討されたが、県内のインフラの状況とガソリン、食料及び宿泊場所の確保等が極

めて困難となっていることから、当面広域支援は延期し、  
県内判定士で対応することとなった旨の連絡をした。

- ④3月28日に単位会会長宛に「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の開催及び講師養成講習会の実施についての協力要請をした。なお、講師養成講習会は4月19日に日本建築防災協会の主催で本会が共催して開催するが、受講者は6ブロック協議会から各6名を選定し参加依頼する方法が考えられている。

これについて、上野常任理事等から講師養成講習会の参加人数を増加できないかとの意見があり、日本建築防災協会と協議し、検討することとした。

- ⑤外木場副会長から平成7年の阪神・淡路大震災において日事連と兵庫会が協力して設置した建築復興センターの状況等について説明がなされた。

- ⑥建築関係5団体で災害対応についての連絡会を設置する動きがある。日本建築学会が中心となって、復興に対しても支援の提言ができないものかという話し合いが行われている。この会議は東京で行われ、月に2回程度開催される予定である。また、この会議には都市計画学会も参加が予定されている。この建築関係団体での災害対応会議に対応するため、日事連からは、東日本大震災対策本部副本部長の山田副会長及び業務・技術副委員長の荻原理事をメンバー登録する旨の説明がなされ、了承された。

## 2) 東日本大震災に係る義援金の決定の件

三栖会長より、東日本大震災に係る義援金について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

- ①東日本大震災に対する義援金として、北海道・東北ブロック協議会に500万円、関東甲信越ブロック協議会に100万円の計600万円を寄付することとしたい。なお、従来は単位会を通じて県へ寄付することとしていたが、今回は使途を限定しないこととしたい。

- ②支出科目は、一般会計「予備費支出」から、平成22年度予備費支出432万円(予算432万円)、平成23年度予備費支出168万円(予算200万円)とし、平成23年4月1日に執行すること

としたい。

これに関連して、西村常任理事から義援金はそれぞれのブロック協議会のどこに送金するのかとの質問があり、それぞれのブロック協議会の幹事県に送金するとの説明がなされた。また、山下副会長から、平成23年度の予備費支出の予算が32万円となるが問題ないかとの質問に対して、今後開催される理事会で、震災復興に係る事業等の追加に伴い、これらのことを含めて収支予算の更正を行うことになるとの説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、原案を了承し、資料2のとおり東日本大震災に係る義援金を決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。

## 3) 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止の決定の件

野呂全国大会運営特別委員長より、東北地域の被害状況説明の後、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の開催について資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年10月21日に開催予定の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、震災の状況を踏まえ、開催の可能性について検討を行ってきたが、平成23年3月26日付けで主管会である福島会より、「会場に予定していた県文化センターが地震被害で現在使用停止の状況にあること、地震、津波並びに原発事故災害で浜通り地方の相双支部、いわき支部の会員が避難の状況にあること、さらに宮城県を始め北海道・東北ブロック協議会の単位会も大きな被害を受けている状況にあり、現在の状況では全国大会開催は困難である」との報告を受けた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、福島会のこれまでの全国大会開催準備状況等を考えると、大変残念ではあるが、今回の震災による被害状況の事態を重く受け止め、開催を中止することを決定した。これについては、本日午後に開催される全国会長会議でも報告する。今後は一日も早い復興を目指して、本連合会も単位会と連携し、震災の復旧と復興に必要な知識と技術を駆使して、その支援に努めて

いくこととした。

## (2) 協議事項

### 1) 第55回通常総会等の運営について

事務局より、第112回建築士事務所協会全国会長会議及び第55回通常総会の議事の運営について資料4によって説明がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。なお、今回提案する事業計画及び収支予算は震災前の3月8日に開催した通常理事会で議を経た内容であるため、今後行う震災復興に係る追加事業及びそれに伴う収支予算の更正については理事会で行うことを議案説明の冒頭で説明することとした。

### 2) UIA2011東京大会グループ登録の案内について

専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。  
UIA2011東京大会日本組織委員会(JOB)から3月7日に建築関係5団体に対しグループ登録の案内及び協力要請があった。  
この件について建築学会、士会連合会はJOBが希望する業務の対応は難しい旨の回答がなされている。また、建築業協会では対応は難しいとのことであった。  
協議の結果、今回の協力要請は震災前の要請であるので今後の状況を把握し、その上でこれらの内容を単位会に案内し対応していくこととした。

## (3) 報告事項

### 1) 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

専務理事より、建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について次の趣旨の報告が資料6によってなされた。  
建築確認手続き等の運用改善(第二弾)については、3月25日に国土交通省より概要公表がなされ、所要の政令・省令・告示の改正等について本年5月1日より施行される予定とのことである。また、規制改革等の要請への対応についても本年度中に措置される。これらのことについての説明会(4月6日・国土交通省会議室)を建築関係団体を対象に行うとの連絡が国からあったので、この説明会の開催について3月28日に単位

会へ連絡した。なお、建築確認手続き等の運用改善(第二弾)等の内容の周知を図るため、本説明会実施後、各建築設計団体等において、地域レベルでの研修会の開催についての協力依頼を行った。

### 2) 会員・構成員異動報告

平成23年2月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。  
単体会別構成員数等は資料7の通り。

平成23年2月28日現在

正会員46団体、構成員15, 123事務所、賛助会員4社

### 3) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料8、資料9により報告がなされた。

#### <配付資料>

資料1: 東日本大震災に関する災害対策本部の設置について

資料2: 東日本大震災に係る義援金について

資料3: 第36回建築士事務所全国大会福島大会の開催について

資料4: 第55回通常総会(平成23年度予算総会)、第112回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料5: UIA2011東京大会グループ登録案内及び協力要請への対応について

資料6: 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

資料7: 会員・構成員異動報告書

資料8: 後援・協賛名義使用の件

資料9: 経過報告

## ■第4回 教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年4月8日(金) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

委員 相場 博、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、岩田 守  
神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、吉田 茂、  
市川 貴之、野出 友樹、夏目 浩行

欠席者 宮原 克平、遠山紀芳

<配付資料>

前回議事録

報告 : 直近の研修会等の状況について

資料1-1 : 会員建築士事務所の基礎的データ調査の概要等について

資料1-2 : 会員建築士事務所の基礎的データ調査報告書

資料1-3 : 追補版の集計方法

資料2-1 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料2-2 : 講習会等実施者用マニュアル(抜粋)

資料2-3 : 参加登録希望者用マニュアル(抜粋)

資料2-4 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料2-5 : 会誌4月号に掲載した周知文書

資料2-6 : プログラム出席者名簿取扱要領(抜粋)

資料2-7 : 「建築CPD情報提供制度」の実績活用の促進について(モデル文案)

資料3-1 : 法定講習の実施状況等について

資料3-2 : 管理建築士講習未受講事務所への受講促進がレクメールについて【建築教育センター作成】

資料3-3 : 建築士定期講習の要請型講習に関する打合せメモ

資料4-1 : 第5回管理講習会教材開発検討WG検討事項(案)

資料4-2 : 都道府県知事に対する管理講習の知事指定継続要望について

報告:

議事に先立って、事務局より、平成23年4月6日に実施された「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応に係る説明会」、平成23年4月19日に開催予定の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会の講師養成講習会」及び今後開催予定の「(仮称)実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用講習会」について、それぞれの講習会の趣旨、開催時期、テキストの取扱い等について説明がなされた。

議事:

(1) 会員建築士事務所の基礎的データ調査について

事務局より、資料1により会員建築士事務所の基礎的データ調査結果についての説明に併せ、報告書を各20部ずつ単位会宛て

送付済である旨が報告された。

しかし、今回取りまとめた報告書の中で、一部不備が見つかったため、本年6月中旬を目途に追補版を発行したいとの説明があり、協議の結果、了承された。

なお、上野委員長より、「報告書のデータを見ると、事務所所員が10名未満の事務所が非常に多いため、今後、各種施策を行う際には、ここをターゲットにしていくことが参考になる」との発言があった。

(2) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料2により平成23年3月3日に開催された第18回建築CPD運営会議の内容について報告がなされた。主な報告事項は以下の通り。

1) 建設系CPD協議会へのオブザーバー参加について、反対意見を出していた建築士会連合会が内部で再検討した結果、参加について了承を得たとの報告がなされた。

2) 建築士定期講習のCPDプログラム認定について、具体的内容が決定

i. プログラム審査は不要

ii. 認定時間に審査時間も含める

iii. 認定プログラム以外(他民間登録講習機関によるもの)の講習については自己申請によりCPD実績となる

iv. 平成23年3月以前に受けた建築士定期講習についても自己申請によりCPD実績となり、自己申請費用は500円/件とする

v. 単位会には、追認の申請方法等のマニュアルを配布

3) 都道府県に対する活用推進要望について、共同要望書に先立ち、単位会に向けて要望文書のモデル文案を送付し、都道府県への要望活動に活用していただくよう依頼済である。

また、今後CPD認定プログラムを予定している講習会等についての説明に併せて、今後、作成予定の制度理解のためのマニュアルについて、どのような項目を取り上げて解説すべきか議論した。各委員からの主な意見としては、

① 建築CPD情報提供制度の取り組みについては、各単位会で温度差があるため、本制度を広く普及させていくために

は、全国的に周知する等の行動を実施していく必要がある。

②どのようにして自治体に申し入れをすればよいのか。また、本制度の事務局となっている(財)建築技術教育普及センターにも、さらに自治体に向けて働きかけを行ってもらよう意見していくと同時に、広報・渉外委員会でも共同要望書を作成する。

③都道府県・市町村に十分な説明を行うためにも、事務局にて早急に制度全体を理解できるようなマニュアルを作成し、単位会に周知していくことが重要である。

行政側も、建築CPD制度について十分に理解しているところは少ないため、まずは各都道府県の行政に対して事務所協会がしっかりと説明及び要望を行うことが課題である。そのためは、まず単位会がCPD制度について深く理解しておく必要があるため、できるだけ早急に制度理解のためのCPDマニュアルの作成を行うこととした。

#### (3) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

事務局より、資料3-1に基づいて、直近の法定講習の実施状況、平成23年度第二期講習(7月～9月)の受付期間・開催予定等についての説明がなされた。

また、国交省が取りまとめた都道府県別の管理建築士講習受講状況についての説明が併せてなされ、現時点で相当数の未受講者が残っているため、その数を満たす会場確保を単位会に依頼している旨の説明がなされた。最後に、地震の影響で中止もしくは延期となった講習会がいくつかあるとの報告も併せてなされた。

続いて、資料3-2により、管理建築士講習未受講事務所への受講促進がレクメールについて事務局より説明がなされた。都道府県と(財)建築技術教育普及センターが共同でレクメール発送を行うところが大半だが、いくつかの都道府県では県独自に対応するところもあるとの説明がなされた。

次に、資料3-3により、平成23年3月16日に五者(東京都建築士事務所協会・日事連・東京建築士会・士会連・財建築技術教育普及センター)により行われた、建築士定期講習の要請型講習に関す

る打合せについての報告がなされた。主な報告事項は以下の通り。

- ・東京建築士会は、平成23年度に開催する全23回の建築士定期講習に集中的に対応する方針。

- ・士会連は東京建築士会を補完し、直営で通常の建築士定期講習と要請型講習に取り組む。

- ・士会連の直営による建築士定期講習については、東京建築士会及び東京都建築士事務所協会の同講習に影響を与えないよう、開催時期・場所等に配慮して計画する。

- ・東京都建築士事務所協会では、要請型講習について、実施の可否について、今後検討を進める。

- ・日事連及び士会連では、各構成単位会に対して行っている建築士定期講習の要請型講習に関するアンケート調査結果を踏まえて、取り組みを希望する単位会に関しては、個別に対応していく。

上記報告事項を踏まえ、要請型講習に関して、上野委員長より現在50名に設定されている最低開催人数を、もう少し柔軟に対応できるように意見していくべきとの発言があった。

#### (4) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料4により、管理講習会教材開発検討WGの検討事項(今後のスケジュール、講義時間、項目、執筆者等)に関して説明がなされた。

委員からは、地域編の取扱いに対して、どのように実施すればよいか等の方針を何か示してもらわないと対応が難しいのではないかとの意見が出された。

これに対し、上野委員長より、従来行っていた知事指定講習では、まず冒頭に都道府県の建築行政担当者が1時間程度、法令について講義を行っており、今回の地域編もそのように対応すればよいのではないかと検討を進めているが、詳細については今後のWGでの議論を踏まえ、報告することとした。

その後、知事指定継続のための陳情活動に利用していただく、メール文案についての説明が事務局よりなされ、了承された。また、今後、知事指定の状況について調査を行うこととした。

また、委員より、メール文案について、単位会会長名と日事連会

長名の連名にした方が、全国的に同調した行動を実施しているとの印象を与えられるため、効果的なのではないかとの意見が出された。以上の協議の結果、今後、5月の常任理事会、6月の会長会議を経て、知事指定要望を実施することとした。

(5) その他

平成22年度事業報告(案)と管理講習会教材開発検討WGの「詳細目次(案)とそのねらい」の承認については、まず5月の常任理事会に諮る必要がある。その前段階として本委員会の承認を要するが、新教材テキスト目次の承認に関しては委員長一任でどうかとの提案が上野委員長よりなされ、協議の結果、了承された。事業報告(案)に関しては、メールにて全委員の確認を得ることとした。

次回委員会 平成23年6月29日(水) 14:00～16:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

5月26日 建築設計制度等対応特別委員会

31日 会誌編集専門委員会

6月 2日 日事政研役員会

通常理事会

7日 会員増強検討WG

10日 日事連建築賞選考委員会

■4月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年4月1日～4月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,009	+ 52	5,191	19.4	221	- 1	21.9
青 森	171	+ 2	1,115	15.3	33		19.3
岩 手	246		1,212	20.3	60		24.4
宮 城	298	+ 1	2,447	12.2	58	- 1	19.5
秋 田	168		1,351	12.4	42		25.0
山 形	189		1,444	13.1	47		24.9
福 島	201	+ 1	1,869	10.8	49		24.4
茨 城	501		2,557	19.6	140	- 1	27.9
栃 木	173		1,673	10.3	88	- 1	50.9
群 馬	175		2,126	8.2	92	- 1	52.6
埼 玉	576		5,802	9.9	104	- 2	18.1
千 葉	430		4,137	10.4	95	- 1	22.1
東 京	1,379		17,321	8.0	359	- 5	26.0
神奈川	780	- 5	6,887	11.3	148	- 4	19.0
新 潟	290		2,764	10.5	105	+ 1	36.2
長 野	495		2,583	19.2	115	- 1	23.2
山 梨	114	+ 1	966	11.8	13		11.4
富 山	291		1,454	20.0	55	- 2	18.9
石 川	264	- 2	1,306	20.2	51		19.3
福 井	267	- 1	1,131	23.6	57	- 1	21.3
静 岡	566		3,779	15.0	137		24.2
愛 知	591	- 8	5,742	10.3	125	- 4	21.2
三 重	182	+ 4	1,546	11.8	61	- 2	33.5
滋 賀	195	- 3	1,372	14.2	35		17.9
京 都	270		2,485	10.9	79	+ 1	29.3
大 阪	920		7,306	12.6	169	- 3	18.4
兵 庫	503		4,216	11.9	118	- 3	23.5
奈 良	116	- 3	1,041	11.1	21		18.1
和歌山	116	- 2	856	13.6	25	- 1	21.6
鳥 取	81	+ 2	561	14.4	43		53.1
島 根	151		785	19.2	67	+ 3	44.4
岡 山	450		1,749	25.7	58	- 1	12.9
広 島	384		2,739	14.0	116		30.2
山 口	110	- 4	1,373	8.0	35		31.8
徳 島	98		1,027	9.5	13		13.3
香 川	102	+ 1	1,372	7.4	18		17.6
愛 媛	131	- 2	1,428	9.2	25		19.1
高 知	147		793	18.5	16		10.9
福 岡	493	+ 1	4,365	11.3	130	- 2	26.4
佐 賀	171		700	24.4	28		16.4
長 崎	241		1,005	24.0	42		17.4
熊 本	227		1,560	14.6	81	- 1	35.7
大 分	196		1,067	18.4	36		18.4
宮 崎	132	- 1	1,260	10.5	62	- 2	47.0
鹿児島	320		1,533	20.9	78	+ 1	24.4
沖 縄	183	+ 1	1,373	13.3	46		25.1
計	15,093	+ 35	118,369	12.8	3,596	- 34	23.8

※建築士事務所登録数は平成22年9月末日現在の数字である。



発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第112回 建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成23年3月29日(火) 13:30~15:30

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長42名(内、代理出席:滋賀会)

書面表決 岩手会、宮城会、山形会、福島会

4. 出席者

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 外木場久雄 八島 英孝 山田 美光

野呂 敏秋 神崎 貢 山下 卓治

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 上野 浩也 大内 達史 田端 隆 富岡 学

中野 満 西村 武

理 事 上原 伸一 大野 和男 荻原 幸雄 佐野 吉彦

水谷 達郎 宮原 克平 森野 美徳

監 事 岡田 利一 甲斐 孝明 栗原 憲昭

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋 秋 田 鈴木 誠一

茨 城 横須賀満夫 栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄 東 京 三栖 邦博

神奈川 上原 伸一 新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎 石 川 桜井 紘一  
 福 井 神崎 貢 静 岡 立道 幸男 愛 知 朝岡 市郎  
 三 重 田端 隆 滋 賀 姉川 博則 京 都 上野 浩也  
 大 阪 佐野 吉彦 兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏  
 和歌山 岩橋 重文 鳥 取 山下 卓治 島 根 矢野 敏明  
 岡 山 貴田 茂 広 島 村田 正文 山 口 香月 直樹  
 徳 島 西田 功 香 川 富岡 学 愛 媛 佐々木世希  
 高 知 西森 敬祐 福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行  
 長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久 大 分 中野 満  
 宮 崎 甲斐 孝明 鹿 児 島 林 陽郎 沖 縄 新城 安雄  
 事務局

事務局長 恩田 利昭、総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 八島 英孝(福岡会会長)

副議長 山田 美光(群馬会会長)

6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、神崎 貢(福井会会長)、

八島 英孝(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より挨拶があり、3月11日発生の東日本大震災の被災者へのお見舞いと、一刻も早い復旧、復興を願うこと及び復旧、復興について日事連として全力で取り組んでいきたい。この支援の具体的対応については、本日の協議事項である事業計画、収支予算には間に合わず反映していないため、今後盛り込むことになる旨の挨拶があった。

引き続き次の事項について協議がなされた。

(1) 協議事項1. 平成22年度収支更正予算について

北野常務理事より、平成22年度収支更正予算書説明書に基づき、平成22年度収支更正予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

(2) 協議事項2. 平成23年度事業計画について

1) 高津専務理事より、第55回通常総会議案書(平成23年度予算総会)に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針及

び常置委員会の所掌に属さない事項等について説明がなされた。

2) 上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成23年度事業計画案の説明がなされた。

(3) 協議事項3. 平成23年度収支予算について

北野常務理事より、平成23年度収支予算書説明書に基づき、平成23年度収支予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

協議事項1から3について、議長より諮ったところ、異議なく了承された。

(4) 報告事項1. 東日本大震災への対応について

三栖会長及び高津専務理事より、資料1に基づき次の説明がなされた。

本会の災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し、単位会の活動を支援することを目的に、東日本大震災対策本部を3月12日に設置した。業務としては災害情報の収集、行政・関係機関との調整、単位会への調整・連携、災害対策活動の推進である。今後は被災地の単位会に対し、必要な支援や活動を行っていくために、阪神大震災での対応例をもとに建築復興支援センター等の設置を考えている。

また、震災直後の応急危険度判定活動の後は被災建築物の被災度区分判定と復旧の業務に移行するため、単位会に「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の開催及び講師養成講習会の実施についての協力要請をしたこと、及び建築関係5団体プラス都市計画学会で、災害対応についての連絡会を設置する動きがあること等が報告された。

(5) 報告事項2. 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

高津専務理事より、資料2に基づき次の説明がなされた。

建築確認手続き等の運用改善(第二弾)については、3月25日に国土交通省より概要公表がなされ、所要の政令・省令・告示の改正等について本年5月1日より施行される予定とのこ

とである。また、規制改革等の要請への対応についても本年度中に措置される。これらのことについての説明会を建築関係団体を対象に行うとの連絡が国からあり、この説明会の開催について3月28日に単位会へ連絡した。なお、建築確認手続き等の運用改善(第二弾)等の内容の周知を図るため、本説明会実施後、各建築設計団体等において、地域レベルでの研修会の開催についての協力依頼を行った。

(6) 報告事項3. 会員への管理建築士講習の未受講者対策について

上野教育・情報委員長より、資料3に基づき次の説明がなされた。

既存の管理建築士に対する管理建築士講習の受講に関する経過措置期間(平成23年11月27日まで)の終了が迫ってきたことを踏まえ、会員を対象に、受講忘れによる事務所の登録取り消し等の事態が発生することを防ぐため、本年5月から7月頃に対応措置を講じたい。未受講により登録が取り消された場合、当該事務所のみならず、顧客(消費者)にも多大な影響を及ぼし、混乱を招くことが想定される。こうした事態の発生を未然に防ぐことで、会員事務所をはじめ、消費者等の保護を図るとともに、建築士事務所協会及び会員事務所に対する社会的信頼の確保を図る。このため、各単位会の協力を得て、単位会会員に対し、受講促進の周知及び受講有無の確認等の事項を記載した往復はがき等を発信し、その返信結果もしくは未返信の状況等を確認・管理する形により実施する。これらの経費について単位会への助成措置を講じる。

(7) 報告事項4. 平成23年度「建築士定期講習」の実施方法の改善提案に対する回答について

上野教育・情報委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。

昨年12月、(財)建築技術教育普及センターより、受講料の値下げを含む平成23年度建築士定期講習の改善策が、本会及び日本建築士会連合会に提案された。これを受けて、本会及び単位会としての対応方針の検討を開始し、建築技術教育普及セ

ンター提案について単位会に対し意向調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、教育・情報委員会でセンターへの回答基本方針について協議し、次の主な事項を内容とする改善策に対する回答書を作成した。

①平成23年度は受講料の値下げは行わず、翌24年度からの値下げに向けて検討を継続する。

②DVDの活用や既受講者への受講申込書の送付等の利便向上を図る事項は、実施を要請。

③要請型講習は、継続検討課題とする。

④会場費の全国一律単価の設定には同意できない。

これらの回答に対する建築技術教育普及センターの返答は、基本的に本会の意向に添う内容であった。しかしながら、受講者の確保の観点から、受講料の引き下げは必要であり、減収分は関係三者(単位会、日事連、センター)が公平に負担することを念頭に、平成24年度からの受講料の値下げに向け協議を今後進めていくこととした。

(8) 報告事項5. 建築CPD情報提供制度の制度改善に伴う今後の対応方針について

上野教育・情報委員長より、資料5に基づき次の説明がなされた。

平成22年12月に開催された第17回建築CPD運営会議(事務局: (財) 建築技術教育普及センター)において、平成23年度から

①建築士定期講習の認定開始(既実施分も遡って認定する予定)②年間推奨単位(12単位)の設定、の2つの制度改善を実施すること及び各加盟団体及びその単位会において、都道府県等に対する制度活用に向けた働き掛けを行うことが決定された。

このため教育・情報委員会では、今後、制度改善の情報提供、制度そのものの周知対策、制度活用についての単位会を通じた都道府県等への働き掛け等の対応を行うこととした。

(9) 報告事項6. 苦情の解決業務の育成支援に係る平成23年度以降の実施について

中野指導運営委員長より、資料6に基づき次の説明がなされた。

平成23年4月以降も継続して、単位会が実施している苦情の解決業務の実施報告書(個別レポート)に関して従来どおり1件につき12,000円の助成を行う。また、単位会の指導委員等を対象に、ブロック単位ごとを原則として苦情の解決業務の事例集をもとに「苦情解決業務研修会」を実施することとしている。

(10) 報告事項7. UIA 2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施について

富岡学広報・渉外委員長及び高津専務理事より、資料7に基づき次の説明がなされた。

昨年11月に単位会・ブロック協議会に対し、UIA2011東京大会で実施を企画しているイベントに単位会、ブロック協議会において、日事連との共催でイベント等の実施を希望するものがあれば日事連に提案するよう依頼したところ、東京会から以下のような共催希望の提案があった。

①参加者が建築士事務所の設計の現場と活動の一端に触れ、設計に理解を深め、建築に親しむ機会を提供するイベントとして『日本の代表的な建築設計事務所訪問ツアー』及び②『「東京の建築のいま」をテーマにしたパネルディスカッションと東京都庁舎見学ツアー』は、日事連が共催するにふさわしい企画であると思われるので、共催イベントとして実施することとしたい。

実施に係る経費については、日事連が全額負担するが、UIA2011東京大会日本組織委員会では、中央の建築関係団体がイベントを実施するにあたり、その一部を助成する予定としているので、その助成も活用したい。

(11) 報告事項8. 平成23年度日事連建築賞募集要項等について  
大内総務・財務委員長より、資料8に基づき次の説明がなされた。

募集要項の主な改正内容は、昨年度より、応募時点で単位会の会員でない者であっても、単位会での第1次審査で第2次審査候補作品に選考された時点で、会員であるか単位会に入会申請することを条件として応募を認め、会員増強の一環として実施した。平成23年度は、この主旨を前提にし

て、日事連建築賞が公益性をもつ事業であることを前面に出すために、「目的」では「単位会の会員である」という記述を削除し、「応募資格」では記述内容を整理した。その他、委員の交代や年度が変わったことによる対象建築物の竣工年月日の期間、応募締切日等の変更を行った。なお、「公表」では「表彰は平成23年10月21日に開催される第36回建築士事務所全国大会(福島大会)において行う。」としているが、福島大会が中止となったが間に合わなかったため、表彰の時期、会場等については5月の常任理事会で決定する。

(12) 報告事項9. 第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の実施の中止について

野呂敏秋全国大会運営特別委員長より、東北地域の被害状況説明の後、資料9に基づき次の説明がなされた。

平成23年10月21日に開催予定の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、震災の状況を踏まえ、日事連としても開催の可能性について検討を行ってきたが、3月26日付けで主管会である福島会より、「会場に予定していた県文化センターが地震被害で現在使用停止の状況にあること、地震、津波並びに原発事故災害で浜通り地方の相双支部、いわき支部の会員が避難の状況にあること、さらに宮城県を始め北海道・東北ブロック協議会の単位会も大きな被害を受けている状況にあり、現在の状況では全国大会開催は困難である」との報告を受けた。

常任理事会で検討した結果、福島会のこれまでの全国大会開催準備状況等を考えると、大変残念ではあるが、今回の震災による被害状況の事態を重く受け止め、開催を中止することを決めた。

(13) 報告事項10. 会員増強への取組について

西村武会員増強検討WG主査より、資料10に基づき次の説明がなされた。

会員増強検討WGでは、単位会への会員増強に関するアンケート調査を実施し、それを踏まえて単位会での会員増強への取組についての中間報告(叩き台)をまとめた。5年後の日事

連の構成員数が2万事務所になること及び10年後に加入率30%を目指すことを目標にしているが、これは単位会の会員数が毎年6.5%増加しなければ達成できない数字である。今回の中間報告をベースにして23年度には単位会やブロック協議会に意見を求め、必要な見直しを行ったうえで会員増強の実施方針としてとりまとめを行い、12月の全国会長会議に報告する予定である。なお、具体的な活動については、できるものから早急に取り組んでいく。

(14) 報告事項11. 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者の処分について

高津専務理事より、資料11に基づき次の説明がなされた。平成22年12月及び平成23年2月に開催された登録制度運営委員会で、現地調査を行わなかった者や技術基準不適合にもかわらず適合証明書を発行した者6名に対し、登録規程に基づき登録取り消しや業務停止等の処分を行った。

また、業務範囲外の適合証明業務を行った二級建築士の適合証明技術者に対しての文書戒告を14名に行った。なお、二級建築士の適合証明技術者に対し2月4日付で、建築士資格による適合証明業務の範囲についてのお知らせを郵送し、再度、周知を図った。

(15) 報告事項12. 平成23年度主な会議日程(予定)について

議長より、資料12を各自確認していただき、報告に代える旨述べられた。

## ■第4回 業務・技術委員会 議事概要

[日 時] 平成23年4月26日(火) 14:00~16:40

[会 場] 日事連会議室

[出席者] 委員長: 田端 隆 副委員長: 荻原幸雄

委 員: 遠藤昭五、新井典夫、富田正行、姉川博則、  
伊藤光洋、宮脇弘明

(欠席:担当副会長 八島英孝)

日事連事務局:高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

(配付資料)

資料1:平成23年度業務・技術に関する事業報告(案)

資料2: 全国入札状況アンケート調査の統計(都道府県、政令指定都市、特例市)

資料3: 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会関係資料

資料4: 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)関係資料

資料5: 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会関係資料

資料6: 業務報酬基準の適正活用検討研究会の検討スケジュール

資料7: 参考-設計監理業務報酬基準による料金表(木造2種、非木造2種)

追加資料: 主要資材調査依頼項目一覧表

合法木材の広報用チラシ

合法木材の広報用DVD(未来をつくる Goho-wood)

## 1. 協議事項

### (1) 平成23年度事業報告について

・平成22年度の業務・技術に関する事業報告について事務局より資料1に基づき説明がなされ、協議の結果、原案のとおり承認した。

### (2) 最低制限価格に関するアンケート調査結果のとりまとめについて

・前回の委員会で各単位会から提出されたアンケートの集計結果を報告したが、その後正副委員長でとりまとめ方を決め、資料2のとおり都道府県、政令市及び特例市の3つを対象を絞りデータをまとめたことについて荻原副委員長より説明がなされた。

・今回の資料では、都道府県、政令市で集計したデータと特例市を加えたデータの2つに分類して作成している。より傾向がわかるように全体の割合率(%)も付加した。都道府県等の回答がない単位会があるため、再度依頼することとした。

・荻原副委員長が前書き文を作り、都道府県、政令市でまとめたものと更に特例市を加えたデータの2つのデータを単位会へEメールで提供することとした。

・単位会において、実態調査の結果をもとに告示第15号及び最低制限価格の引き上げのための要望活動等に役立ててもらうこととした。

## 2. 報告事項

2011-6 日事連会務月報

### (1) 震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会の実施について

・当委員会において、被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会について継続的に実施していくことを決定し、昨年末から開催することにしてきた。講習会を実施するにあたり、(財)日本建築防災協会が木造編のテキストを改訂することにしてきたが作業が遅れており、その最中に東北地方太平洋沖地震が発生したため、被災度区分判定及び復旧作業の需要に対応するために、本講習会を早急に行うことになった。

・講習会のテキストは、既存の図書と併せてS造及びRC造に係る別刷り資料を作成し、受講者へ配布することとした。

・4/19講師養成講習会を開催し、単位会の適任者が集まりその内容を受けて講義を行ってもらうことにした。

・単位会会長宛4/15付文書にて開催依頼し、4/28までに開催日程等の回答をいただくこととしている。

### (2) 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)について

・運用改善(第二弾)が公表され、政省令・告示改正の概要について資料4に基づき事務局より説明がなされた。

・この運用改善は、国で行政職員及び建築関係団体へ4月初旬に説明会を実施してきている状況である。

今後、全国的に建築関係団体が行政職員と連絡を図り研修会を実施する場合には、国が前記説明会で配布したテキストを無償で送付(約1~2ヶ月間対応可能)することにしており、本会から単位会へその旨、連絡をしたところである。なお、テキストの内容は、国土交通省のホームページにも全て公開されている。

### (3) 構造計算適合性判定制度関連技術検討委員会について

・当検討委員会(第2回)が2/17開催され、概要について資料5に基づき田端委員長より説明がなされた。

・工学的判断の技術資料を作成すると設計の自由度が狭められてしまうという危惧もあるが、どのような資料を作成していくか今後議論していくこととしている。

### (4) 業務報酬基準ワーキンググループについて

・国で行われている業務報酬基準の適正活用検討研究会の検討状況について、荻原副委員長より資料6に基づき報告がな

された。

・告示第15号の活用の考え方を具体的に示した業務報酬基準の手引きが新・建築士制度普及協会より6月下旬発行され、建築関係団体へ講習会の実施が求められており、本会ではこれを受けて単位会の協力のもとに講習会を実施する予定である。なお、この講習会の実施については、次回常任理事会及び理事会へあけて承認を得ることとする。

(5)「事務所ビル」の長寿命化に対する意識調査」実施委員会について

・ロングライフビル推進協会の「事務所ビル」の長寿命化に対する意識調査について本会から実施委員会に出席している荻原副委員長より報告がなされた。

・本会では意識調査のアンケートの協力を単位会へ求めているが、全体の回答の分析している途中であるが、分析結果については同推進協会において冊子を作成し関係者へ配布する予定にしている。

(6)合法木材普及拡大部会について

・(社)全国木材組合連合会においてPR用のパンフレット等が作成され、合法木材普及拡大部会に出席している荻原副委員長より報告がなされた。

・PR用のDVDも作成されており、同組合連合会より単位会へ送付されている。単位会で種々行われる講習会の休憩時間にDVDの映像を流して活用してもらうよう同副委員長より説明があった。

(7)その他

・愛知会において作成した告示第15号による業務報酬基準の算定ソフトについて、富田委員より資料7により参考に提出され、作成の経緯、算定の内容等の報告がなされた。

・東北地方太平洋沖地震の後、資材の不足により発注を止めるケースや設計変更するケースが生じている地域がある中で、主要資材についての鉄筋工事及び鉄骨工事等の需給動向、価格動向及び資材確保状況等の情報を集めて行政庁へ生の声を知らせていくために単位会へ調査依頼をしたい旨、田端委員長より追加資料に基づき提案がなされ協議した。

この調査を日事連が実施した場合には、集計したデータを公表するまでにかかりの日数を要し、また建設物価調査会等の専門機関が調査・公表しているデータにはないものを適時に公表することは困難なため、今回は取りやめることとした。

◎次回委員会 平成23年7月12日(火)14:00～16:30

日事連会議室

## ■第4回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成23年5月9日(月) 13:30～15:40

会 場 日事連会議室

出席者 委員長: 中野満 副委員長: 上原伸一

委員: 小町屋一則、飯窪功児、西川英治、  
前川浩二、西田功、新垣昇盛

担当副会長: 山下卓治

事務局: 北野、恩田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成22年度 指導運営に関する事業報告(案)

資料2 平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

資料3 単位会の指導委員等を対象とした「苦情解決業務研修会」の実施について(回答票)(案)

資料4 苦情・トラブル・相談の事例収集へのご協力のお願いについて

配布資料 苦情の解決業務の事例集(平成22年度上半期)

議事1. 平成22年度 指導運営に関する事業報告について

平成22年度 指導運営に関する事業報告(案)について、資料1に基づき事務局から説明がなされた。苦情の解決業務の処理結果の順番を変えること、及び参考事例集の作成に平成21年度下半期分を入れることの2点を修正することで各委員において確認し、これを了承した。

議事2. 平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について

平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

ト)について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。個別レポートの修正は、1案件につき2人の委員が担当することとし、6月10日までに修正したものを日事連事務局までメールで送付することとした。各委員が担当するページについては以下の通り。

担当委員名:資料2のページ番号

中野、上原:1～5ページ

小町屋、飯窪:6～10ページ

西川、前川:11～15ページ

西田、新垣:16～20ページ

#### 議事3.「苦情解決業務研修会」の実施について

「苦情解決業務研修会」の実施について、資料3に基づき事務局から説明がなされた。単位会の指導委員は変わっていくため、数年に1度くらいは研修会を開催する必要があるとの意見が出された。

また、回答票だけでは研修会の内容等がわからないため、別途実施要項を事務局で作成し、提供することとした。なお、回答票の表題には「フロッグ協議会ごとの」という文言を付け加えることとした。

#### 議事4. その他

・苦情・トラブル・相談の事例収集へのご協力をお願いについて、資料4に基づき事務局から説明がなされた。現在、事例が2単位会からしか提出されておらず、引き続きのご協力をお願いすることとした。また、依頼文書が苦情解決業務のものと混同しかねず、分かりづらいという意見が出された。

・中野委員長より、大分会で行われている苦情を未然に防ぐための講習会についての説明があり、他の単位会においてもこのような講習会を積極的に開催して欲しい旨の発言があった。

■次回委員会 平成23年8月3日(水)13:30～16:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

6月21日 東日本大震災に係る岩手会、宮城会、福島会・日事連建築復興支援センター設置に関する現地での記者発表

24日 事務局連絡会議

27日 建賠保険等調査専門委員会

29日 教育・情報委員会

7月 8日 構造技術専門委員会

11日 管理講習・開設者研修(仮称)残す執筆委員会

12日 業務・技術委員会

13日 新法制度検討WG

会誌編集専門委員会

## ■平成23年度日本建築士事務所政経研究会第3回役員会議事概要

1. 日 時 平成23年3月8日(火)11:00~12:00

2. 場 所 日事連会議室

3. 出席者 ○印は出席者

会 長 ○外木場久雄(兵庫)

幹 事 長 ○八島 英孝(福岡)

会計責任者 ○野呂 敏秋(青森)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事 ○西村 武(北海道) ○山田 美光(群馬)

○大内 達史(東京) ○神崎 貢(福井)

○田端 隆(三重) ○上野 浩也(京都)

○山下 卓治(鳥取) ○富岡 学(香川)

○中野 満(大分)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議長

外木場会長

5. 議事録署名人

外木場会長、大内幹事

6. 議事

(1)平成22年度事業報告について

事務局から、資料1により、平成22年度事業報告について、①建築士法の抜本改正に係る運動の推進・日事連の施策の支援推進、②選挙における関係候補者への支援活動、③政研独自の運営等、④関係議員への支援、⑤単位会による政治団体の設立、の5つの項目に沿って概要説明が行われ、議長が委員に諮ったところ、原案どおり了承された。

(2)平成22年度収支決算について

事務局から、資料2により、以下内容の説明が行われた。  
収入の部では、寄付金及び政治資金パーティー開催収入について、過年度の未納分の入金及び平成23年1月1日以降の年度を越えて遅延入金等との関係により、両項目の決算額は予算対比で2

万円減の722万円となり、収入の部合計では、予算対比3万2,571円減の3,254万900円となった。

一方、支出の部については、政治活動費において、予算対比で751万1,765円減の381万8,235円にとどまった。この結果、経常経費、予備費等も含めた支出の部合計額は、予算対比で820万4,127円減の386万9,344円となり、次期繰越収支差額は2,867万1,556円となった。

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。

(3)平成23年度事業計画(案)について

事務局から、資料3により、以下内容の説明が行われた。

下記3項目を平成23年度事業計画とすることとした。なお、第2番目の項目の関係国会議員との連携については、従来、自民党建築設計議員連盟との連携としていたが、これまでの役員会等での検討の結果、政権政党たる民主党との関係構築を進めるとともに、自民党とも従来どおり相互協力関係を保っていく旨の方針を踏まえ、このような表現とした。

①日事連の施策の支援推進

②関係国会議員との連携

③単位会による政治団体の設立促進

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。また、3番目の項目である単位会による政治団体の設立促進については、ここ数年に渡り、新たな政治団体の設立が行われていないことから、政治団体設立のメリット・デメリット等について調査研究し、その促進を図ることとした。

(4)平成23年度収支予算(案)について

事務局から、資料4により、以下内容の説明が行われた。

収入の部については、寄付金・政経フォーラム会費負担額の申し合わせに従い、寄附金収入として236万円、政治資金パーティー開催収入として488万円の合計724万円を計上している。なお、受取利息、雑収入、前期繰越収支差額等を含めた収入の部合計額は

3,593万1,556円となる。

一方、支出の部については、政治活動費のうち、役員会費では、平成22年度決算ベースにおいて、98万円余りの執行となったため、今年度は、前年度対比20万円増の120万円を計上した。また、同じく政治活動費のうち、渉外費では、今後、衆議院議員選挙の実施等も想定されるため、前年度と同額の600万円を計上した。また、諸会議費については、平成22年度決算における執行額を勘案し、前年度対比100万円減の200万円を計上した。その他、総会費、監査会費、及び政治資金パーティー開催事業費等については前年度と同額を計上した。

なお、これに経常経費、予備費等を含めた支出の部合計額は、前年度対比で64万1,915円減の1,143万1,556円となり、これにより次期繰越収支差額は2,450万円となる。

以上の説明の後、議長が委員に諮ったところ、異議なく原案どおり了承された。

#### (5) 民主党との連携等について

事務局から、現状における民主党との連携及び意見交換等に向けた検討状況について説明があり、協議の結果、当面の間は、政治動向を注視しつつ、政権政党である民主党との連携推進を図るとともに、単位政研・単体会等を中心に自民党とも良好な関係を保っていくことを基本方針とすることとした。

#### (6) 平成23年度第37回通常総会の運営等について

事務局から、資料5により、来る3月29日に開催予定の第37回通常総会の運営方法(案)について説明があり、協議の結果、了承した。

#### (配布資料)

資料1: 平成22年度事業報告

資料2: 平成22年度収支決算書

資料3: 平成23年度事業計画(案)

資料4: 平成23年度収支予算書(案)

資料5: 平成23年度第37回通常総会の運営について(案)

参 考: 自民党建築設計議員連盟名簿

■5月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年5月1日～5月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,036	+ 27	5,079	20.4	222	+ 1	21.4
青 森	171		1,082	15.8	33		19.3
岩 手	255	+ 9	1,186	21.5	60		23.5
宮 城	299	+ 1	2,402	12.4	58		19.4
秋 田	168		1,300	12.9	42		25.0
山 形	189		1,404	13.5	47		24.9
福 島	201		1,826	11.0	49		24.4
茨 城	501		2,480	20.2	139	- 1	27.7
栃 木	173		1,637	10.6	86	- 2	49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	575	- 1	5,740	10.0	106	+ 2	18.4
千 葉	430		4,055	10.6	95		22.1
東 京	1,379		17,128	8.1	361	+ 2	26.2
神奈川	780		6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	496	+ 1	2,514	19.7	115		23.2
山 梨	112	- 2	944	11.9	13		11.6
富 山	291		1,404	20.7	55		18.9
石 川	266	+ 2	1,427	18.6	51		19.2
福 井	267		1,104	24.2	58	+ 1	21.7
静 岡	561	- 5	3,718	15.1	136	- 1	24.2
愛 知	593	+ 2	5,673	10.5	126	+ 1	21.2
三 重	181	- 1	1,519	11.9	61		33.7
滋 賀	193	- 2	1,306	14.8	35		18.1
京 都	270		2,446	11.0	81	+ 2	30.0
大 阪	920		7,161	12.8	169		18.4
兵 庫	503		4,074	12.3	118		23.5
奈 良	114	- 2	998	11.4	20	- 1	17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	43		53.1
島 根	151		769	19.6	67		44.4
岡 山	450		1,717	26.2	58		12.9
広 島	384		2,690	14.3	116		30.2
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	98		1,002	9.8	13		13.3
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133	+ 2	1,417	9.4	25		18.8
高 知	141	- 6	779	18.1	16		11.3
福 岡	493		4,236	11.6	130		26.4
佐 賀	171		682	25.1	28		16.4
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	81		35.7
大 分	198	+ 2	1,052	18.8	36		18.2
宮 崎	132		1,234	10.7	62		47.0
鹿 児 島	320		1,492	21.4	79	+ 1	24.7
沖 縄	183		1,313	13.9	47	+ 1	25.7
計	15,120	+ 27	116,182	13.0	3,602	+ 6	23.8

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第340号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第5回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成23年5月16日(月)13:30~16:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史  
委 員 佐々木宏幸、高橋祥治、小西郁吉、井上精二  
担当副会長 山田美光  
事務局 北野常務理事、恩田、前田、松谷、赤土  
欠席者 副委員長 西村 武  
委 員 鈴木勇人、曾田賢治

#### 1. 議事

##### (1) 東日本大震災建築復興支援センター(仮称)の設置について

事務局より建築復興支援センターの設置案について、資料1によって次の説明がなされた。

4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。更に5月13日の北海道・東北ブロック協議会時に岩手会、宮城会及び福島会と「建築復興支援センター」設置に関する説明を行った。この説明には、東日本大震災対策本部の三栖本部長、野呂副本部長、高津専務理事等が出席した。これらの協議を経て、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、阪神・淡路大震災の事例を参考に以下のとおり支援を進めることとした。

1) 支援の対象単位会は、被害が甚大な地域を抱える岩手、宮城、福島3単位会とする。

2) 期間は、当面は平成25年度までの3か年度とする。(但し、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

3) 費用は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。

4) 名称は「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とする。

協議の結果、委員から復興まちづくりには3年間では短いのではないかとの意見が出されたが、阪神・淡路大震災のときも3年間であり、また、日事連の負担が3年間でも9,000万円に達する可能性が高く、財政的にも長期に渡る負担は難しいことから、原案の方針のとおり常任理事会に提案することとした。

##### (2) 第56回通常総会議案について

###### 1) 平成22年度事業報告案について

事務局より総会の第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、資料2及び資料3の該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

- ① 会員・構成員数
- ② 会員増強検討WGを設置して、「会員増強への取組みについての中間報告(叩き台)」を作成した。
- ③ 新法人移行検討WGを設置して、公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等についてまとめ、一般社団法人としての新しい定款案の検討を行った。
- ④ 指定事務所登録機関の指定状況
- ⑤ 第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施
- ⑥ 年次功労者表彰
- ⑦ 日事連建築賞
- ⑧ 適合証明業務登録機関特別会計の財政安定化を図るため、平成22年度に、テキスト収支を一般会計から特別会計へ移管し、平成24年度には登録料の値上げ、登録事務費の引き下げ等の収支改善措置を行うことにより、平成24年度は登録を実施し、平成26年度の登録の実施については、

平成24年度の登録者数の状況等を勘案して判断することとした。

2) 平成22年度収支決算案について

事務局より第2号議案に該当する平成22年度一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の収支決算案について、資料2及び資料3により説明がなされた。

3) 平成23年度収支更正予算について

事務局より第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について、資料2、資料3及び資料4により説明がなされた。  
主な更正内容は、前期繰越収支差額の確定及び東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会に「建築復興支援センター」を設置して活動の支援を行うための科目設定と東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴うもの等である。

4) 会費規程の改正について

事務局より第4号議案に該当する会費規程の改正について、資料2及び資料5により次の趣旨の説明がなされた。  
大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が当該会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。  
協議の結果、4つの議案とも原案を了承し常任理事会に提案することとした。

(3) 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

事務局より平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について、資料6により次の趣旨の説明がなされた。  
今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、10月21日の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、同全国大会の中止が決定したため、12月5日の第114回建築士事務所協会全国会長会議の際に表彰式を行いたい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 表彰規程の改正について

事務局より功労者表彰の表彰規程について、資料7により次の趣旨の説明がなされた。  
年次功労者表彰及び特別功労者表彰について、現行の表彰規程では全国大会で行うと規定されているため、全国大会以外の行事でも実施できるよう改正したい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(5) 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内委員長及び事務局より一般社団法人移行準備に伴う新定款検討の中間報告について、資料8により次の趣旨の説明がなされた。  
一般社団法人への移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGで検討し定款案を作成した。この中間報告は、6月に開催される理事会及び全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば7月15日までに提出を求めることとしている。今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。  
協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 会員増強検討WGの活動状況について

事務局より会員増強検討WGの活動状況について、資料9により次の趣旨の報告がなされた。  
前回の委員会で検討した「会員増強への取組みについての中間報告(叩き台)」を3月の全国会長会議に報告し、4月26日付けで、全単位会宛にこの中間報告(叩き台)に対する意見及び会員増強への具体的な提案等を8月末迄に提出するよう依頼した。

(7) 第56回通常総会後の懇親会の取り扱いについて

事務局より第56回通常総会後の懇親会を実施するか否か諮ったところ、委員からは過度に自粛せず、例年どおり実施した方がよいとの意見が出され、懇親会の実施を常任理事会に提案することとした。

次回委員会開催予定

平成23年8月23日(火) 13:30~16:00

(配付資料)

資料1:東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について  
(案)他

資料2:第56回通常総会議案書

資料3:平成22年度事業報告・収支決算説明書、平成23年度収支更正予算説明書

資料4:平成23年度収支更正予算について

資料5:会費規程の改正について

資料6:平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について(案)

資料7:表彰規程の改正について(案)

資料8:一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成の新法人移行検討WGの中間報告

資料9:会員増強検討ワーキンググループの検討状況について

## ■平成23年5月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年5月19日(木)13:30～16:40

2. 会 場 日事連会議室

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

(内、表決委任状提出者2名含む)

4. 出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、富岡 学、中野 満、西村 武

欠 席 者(表決委任状提出者) 神崎 貢副会長、田端 隆常任理事

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山下卓治副会長、西村 武常任理事

2011-7 日事連会務月報

6. 議事進行役

山下卓治副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

1) 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について

富岡広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度で13回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、東日本大震災の被害状況から今年度は、耐震診断の重要性及び必要に応じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供を目的に本年10月、11月の開催を中心にする。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する。

協議の結果、資料1の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

2) 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

事務局より、平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、全国大会の中止が決定したため日程変更等を行いたい。

①表彰式の日程等について

実施日は、平成23年12月5日(月)14:15～17:00に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ビル)で表彰式を行うこととした。

②日事連建築賞の表彰展示等については、八重洲富士屋ビル2階・桜の間入口付近に展示予定である。

③日事連建築賞募集要項の修正については、表彰日程変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

協議の結果、原案を了承し、資料2を6月通常理事会に提案することを決めた。

3) 表彰規程の改正について

第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止に伴い、表彰規程第9条の改正を次のとおり行い、理事会承認の日から実施したい旨の説明が資料3によって事務局からなされた。

改正案(アンダーライン部分が改正箇所)	現行
第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、 <u>本会が主催する行事等において毎年1回行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。</u>	第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、毎年1回全国大会において行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

協議の結果、原案を了承し、資料3を6月通常理事会に提案することを決めた。

4) 管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について

上野教育・情報委員長より、教育・情報委員会が検討した管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

今年の11月27日には、「管理建築士講習」(法定講習)の経過措置期間が終了し、同講習の受講者は激減することとなる。これに伴い、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、受講者の確保を図るため、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続要望を行っていくことが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、全国的に知事指定の継続要望を行い、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。

協議の結果、原案を了承し、資料4を6月通常理事会に提案することを決めた。

これに関連して、中野常任理事から「管理講習・開設者研修」の名称は、法定講習として行っている「管理建築士講習」と紛らわしいので、開設者研修という名称を強調した方がよいのではないかとの意見があり、現段階での研修会名は仮称であるので今後、研修会の名称は教育・情報委員会で検討することとした。

5) 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」(仮称)講習会について

事務局より、実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用(仮称)講習会について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年1月7日、新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示第15号の周知・普及のため全国において、一般社団法人 新・建築士制度普及協会による講習会が開催され、地方公共団体や建築士事務所に対する活用促進が図られた。当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)で具体的な活用方法が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに実務者を中心とした「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し、検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、一般社団法人 新・建築士制度普及協会から平成23年6月下旬頃に発行されることになった。これを周知・普及するため、この手引きをテキストにした講習会を業務・技術委員会で企画した。講義方法は、DVD(一般社団法人 新・建築士制度普及協会で作成)による映像講習を原則とする。標準的な受講料(テキスト代を含む)は単位会会員 5,000~6,000円、一般 9,000~10,000円とした。受講料は、建築士事務所協会が講習会を運営するうえで、収支を勘案して増減できるとし、講習会運営にかかる会場費、印刷費及び人件費等は、単位会が受講料収入から支出することとした。講習の実施は7月以降で開催を希望する単位会でを行う。

協議の結果、原案を了承し、資料5を6月通常理事会に提案することを決めた。

これに関連して、中野常任理事から改修設計の業務報酬についての検討状況はどうかとの質問があり、専務理事より、(財)建築技術教育普及センターに設置された「業務報酬基準の適正活用検討研究会」のワーキングチームで今後の課題として改修設計の業務範囲等について検討をしている状況であるが、直ちに基準ができる状況ではない旨の説明がなされた。

#### 6) 平成23年度の要望項目について

富岡広報・渉外委員長より、広報・渉外委員会で検討した平成23年度の要望項目について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。なお、要望書は6月下旬頃に単位会に送付予定である。

- ①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。
- ②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。
- ③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。
- ④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

協議の結果、資料6の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

#### 7) 東日本大震災建築復興支援センター(仮称)の設置について

三栖会長及び専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

4月11日から12日にかけて東日本大震災対策本部役員が岩手会、宮城会、福島会を訪問した。4月18日には、茨城会を訪問して、それぞれ見舞いと激励を行い、被災状況、単位会の取組状況、課題と要望等について意見交換を行った。4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。さらに、5月13日に岩手会、宮城会、福島会との「建築復興支援センター」設置に関する打合せに、三栖本部長、野呂副本部長等が出席し、協議を行った。

これらの協議を経て、阪神大震災の支援事例を参考に以下の提案をするものである。今回の東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、甚大な被害が生じた。特に大規模な被災をした県の単位会にとっては、単位会だけでは存分な復旧、復興活動を進めていくには困難なため、日事連としても全面的に支援していく必要がある。一方、単位会及びその構成員である建築士事務所が復旧、復興に向けて積極的に活動していくことは、その社会的役割を国民、消費者に理解してもらう機会でもある。日事連としても、これらの単位会の復旧、復興活動を支援し、単位会と連携して、強力に復旧、復興に取組んでいくことが重要であり、その意義は大きい。このため、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、以下の支援策を進めることとしたい。

#### ①支援内容

- i. 建築相談の実施及び相談員の派遣。
- ii. 復旧・復興業務(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋。
- iii. 防災やまちづくりに関する広報やイベント。
- iv. 行政との連絡・調整。
- v. 調査・研究。
- vi. 被災会員対応。

#### ②支援の体制

i. 大規模な被災をした県の単位会に日事連の支援事務所を設置する。ii. 支援事務所の業務の確実かつ円滑な実施を図るため、担当の職員を置く。iii. 被災県の単位会の属するブロック及びそれ以外の各ブロックに支援の応援を依頼する。iv. 県等行政機関との連携に十分に配慮して支援を行う。

### ③支援事務所の業務内容

業務については以下を標準とするが、単位会の主体性を尊重し、単位会の実情に則して適切に調整されるものとする。

- i. 被災者の建築相談に対する支援(単位会の主催する建築相談の実施及び相談員の確保。行政等の主催する建築相談等への相談員の派遣等の協力。その他建築相談への対応。)
- ii. 復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援(「被災度区分判定及び復旧技術」の講習会の実施。建築士事務所、属する建築士等への復旧技術等に関する研修、講習等の企画、実施。)
- iii. 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援(復興街づくり及びそれらに関する研究等の企画、実施、参画。防災イベントの企画、実施、参画。)
- iv. 建築行政の協力、連携(建築行政情報の周知徹底。建築確認検査等の効率的実施や違反建築防止対策等の建築行政との協力、連携。)
- v. 広報(被災度区分判定及びそれに基づく復旧業務の重要性の周知及び受講者リストの公開。建築相談等のPR。)
- vi. その他(被災し、業務が実施できない会員事務所への再建支援策の検討。復旧・復興等業務の記録の作成など。)

### ④支援の対象となる単位会

復興について全国的な規模で支援が必要と思われる、被害が甚大な地域を抱える単位会。具体的には、岩手、宮城、福島の3単位会。

### ⑤支援期間

当面は平成25年度までの3か年度(ただし、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

### ⑥支援事務所の位置付け

- i. 日事連が設置し、その管理・運営は対象となる単位会に委託する。
- ii. 支援事務所にかかる費用及び業務にかかる費用(人件費を含む)は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。なお、事業計画書及び収支予算書を日事連あて提出後単位会あて1,000万円を送金するが、収支決算報告書により1,000万円に満たなかった場合は、日事連に差額を返金することとする。経費については、他に補助金、委託費等の対象となる費目については補助金、委託費等と重複し二重な支払いとならないよう区別して経理するものとする。
- iii. 支援事務所は建築復興支援センターと称し、「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とし、単位会事務局の入口に看板を設置するとともに、業務の実施に当たっては、できる限り、上記名称の使用に努める。
- iv. 支援事務所の業務の透明性、公正を確保するため、単位会は日事連震災対策本部に対し、年度ごとに事業計画、事業報告、予算決算の報告を行う。なお、実施に当たっては、ニーズに応じた弾力的、機動的執行に努める。
- v. 支援事務所の業務は単位会に委託することから、担当職員の指揮監督は単位会会長を通して行うこととする。

### ⑦支援事務所の設置開始時期は、平成23年6月以降(更正予算を議決する総会后できるだけ速やかに設置)。

協議の結果、資料7の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

8) 第56回通常総会議案について

①平成22年度事業報告案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。なお、この事業報告は5月12日の監事3名による監査を経たものである。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第1号議案に該当する平成22年度事業報告の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

②平成22年度収支決算案について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第2号議案に該当する平成22年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。なお、この内容は5月10日の公認会計士による監査及び5月12日の監事3名による監査を経たものである。

・平成22年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約49万円の減収となり、約2億9,070万円となった。事業活動支出は予算額より約1,093万円の支出減となり、約3億1,962万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として432万円支出し、当期収支差額は約3,324万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約2,548万円となった。

・福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約24万円の減収となり、約1,165万円となった。事業活動支出は予算額より約103万円の支出減となり、約1,217万円となった。当期収支差額は約52万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約201万円となった。

・適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約58万円の増収となり、約1億769万円となった。事業活動支出は予算額より約348万円の支出減となり、約7,216万円となった。当期収支差額では約3,552万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約4,124万円となった。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1及び資料8-2の第2号議案に該当する平成22年度収支決算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

③平成23年度収支更正予算について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について次の理由により、更正を行いたい旨の説明がなされた。

- i. 平成22年度収支決算において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置して活動を行う。この事業を行うための科目の設定を行う。一般会計「建築復興支援センター事業支出」。
- iii. 東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴う更正。一般会計「調査研究費」。
- iv. 一般会計の「予備費支出」予算200万円のうち、震災義援金として既に168万円執行したため、不測の事態に備え更正を行う。
- v. 上記 ii から iv の更正等に充てるため、一般会計「財政安定積立預金取崩収入」の更正を行う。
- vi. 以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1、資料8-2の第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案すること

を決めた。

#### ④会費規程の改正について

事務局より資料8-1、資料8-2のうち第4号議案に該当する会費規程の改正について次の理由により、改正を行いたい旨の説明がなされた。

改正理由は、大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。

改正内容は、i. 災害等に伴い相当の理由があるときは、理事会の承認を得て、構成員割会費を減額ないし免除することができるよう、「第2条(会費)」の規定を改正する。ii. その他所要の規定を改正する。iii. 総会で承認された翌日から施行する。

協議の結果、原案を了承し、資料8-1、資料8-2の第4号議案に該当する会費規程の改正の議案書記載事項と説明書記載事項を6月通常理事会に提案することを決めた。

#### 9) 第56回通常総会等の日程及び運営について

第56回通常総会等の日程及び運営について資料9により協議がなされた。協議の結果、資料9の会議の次第を一部修正して6月通常理事会に提案することを決めた。なお、当日の日程は次の通りとすることとした。

平成23年6月16日(木) 会場:ホテルグランド東京

11:00～12:30 6月常任理事会

13:30～15:30 第113回建築士事務所協会全国会長会議

15:45～16:45 第56回通常総会(平成22年度決算総会)

17:00～18:45 懇親会

#### 10) 平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項について

事務局より、平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料10によって説明がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を6月通常理事会に提案

することを決めた。

#### 11) 6月通常理事会の議題等について

6月通常理事会の議題等について資料11により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料11を6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

#### (2) 報告事項

##### 1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖会長及び専務理事より、資料12によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この検討状況については6月の理事会及び全国会長会議でも報告する。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。

これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば何でも良いので提出願いたい旨の依頼があった。

##### ①新法制度のイメージ

i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。

ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。

iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向

で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進めている。

③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル・相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成
- v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

2)一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内総務・財務委員長及び事務局より、一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について資料13によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この中間報告は、6月に開催される理事会及び全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば平成23年7月15日までに提出を求めることとしている。

新法人への円滑な移行のための作業を行うため、総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを平成22年9月に設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。

移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGでは新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。

3)住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。

①平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者・前橋一郎及び同適合証明技術者が開設する二級建築士事務所中央工務店に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び永年の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、二級建築士である当該適合証明技術者が業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行(5件)したこと(当該事実については、平成22年12月21日付で業務停止6月の処分を決定済)から、業務改善指示として当該物件に係る真正な適合証明書の提出を求め、その内容を調査したところ、2件について、住宅金融支援機構(以下、機構という。)の定める技術基準に不適合であることが判明した。前記の業務改善指示の対応において、他の適合証明技術者に、必要な書類を準備せずに業務を依頼し、当該適合証明技術者が書類調査を行っていなかったこと(2件)により、適正な調査が実施されずに発行された適合証明書であることを認知していたにもかかわらず、当該適合証明書を真正なものとして機構に提出した。

②平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、適合証明技術者・西村憲治及び同適合証明技術者が開設する西村建築事務所に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び5年間の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行した適合証明技術者・前橋一郎より適合証明業務の依頼を受けたマンション4物件について、

維持管理基準に係る書類調査を一切行わずに、関係者へのヒアリングのみにより適合証明書を発行した。その結果、うち2物件については機構の定める技術基準に不適合であった。さらに、4物件全ての申請書類を保管していなかった。

これらの者はいずれも単体会員である。当該処分については本人に対して処分通知を送付するとともに、登録窓口である単体会等の関係機関へも通知する等の必要な措置を講じた。

これに関連して、三栖会長から当該処分者が所属する単体会はそれぞれの懲戒処分規程に照らして厳正に処分を行ってほしい旨の発言があった。

#### 4) 会員・構成員異動報告

平成23年3月末日及び4月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料15の通り。

平成23年3月31日現在

正会員46団体、構成員15,058事務所、賛助会員4社

平成23年4月30日現在

正会員46団体、構成員15,093事務所、賛助会員4社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそれぞれ資料16、資料17により報告がなされた。

#### <配付資料>

- 資料1: 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)
- 資料2: 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について(案)
- 資料3: 表彰規程の改正について(案)
- 資料4: 管理建築士講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について(案)
- 資料5: 「(仮称)実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の企画(案)
- 資料6: 平成23年度要望書(案)
- 資料7: 東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について(案)
- 資料8-1: 第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)

資料8-2: 第56回通常総会議案説明書

資料9: 第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料10: 平成23年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料11: 平成23年6月通常理事会開催通知

資料12: 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について(報告)

資料13: 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成の新法人移行検討WGの中間報告

資料14: 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所に対する登録の取消し等の処分について

資料15: 会員・構成員異動報告書

資料16: 後援、協賛名義使用の件

資料17: 経過報告

## ■第2回 建築設計制度等対応特別委員会 議事概要

日 時 平成23年5月26日(木) 13:30~15:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖 邦博 副委員長 岡本 賢

委 員 榊原 信一、佐々木宏幸、外木場久雄、

村上 淳、高津 充良

(欠席 小林 志朗)

事務局 北野、恩田、吉田、鈴木、夏目

#### <配付資料>

- 資料1 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について
  - 資料2 公共建築設計懇談会 意見交換会(4/28)関係資料
  - 資料3 業務報酬基準の適正活用検討研究会関係資料
- 議事

#### 1. 新法制度検討ワーキンググループの検討状況について

- ・当ワーキンググループの検討状況について、資料1に基づきワーキンググループの主査である岡本副委員長より報告がなされた。
- ・今後、ワーキンググループにおいて検討を重ねつつ、成果品として報告書を作成し、平成24年3月の理事会、全国会長会議におい

て報告する予定である。

・検討を重ねている主要な事項について意見交換を行った。

## 2. 公共建築設計懇談会・意見交換会(4/28)の報告について

・4/28公共建築設計懇談会・意見交換会が開催され、同交換会  
に出席した岡本副委員長より資料2に基づき概要の報告がな  
された。

・国土交通省営繕部から説明があった「コスト管理手法」及び「建  
設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式  
の運用ガイドライン」について意見交換を行った。

## 3. 業務報酬基準の適正活用検討研究会(12/14)の報告について

・5/12に開催した業務報酬基準の適正活用検討研究会につい  
て、同研究会に出席している佐々木委員より資料3に基づき  
検討状況の報告がなされた。

・今後のスケジュールとして、定期的見直しについては、平成24年3  
月までに業務量調査企画(案)を作成、検討結果を国土交通省  
に報告することとしている。また、改修の設計・工事監理等に  
関する基準の方向性の提案及び今後の実施方針の検討をま  
とめ、平成24年度も引き続き検討を行うこととしている。

・改修の設計・工事監理等の業務報酬基準は、行政でも需要の  
増加とともに基準の必要性が出てくると思われるため、早い  
時期にださなければならなくなることも考えられる。

・業務量調査を行う方向で考えているが、具体的にどのように  
行うかは目下検討中である。

・次回研究会は、WGを行いつつ7/20に開催する予定。

## 5. その他

・次回委員会は、取り上げるべき事項が出てきた際、日程調整し  
開催する。

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

7月25日 全国大会運営特別委員会

8月 2日 日事連建築賞選考委員会

2011-7 日事連会務月報

8月3日 指導運営委員会

4日 建賠保険等調査専門委員会

11日 業務報酬基準WG

■6月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年6月1日～6月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,065	+ 29	5,079	21.0	222		20.8
青 森	171		1,082	15.8	33		19.3
岩 手	253	- 2	1,186	21.3	60		23.7
宮 城	310	+ 11	2,402	12.9	59	+ 1	19.0
秋 田	168		1,300	12.9	42		25.0
山 形	189		1,404	13.5	47		24.9
福 島	201		1,826	11.0	49		24.4
茨 城	501		2,480	20.2	139		27.7
栃 木	173		1,637	10.6	86		49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	575		5,740	10.0	106		18.4
千 葉	430		4,055	10.6	96	+ 1	22.3
東 京	1,358	- 21	17,128	7.9	363	+ 2	26.7
神奈川	782	+ 2	6,846	11.4	148		18.9
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	496		2,514	19.7	115		23.2
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	308	+ 17	1,404	21.9	55		17.9
石 川	264	- 2	1,427	18.5	51		19.3
福 井	267		1,104	24.2	58		21.7
静 岡	562	+ 1	3,718	15.1	136		24.2
愛 知	588	- 5	5,673	10.4	127	+ 1	21.6
三 重	181		1,519	11.9	62	+ 1	34.3
滋 賀	193		1,306	14.8	35		18.1
京 都	270		2,446	11.0	81		30.0
大 阪	920		7,161	12.8	170	+ 1	18.5
兵 庫	503		4,074	12.3	118		23.5
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	43		53.1
島 根	151		769	19.6	68	+ 1	45.0
岡 山	450		1,717	26.2	58		12.9
広 島	369	- 15	2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	98		1,002	9.8	13		13.3
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	141		779	18.1	16		11.3
福 岡	508	+ 15	4,236	12.0	131	+ 1	25.8
佐 賀	171		682	25.1	28		16.4
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	81		35.7
大 分	198		1,052	18.8	36		18.2
宮 崎	130	- 2	1,234	10.5	62		47.7
鹿児島	320		1,492	21.4	80	+ 1	25.0
沖 縄	179	- 4	1,313	13.6	47		26.3
計	15,144	+ 24	116,182	13.0	3,612	+ 10	23.9

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第341号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第4回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年5月10日(火) 14:00～ 16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 富岡 学、副委員長 佐野吉彦

委 員 松橋孝則、横須賀満夫、伊藤典男、高橋 宏、  
丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長 野呂敏秋

事務局 高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、  
野出友樹、三浦知子

#### 議 事

#### 1. 平成23年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)について

事務局より、資料1により平成23年度建築士事務所キャンペーン実施要項(案)について説明し、協議の結果、一部文言を追加し実施要項(案)を決定した。

本年度建築士事務所キャンペーンは、法定団体としての建築士事務所協会の役割及び会員である建築士事務所の業務を広報するとともに、耐震診断及び必要に応じた耐震補強の重要性を周知することとし、「信頼のあかし 建築士事務所協会 ～わたしたちは安全・安心な住まい作りを応援します」を統一テーマとして10月、11月を中心に実施する。また、助成金は昨年同様上限60万円を送金する。

キャンペーンでの配布資料は、セミナーテキストに加え、「国民への周知パンフレット」「耐震診断とは?」「誰でもできるわが家の耐震診断」を必要に応じて送付する。

#### 2. 平成23年度要望項目(案)について

日事連と単位会は共同して地方自治体への要望を例年行って

おり、平成23年度の要望項目(案)について、資料2により協議した結果、(案)のとおり決定した。

要望項目(案)は以下のとおり。

- 1) 公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては新業務報酬基準によること
  - 2) 公共工事に関わる建築物の設計者選定にあたっては品確法の本旨に則り、価格以外の要素を考慮した選定を行うこと
  - 3) 建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とすること
  - 4) 公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、品質確保の観点から「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること
3. 平成22年度事業報告(案)について
- 事務局より、資料3により平成22年度事業報告(案)について説明し、異議なく承認された。広報・渉外に関する事業報告の主な項目は以下のとおり。

- 1) 建築士事務所キャンペーンは、「信頼のあかし 建築士事務所協会 ～わたしたちはあなたの夢を創造するパートナーです」を統一テーマに8月28日から平成23年3月26日の期間に全国121会場で開催し、セミナー参加者3,694名、建築無料相談会来会者1,346名であった。
- 2) 平成22年度要望書は要望項目を4項目として7月1日付で単位会へ送付し、各地域での要望運動の実施を依頼した。
- 3) 会誌編集専門委員会では、委員の再編成により委員会体制を強化し、誌面の刷新について検討を行い、平成23年4月号から基本姿勢、会誌の名称、表紙デザイン、発行人等の変更を行うこととした。
- 4) ホームページの全面リニューアルについては、平成23年4月1日公開を目的に作業が終了した。また、東日本大震災による災害対策活動を推進するために設置した「東日本対策本部」の活動状況を逐次報告するための専用ページを設けた。

#### 報 告

#### 1. 会誌の誌面刷新等について

平成22年度事業報告(案)「会誌編集に関すること」で誌面刷新についての報告に基づき、会誌「日事連-建築士事務所の全国初

ワーク」として平成23年4月号及び5月号を発行した旨を事務局から報告した。

## 2. 日事連ホームページのリニューアルについて

平成22年度事業報告(案)「ホームページを活用した広報活動」で報告したとおり、平成23年3月31日にホームページの全面リニューアルが終了し、4月1日に予定どおり公開した旨を事務局から報告した。

## 3. UIA2011東京大会開催の決定について

事務局より、資料6によりUIA2011東京大会開催について、平成23年4月8日・9日に開かれたUIA/JOB調整会議において、東日本大震災の状況を踏まえ、東京大会のあり方について議論した結果、「災害を克服し、一丸となって、新しい未来へ!」を合言葉とし、決意も新たに予定どおり開催することが決定された旨を報告した。

また、UIA2011東京大会日本組織委員会から協力依頼のあった、グループ登録制度の案内を4月20日付で単位会宛に送付したこともあわせて報告した。

次回委員会 平成23年9月8日(木)14:00～16:00

鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、宮原克平、村山高文、

割田正雄

監事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者(表決委任者)理事: 浅野善治、河野久、富田 裕、馬場錬成、

吉田 敏

欠席者 理事: 大野和男、岡部明子、野呂幸一、森野美徳

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田 茂調査役

## 5. 議 事

(1) 議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐野吉彦理事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(平成23年3月29日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の事項の説明がなされた。

①東日本大震災に関する災害対策本部設置の決定の件

資料1により次の趣旨の説明がなされた。

東日本大震災対策本部を3月12日に設置した。本会の災害対策活動を機動的かつ総合的に推進し、単位会の活動を支援することを目的とする。業務としては災害情報の収集、行政・関係機関との調整、単位会への調整・連携、災害対策活動の推進である。当面は、本部長に三栖会長があたり、副本部長は外木場副会長、山田副会長とし、高津専務理事、北野常務理事がこれに加わる組織とした。なお、4月12日に野呂敏秋副会長が副本部長に就任した。

②東日本大震災に係る義援金の決定の件

資料2によって次の趣旨の説明がなされた。

i. 東日本大震災に対する義援金として、北海道・東北ブロック協議会に500万円、関東甲信越ブロック協議会に100万円の計600万円を寄付することとした。なお、従来は単位会を通じて県へ寄付することとしていたが、今回は用途を限定しないこととした。

## ■平成23年6月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成23年6月2日(木)13:30～16:30

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名

出席者数 30名

(内、表決委任状提出者5名含む)

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、  
西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、荻原幸雄、佐野吉彦、

ii. 支出科目は、一般会計「予備費支出」から、平成22年度予備費支出432万円(予算432万円)、平成23年度予備費支出168万円(予算200万円)とし、平成23年4月1日に執行した。

③第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止の決定の件  
資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年10月21日に開催予定の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、震災の状況を踏まえ、開催の可能性について検討を行ってきたが、平成23年3月26日付けで主管会である福島会より、「会場に予定していた県文化センターが地震被害で現在使用停止の状況にあること、地震、津波並びに原発事故災害で浜通り地方の相双支部、いわき支部の会員が避難の状況にあること、さらに宮城県を始め北海道・東北ブロック協議会の単体会も大きな被害を受けている状況にあり、現在の状況では全国大会開催は困難である」との報告を受けた。福島会のこれまでの全国大会開催準備状況等を考えると、大変残念ではあるが、今回の震災による被害状況の事態を重く受け止め、開催の中止を決定した。

議長より、以上の①から③の常任理事会で決定した同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1、資料2、資料3のとおりこれを承認した。

2)平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度で13回目を迎える事業である。基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっているが、東日本大震災の被害状況から今年度は、耐震診断の重要性及び必要に応じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供を目的に本年10月、11月の開催を中心にする。キャンペーン事業の統一テーマを「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安心な住まいづくりを応援します～」として実施する。開催経費については昨年度と同様に各単体会へ上限として60万円を助成する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

3)平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等の承認の件

事務局より、平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、全国大会の中止が決定したため日程変更等を行いたい。

①表彰式の日程等について

実施日は、平成23年12月5日(月)14:15～17:00に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ホテル)で表彰式を行うこととした。

②日事連建築賞のバネ展示等は、八重洲富士屋ホテル2階・桜の間入口付近に展示予定である。

③日事連建築賞募集要項の修正については、表彰日程変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおりこれを承認した。

4)表彰規程改正の承認の件

表彰規程第9条を第36回建築士事務所全国大会(福島大会)の中止に伴い、次のとおり改正し、理事会承認の日から実施したい旨の説明が資料6によって事務局からなされた。

改正案(アンダーライン部分が改正箇所)

第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、本会が主催する行事等において毎年1回行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

現行

第9条 表彰は、年次功労者表彰及び特別功労者表彰については、毎年1回全国大会において行い、創立記念表彰については、周年記念式典において行うものとする。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおりこれを承認した。

5)管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等の承認の件

上野教育・情報委員長より、管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事指定の要望等について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

今年の11月27日には、「管理建築士講習」(法定講習)の経過措置期間が終了し、同講習の受講者は激減することが予想される。これに伴い、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「(仮称)管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、受講者の確保を図るため、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続要望を行っていくことが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、全国的に知事指定の継続要望を行い、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。テキストについては、年内に完成することを目指して進めている。また、研修の名称については開設者研修という名称を強調した方がよいとの意見もあるので、今後、教育・情報委員会等で検討する。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料7のとおりこれを承認した。

#### 6)「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の実施の承認の件

田端業務・技術委員長より、「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年1月7日、新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示第15号の周知・普及のため全国において、一般社団法人 新・建築士制度普及協会による講習会が開催され、地方公共団体や建築士事務所に対する活用促進が図られた。当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)で具体的な活用方法が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに実務者を中心とした「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し、検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、一般社団法人 新・建築士制度普及協会

から平成23年6月下旬頃に発行されることになった。これを周知・普及するため、この手引きをテキストにした講習会を業務・技術委員会でご企画した。講義方法は、DVD(一般社団法人 新・建築士制度普及協会で作成)による映像講習を原則とする。標準的な受講料(テキスト代を含む)は単位会会員 5,000～6,000円、一般 9,000～10,000円とした。受講料は、各単位会が講習会を運営するうえで、収支を勘案して増減できることとし、講習会運営にかかる会場費、印刷費及び人件費等は、単位会が受講料収入から支出することとした。講習の実施は7月以降で開催を希望する単位会で行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおりこれを承認した。

#### 7)平成23年度の要望項目の承認の件

富岡広報・渉外委員長より、平成23年度の要望項目について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

要望項目の要点は次の4項目を重点的に行うこととした。なお、要望書は6月下旬に単位会に送付予定である。

①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。

②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プロポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。

③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所建賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。

④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プロポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局: (財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、資料9の脱字部分を一部修正しこれを承認した。

## 8) 東日本大震災建築復興支援センターの設置の承認の件

三栖会長及び専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

4月11日から12日にかけて東日本大震災対策本部役員が岩手会、宮城会、福島会を訪問した。4月18日には、茨城会を訪問して、それぞれ見舞いと激励を行い、被災状況、単位会の取組状況、課題と要望等について意見交換を行った。4月25日に第2回東日本大震災対策本部会議を開催し、当面の対応方針(その2)、復興支援策及び会費の減免措置等について協議した。さらに、5月13日に岩手会、宮城会、福島会との「建築復興支援センター」設置に関する打合せに、三栖本部長、野呂副本部長等が出席し、協議を行った。

これらの協議を経て、阪神大震災の支援事例を参考に以下の提案をするものである。今回の東日本大震災は、津波を伴った最大級の巨大地震であり、甚大な被害が生じた。特に大規模な被災をした県の単位会にとっては、単位会だけでは存分な復旧、復興活動を進めていくには困難なため、日事連としても全面的に支援していく必要がある。一方、単位会及びその構成員である建築士事務所が復旧、復興に向けて積極的に活動していくことは、その社会的役割を国民、消費者に理解してもらう機会でもある。日事連としても、これらの単位会の復旧、復興活動を支援し、単位会と連携して、強力で復旧、復興に取り組んでいくことが重要であり、その意義は大きい。このため、大規模に被災した単位会で期待される復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的にバックアップを行うことを表わした「建築復興支援センター」を関係単位会に設置し、以下の支援策を進めることとした。

### ①支援内容

- i. 建築相談の実施及び相談員の派遣。
- ii. 復旧・復興業務(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋。
- iii. 防災やまちづくりに関する広報やイベント。
- iv. 行政との連絡・調整。
- v. 調査・研究。
- vi. 被災会員対応。

### ②支援の体制

- i. 特に大規模な被災をした県の単位会に日事連の支援事務所を設置する。

- ii. 支援事務所の業務の確実かつ円滑な実施を図るため、担当の職員を置く。

- iii. 被災県の単位会の属するブロック及びそれ以外の各ブロックに支援の応援を依頼する。

- iv. 県等行政機関との連携に十分に配慮して支援を行う。

### ③支援事務所の業務内容

業務については以下を標準とするが、単位会の主体性を尊重し、単位会の実情に則して適切に調整されるものとする。

- i. 被災者の建築相談に対する支援(単位会の主催する建築相談の実施及び相談員の確保。行政等の主催する建築相談等への相談員の派遣等の協力。その他建築相談への対応。)
- ii. 復旧・復興に向けた建築士事務所の技術力向上に対する支援(「被災度区分判定及び復旧技術」の講習会の実施。建築士事務所、属する建築士等への復旧技術等に関する研修、講習等の企画、実施。)
- iii. 復興まちづくりや各種防災イベントに対する支援(復興街づくり及びそれらに関する研究等の企画、実施、参画。防災イベントの企画、実施、参画。)
- iv. 建築行政の協力、連携(建築行政情報の周知徹底。建築確認検査等の効率的実施や違反建築防止対策等の建築行政との協力、連携。)
- v. 広報(被災度区分判定及びそれに基づく復旧業務の重要性の周知及び受講者リストの公開。建築相談等のPR。)
- vi. その他(被災し、業務が実施できない会員事務所への再建支援策の検討。復旧・復興等業務の記録の作成など。)

### ④支援の対象となる単位会

復興について全国的な規模で支援が必要と思われる、被害が甚大な地域を抱える単位会。具体的には、岩手、宮城、福島3単位会。

### ⑤支援期間

当面は平成25年度までの3か年度(ただし、平成23年度については、更正予算議決後、単位会での支援事務所設置以後とする)

### ⑥支援事務所の位置付け

- i. 日事連が設置し、その管理・運営は対象となる単位会に委託

る。

- ii. 支援事務所にかかる費用及び業務にかかる費用(人件費を含む)は一単位会あたり年間1,000万円を限度に日事連が負担する。なお、事業計画書及び収支予算書を日事連あて提出後単位会あて1,000万円を送金するが、収支決算報告書により1,000万円に満たなかった場合は、日事連に差額を返金することとする。経費については、他に補助金、委託費等の対象となる費目については補助金、委託費等と重複し二重な支払いとならないよう区別して経理するものとする。
- iii. 支援事務所は建築復興支援センターと称し、「〇〇県建築士事務所協会・日事連 建築復興支援センター」とし、単位会事務局の入口に看板を設置するとともに、業務の実施に当たっては、できる限り、上記名称の使用に努める。
- iv. 支援事務所の業務の透明性、公正を確保するため、単位会は日事連震災対策本部に対し、年度ごとに事業計画、事業報告、予算決算の報告を行う。なお、実施に当たっては、ニーズに応じた弾力的、機動的執行に努める。
- v. 支援事務所の業務は単位会に委託することから、担当職員の指揮監督は単位会会長を通して行うこととする。

⑦支援事務所の設置開始時期は、平成23年6月以降(更正予算を議決する総会後できるだけ速やかに設置)。

議長より、同議案について諮ったところ、異議なく、資料10のとおりこれを承認した。

なお、これに関連して佐野理事から東日本大震災対策本部の設置(資料1)の業務のなかに東日本大震災建築復興支援センターの実施にあたっての事業計画、事業報告の承認を含むと考えて良いかとの質問があり、専務理事より本部は活動のなかに単位会との連携や災害対策の推進の項目があり、これらのこともその中で含まれると考えている旨の回答がなされた。また、宮原理事から茨城会での建築復興支援センターの設置については考えていないかとの質問があり、三栖会長から、今回は特に被害が甚大で、大規模な被災をした県の単位会を対象とした。なお、茨城会、千葉会、栃木会の会長には今回の建築復興支援センターの設置の趣旨を事前に相談し、それぞれの会長から賛同を得ている旨の回

答がなされた。

9) 第56回通常総会議案の承認の件

①平成22年度事業報告承認の件(第1号議案)

各常置委員会委員長及び専務理事から資料11-1(議案書)及び資料11-2(説明書)のうち、第1号議案に該当する平成22年度事業報告案について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、東日本大震災への対応、建築設計制度等対応、景観まちづくり、各種保険制度、住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

②平成22年度収支決算承認の件(第2号議案)

常務理事より、資料11-1(議案書)及び資料11-2(説明書)のうち第2号議案に該当する平成22年度収支決算案について次の趣旨の説明がなされた。

- ・平成22年度収支決算案の一般会計の事業活動収入は、予算額より約49万円の減収となり、約2億9,070万円となった。事業活動支出は予算額より約1,093万円の支出減となり、約3億1,962万円となった。予備費支出は東日本大震災義援金として432万円支出し、当期収支差額は約3,324万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約2,548万円となった。
- ・福利厚生特別会計の事業活動収入は、予算額より約24万円の減収となり、約1,165万円となった。事業活動支出は予算額より約103万円の支出減となり、約1,217万円となった。当期収支差額は約52万円の支出超となった。前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約201万円となった。
- ・適合証明業務登録機関特別会計の事業活動収入は、予算額より約58万円の増収となり、約1億769万円となった。事業活動支出は予算額より約348万円の支出減となり、約7,216万円となった。当期収支差額では約3,552万円となり、前期繰越収支差額を加えて次期繰越収支差額は約4,124万円となった。
- ・3会計合計では、事業活動収入計は約4億1,000万円、事業活動支出計は約4億397万円となり、予備費支出432万円支出し、当期収支差額は約176万円となった。前期繰越収支差額を加えて次期

繰越収支差額は約6,875万円となった。

### ③監査報告

岡田監事より、i) 会計監査人 公認会計士横山和司氏の方法及び結果は、相当である、ii) 事業報告書の内容は、真実であると認める、iii) 理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令等に違反する事実はない、旨の監査報告がなされた。

議長より、平成22年度事業報告と平成22年度収支決算について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第1号議案及び第2号議案として提案することを承認した。

### ④平成23年度収支更正予算承認の件(第3号議案)

常務理事より、資料11-1、資料11-2のうち第3号議案に該当する平成23年度収支更正予算について次の理由により、更正を行いたい旨の説明がなされた。

- i. 平成22年度収支決算において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正。
- ii. 東日本大震災で大規模な被災をした県の単位会で、相談業務等の復旧・復興活動等を日事連が支援するため、「建築復興支援センター」を当該単位会に設置して活動を行う。この事業を行うための科目の設定を行う。一般会計「建築復興支援センター事業支出」。
- iii. 東日本大震災対策等に関わる調査研究に伴う更正。一般会計「調査研究費」。
- iv. 一般会計の「予備費支出」予算200万円のうち、震災義援金として既に168万円執行したため、不測の事態に備え更正を行う。
- v. 上記 ii から iv の更正等に充てるため、一般会計「財政安定積立預金取崩収入」の更正を行う。
- vi. 以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

議長より、平成23年度収支更正予算について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第3号議案として提案することを承認した。

### ⑤会費規程改正の承認の件(第4号議案)

常務理事より、資料11-1、資料11-2のうち第4号議案に該当する  
2011-8 日事連会務月報

会費規程の改正について次の理由により、改正を行いたい旨の説明がなされた。

改正理由は、大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減額ないし免除をすることができるようにしたい。

改正内容は、i. 災害等に伴い相当の理由があるときは、理事会の承認を得て、構成員割会費を減額ないし免除することができるよう、「第2条(会費)」の規定を改正する。ii. その他所要の規定を改正する。iii. 総会で承認された翌日から施行する。

議長より、会費規程改正について諮ったところ、異議なく、資料11-1(議案書)のとおりこれを承認し、第56回通常総会で第4号議案として提案することを承認した。

なお、これに関連して、佐野理事から通常の火災等により会員事務所が業務ができない場合も該当するかの質問があり、常務理事より、今回の改正の趣旨は大規模な災害等に伴う改正である。個別の事象については理事会で判断することになる旨の回答がなされた。

### 10) 第56回通常総会等の日程及び運営の承認の件

事務局より、第56回通常総会等の日程及び運営について資料12によって次の説明がなされた。

平成23年6月16日(木) 会場:ホルクワ東京

11:00~12:30 6月常任理事会

13:30~15:30 第113回建築士事務所協会全国会長会議

15:45~16:45 第56回通常総会(平成22年度決算総会)

17:00~18:45 懇親会

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料12のとおりこれを承認した。

### 11) 平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項の承認の件

事務局より、平成23年度の理事会より常任理事会に委任する事項案について資料13によって説明がなされた。

議長より、同議案について諮ったところ異議なく、資料13のお

りこれを承認した。

#### (4) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について三栖会長及び専務理事より、資料14によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この検討状況については6月の全国会長会議でも報告する。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。これらの内容については建築関係団体とも意見交換を始めたところであり、今後も引き続き意見交換を進めていく。

これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば提出願いたい旨の依頼がなされた。

##### ①新法制度のイメージ

- i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうととするとときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。
- ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。
- iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進め

ている。

##### ③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル・相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成
- v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

##### 2) 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内総務・財務委員長及び事務局より、一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について資料15によって次の趣旨の報告がなされた。なお、この中間報告は6月の全国会長会議に報告するとともに、新定款(案)の内容について意見があれば平成23年7月15日までに提出を求めることとしている。

新法人への円滑な移行のための作業を行うため、総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを平成22年9月に設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後に、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。移行方針の決定に伴い、新法人移行検討WGでは新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。

##### 3) 住宅金融支援機構適合証明業務に係る適合証明技術者等の処分について

事務局より、資料16によって平成23年5月17日に開催された登録制度運営委員会で、不適正な業務を行った者に対して処分を行った旨の報告が次のとおりなされた。

##### ①適合証明技術者・前橋一郎及び同適合証明技術者が開設する

二級建築士事務所中央工務店に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び永年の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、二級建築士である当該適合証明技術者が業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行(5件)したこと(当該事実については、平成22年12月21日付で業務停止6月の処分を決定済)から、業務改善指示として当該物件に係る真正な適合証明書の提出を求め、その内容を調査したところ、2件について、住宅金融支援機構(以下、機構という。)の定める技術基準に不適合であることが判明した。前記の業務改善指示の対応において、他の適合証明技術者に、必要な書類を準備せずに業務を依頼し、当該適合証明技術者が書類調査を行っていなかったこと(2件)により、適正な調査が実施されずに発行された適合証明書であることを認知していたにもかかわらず、当該適合証明書を真正なものとして機構に提出した。

②適合証明技術者・西村憲治及び同適合証明技術者が開設する西村建築事務所に対して、登録規程第11条に基づき登録取消及び5年間の再登録拒否の処分を行った。

処分の原因になった事実は、業務の範囲以外であるマンションに係る適合証明書を発行した適合証明技術者・前橋一郎より適合証明業務の依頼を受けたマンション4物件について、維持管理基準に係る書類調査を一切行わずに、関係者へのヒアリングのみにより適合証明書を発行した。その結果、うち2物件については機構の定める技術基準に不適合であった。さらに、4物件全ての申請書類を保管していなかった。

これらの者はいずれも単体会員である。当該処分については本人に対して処分通知を送付するとともに、登録窓口である単体会等の関係機関へも通知する等の必要な措置を講じた。

これに関連して、三栖会長から、適合証明技術者登録を行っている登録窓口である単体会でも適合証明技術者が行う業務の適正化への調査等に協力願いたい旨の発言があった。

#### 4) 会員・構成員異動報告

平成23年2月末日から平成23年4月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単体会別構成員数等は資料17の通り。

平成23年2月28日現在 正会員46団体、構成員15,123事務所、賛助  
会員4社

平成23年3月31日現在 正会員46団体、構成員15,058事務所、賛助  
会員4社

平成23年4月30日現在 正会員46団体、構成員15,093事務所、賛助  
会員4社

<配付資料>

資料1: 東日本大震災に関する災害対策本部の設置について

資料2: 東日本大震災に係る義援金について

資料3: 第36回建築士事務所全国大会福島大会の開催について

資料4: 平成23年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項(案)

資料5: 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程  
変更等について(案)

資料6: 表彰規程の改正について(案)

資料7: 管理建築士講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案及び知事  
指定の要望等について(案)

資料8: 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会  
の企画(案)

資料9: 平成23年度要望書(案)

資料10: 東日本大震災にかかる建築復興支援センターの設置について  
(案)

資料11-1: 第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)

資料11-2: 第56回通常総会議案説明書

資料12: 第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長  
会議等の日程と運営について

資料13: 平成23年度・理事会より常任理事会に委任する事項案

資料14: 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況につ  
いて(報告)

資料15: 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会の新定款作成  
の新法人移行検討WGの中間報告

資料16: 適合証明技術者及び適合証明業務登録建築士事務所に対  
する登録の取消し等の処分について

資料17: 会員・構成員異動報告書

## ■平成23年6月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成23年6月16日(木)11:00～ 11:45
2. 会 場 ホテルオークラ東京 別館地下2階「アスコットホール」
3. 常任理事会構成者数及び出席者数 常任理事会構成者数15名  
出席者数 15名
4. 出席者の氏名  
出席者  
会 長 三栖邦博  
副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治  
専 務 理 事 高津充良  
常 務 理 事 北野芳男  
常 任 理 事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、中野 満、  
西村 武  
事 務 局 恩田利昭事務局長、鈴木雅之業務課長、前田敏明  
総務課長、吉田 茂調査役
5. 議事録署名人  
三栖邦博会長、外木場久雄副会長、上野浩也常任理事
6. 議事進行役  
外木場久雄副会長
7. 議 事  
(1) 協議事項  
1) 第56回通常総会等の運営について  
第56回通常総会及び第113回建築士事務所協会全国会長会議等の  
運営について資料1に基づき事務局より説明及び役割の確認等が  
なされ、資料1の通り運営することが了承された。なお、富山会か  
ら提案された「今年度の全国大会(福島大会)の中止が既に決定さ  
れていますが、被災地への災害復興支援となるよう再考すべきで  
はないでしょうか(もちろん、開催地の決断が最重要ですが、従来  
のような大会方式でなく、復旧・復興支援に向けてのシンポジウム方  
式にする等、簡素化を図ると共に、全国の会員に於いても、被災地  
の現状を体験できる貴重な機会となり、また、各地域会にとつて  
も将来の参考となると思われます。)」の内容について、議事進行  
役から正副会長、常任理事から意見を求め協議した結果、本日の

午後開催する全国会長会議で日事連が支援する東日本大震災  
建築復興支援センター(岩手会、宮城会、福島会の3箇所)に設置する。)の  
内容を説明する。また、シンポジウムについては、建築復興支援センター  
の活動状況等を判断しながら、次の段階で考えることとし、この  
件についての協議を終えた。

### (2) 報告事項

#### 1) 会員・構成員異動報告

平成23年5月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単  
位会別構成員数等は資料2の通り。

平成23年5月31日現在 正会員46団体、構成員15, 120事務所、  
賛助会員4社

2) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局長よりそ  
れぞれ資料3、資料4により報告がなされた。

#### <配付資料>

資料1: 第113回建築士事務所協会全国会長会議

資料2: 会員・構成員異動報告書

資料3: 後援、協賛名義使用の件

資料4: 経過報告

## ■第113回 建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成23年6月16日(木) 13:30～15:45
2. 会 場 ホテルオークラ東京「アスコットホール」
3. 会議の構成者数及び出席者数  
構成者数 正会員会長46名  
出席者数 正会員会長46名  
(内、表決委任状提出: 滋賀会・表決委任を受けた者の氏名 姉川博  
則)
4. 出席者  
名誉会長 小川 圭一  
役 員  
会 長 三栖 邦博  
副 会 長 外木場久雄 八島 英孝 山田 美光 野呂 敏秋  
神崎 貢 山下 卓治  
専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男  
常任理事 上野 浩也 大内 達史 田端 隆 富岡 学  
中野 満 西村 武  
理 事 大野 和男 野呂 幸一 馬場 錬成 水谷 達郎  
森野 美徳 吉田 敏 割田 正雄  
監 事 岡田 利一 甲斐 孝明 栗原 憲昭

#### 正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋 岩 手 村上 勝郎  
宮 城 栗原 憲昭 秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛  
福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫 栃 木 本澤 宗夫  
群 馬 山田 美光 埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄  
東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一 新 潟 中村 優晴  
長 野 新井 典夫 山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎  
石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢 静 岡 立道 幸男  
愛 知 朝岡 市郎 三 重 田端 隆 滋 賀 姉川 博則  
京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦 兵 庫 外木場久雄  
奈 良 泉谷 良宏 和歌山 岩橋 重文 鳥 取 山下 卓治  
島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂 広 島 村田 正文  
山 口 香月 直樹 徳 島 西田 功 香 川 富岡 学  
愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐 福 岡 八島 英孝  
佐 賀 原田 照行 長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久  
大 分 中野 満 宮 崎 甲斐 孝明 鹿 児 島 林 陽郎  
沖 縄 仲元 典允

#### 事 務 局

事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、総務課長 前田 敏明

#### 5. 議長・副議長

議 長 野呂 敏秋(青森会会長)、副議長 神崎 貢(福井会会長)

#### 6. 議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、野呂 敏秋(議長)、外木場久雄(兵庫会  
会長)

#### 7. 議 事

議事に先立ち三栖邦博会長より、東日本大震災で被災した地域  
の復興を日事連として単位会を通じて支援していくこととし、  
特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の当該県の3

単位会に建築復興支援センターを設置し活動していきたい旨の挨拶があった。

事務局より、前回の全国会長会議(平成23年3月29日)以降の単  
位会会長の異動について、以下の新会長紹介があった。

沖縄会・仲元典允会長

東日本大震災に被災した地域の単位会を代表して、宮城会の  
栗原憲昭会長より宮城会の活動状況及びお見舞い、支援等へ  
のお礼の挨拶があった。

#### (1) 報告事項1. 東日本大震災建築復興支援センターの設置について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料1に基づき次の  
説明がなされた。

東日本大震災の被災地のうち、特に大規模に被災した岩手県、  
宮城県及び福島県において、当該県の3単位会に、期待される  
建築の復旧・復興業務等を円滑に進めるため、日事連が全面的に  
バックアップを行い「建築復興支援センター」を当該3単位会に設  
置し、①建築相談の実施及び相談員の派遣、②復旧・復興業務  
(被災度区分判定を含む)の支援、斡旋、③防災やまちづくり  
に関する広報やイベント、④行政との連絡・調整、⑤調査・研究、  
⑥被災会員対応等の支援を進めることとした。

これに関する更正予算が本日本行われる総会で承認されれば、  
直ちに東日本大震災対策本部会議を開催し、建築復興支援セン  
ターの設置及び業務に取りかかりたい。支援期間は、当面は平  
成25年度までの3か年度とし、1単位会当たり年間1,000万円  
を限度に日事連が負担し、支援を行う。

#### (2) 報告事項2. 平成23年度建築士事務所キャンパ→ン事業実施要項に ついて

富岡学広報・渉外委員長より、資料2に基づき次の説明がなさ  
れた。

建築士事務所キャンパ→ンは、今年度で13回目を迎えるが、今年度  
は、「信頼のあかし 建築士事務所協会～わたしたちは安全・安  
心な住まいづくりを応援します～」を統一テーマとして実施し、  
基本的な部分は昨年と同様に開催する内容となっている。東  
日本大震災の被害状況から、耐震診断の重要性及び必要に応  
じた的確な耐震補強についての周知など、幅広い情報の提供

を目的に、本年10月、11月を中心に開催する。開催経費については昨年度と同様に各単位会へ上限として60万円を助成する。

(3) 報告事項3. 平成23年度日事連建築賞表彰及び年次功労者表彰の日程変更等について

高津充良専務理事より、資料3に基づき次の説明がなされた。今年度の日事連建築賞及び年次功労者の各表彰については、第36回建築士事務所全国大会(福島大会)で行うこととしていたが、福島大会の中止が決定したため、日程変更等を行いたい。①表彰式は、平成23年12月5日に開催予定の第114回建築士事務所協会全国会長会議(会場:八重洲富士屋ホテル)で行うこととしたい。②日事連建築賞のバネ展示等については、同会場会議室入口付近に展示予定である。③表彰日程の変更に伴い、日事連建築賞募集要項の修正を行う。

(4) 報告事項4. 管理講習・開設者研修テキストの構成案及び知事指定の要望等について

上野浩也教育・情報委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。今年度の11月27日には、改正建築士法施行時に管理建築士である建築士は、「管理建築士講習」(法定講習)の修了の経過措置期間が終了する。これにより、以降、同講習の受講者は激減することとなり、管理建築士への定期的な講習の機会がなくなる。このため、平成24年度より、従来、全国の単位会で実施してきた「管理講習・開設者研修」(知事指定講習)を再開していくことに併せ、平成23年度中に、各単位会において、地元の都道府県に対し知事指定の継続を要望していくが必要になる。この要望活動に際し、これまで、管理講習会教材開発検討ワーキンググループにおいて作成した新教材(テキスト)の構成案等の資料を単位会に提供し、都道府県知事の理解を得、円滑な講習の実施と受講者の確保を図ることとしたい。

(5) 報告事項5. 「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会の実施について

田端隆業務・技術委員長より、資料5に基づき次の説明がなされた。

平成21年1月7日に新しい業務報酬基準が国土交通省告示第15号として公布・施行され、この告示の周知・普及のため講習会が開催されたが、当初の告示の解説書(新しい業務報酬基準)では活用にあたっての具体的な内容が示されていない項目があるため、(財)建築技術教育普及センターに「業務報酬基準の適正活用検討研究会」を設置し検討がなされた。その成果物として告示の活用の考え方を具体的に示した「実務者のための新しい業務報酬基準の手引き」が、平成23年6月下旬頃に一般社団法人新・建築士制度普及協会から発行されることになった。これを周知・普及するため、業務・技術委員会でこの手引きをテキストとして講習会の実施を企画した。講習は7月以降で開催を希望する単位会で行う。本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム」とする予定である。

(6) 報告事項6. 平成23年度の要望項目について

富岡学広報・渉外委員長より、資料6に基づき次の説明がなされた。

今年度、日事連と単位会の連名で全国的に実施する要望運動の要望内容は次の4項目とした。なお、要望書は6月下旬に単位会に送付予定である。

- ①公共建築物の設計・工事監理業務の発注にあたっては、建築士法の規定に基づく、業務報酬基準の大臣告示が見直されたことに伴い、新しい基準によって行われるよう要望します。
  - ②公共建築物の設計者の選定にあたっては、品確法等の主旨に則り、建築物の規模や特性等に応じ技術的能力、提案内容、実績などを参考に、入札方式によらず、プポーザル方式、設計競技方式、資質評価方式など、価格以外の要素を考慮した選定がなされるよう要望します。
  - ③建築設計・工事監理業務の発注に際しては、建築士事務所の賠償責任保険への加入を条件とするよう要望します。
  - ④公共建築物の設計等業務の受注者選定に際しては、プポーザル方式や総合評価方式等における評価基準として、品質確保の観点から、「建築CPD情報提供制度」(事務局:(財)建築技術教育普及センター)の実績を活用するよう要望します。
- これに関し以下の発言があった。

長野会より、「東日本大震災を受けて、耐震診断、耐震補強の推進というものを要望することが時期的に必要なのではないか」との発言があったが、三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、「連合会としては担当委員会や常任理事会の議を経て決定しているが、単位会によって適宜修正、追加することは構わない。また、耐震診断、耐震化については、既に各単位会内でそれぞれ行政の対応レベルによって、具体的な要望を出していると承知している」旨の回答がなされた。

(7) 報告事項7. 一般社団法人移行に伴う新定款検討の中間報告について

大内達史総務・財務委員長及び高津充良専務理事より、資料7に基づき次の説明がなされた。

新法人への移行方針及び申請内容の検討を行うため、平成22年9月に総務・財務委員会の下に新法人移行検討ワーキンググループを設置して、「公益法人制度改革への対応に係る日事連の移行方針等について」の検討を行い、移行方針を「当面は一般社団法人(非営利型)に移行することとし、移行時期は平成23年度中の申請及び認可を目指し、平成24年度当初において新法人としての登記を一応の目標とする」こととした。これらの移行方針は、総務・財務委員会、常任理事会で検討した後に、理事会へ提案し承認を経て、平成22年12月に開催した全国会長会議で報告した。

移行方針の決定に伴い、新法人移行検討ワーキンググループでは、内閣府のモデル定款や先行して一般社団法人化した東京会の定款等を参考にして新しい定款案の検討を始めた。今回の新定款案の中間報告は検討を行っている段階のものであり、今後は内閣府公益認定等委員会事務局等との協議を経て新定款の詳細な内容を確定していく予定である。新定款(案)の内容について特段の意見があれば7月15日までに提出していただきたい。

(8) 報告事項8. 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討状況について

三栖邦博会長及び高津充良専務理事より、資料8に基づき、次の説明がなされた。

設計及び工事監理の業の確立をめざし、日事連が提案する建築士事務所法の実現に向けて、対外的に働きかけるための考え方をとりまとめるため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容の検討を行っている。これまでの検討内容の概要は、以下のとおりである。なお、今回提案している建築士事務所法の内容で問題点や気がついた点などがあれば、何でも良いので提出願いたい旨の依頼を行った。

①新法制度のイメージ

- i. 建築士の免許制度及び設計等の業を行おうとするときに建築士事務所を定めて登録する制度(建築士事務所登録制度)は、基本的に現行制度のままとする。
- ii. 資格者とは限らない事務所の開設者や建築主の責務、業の適正化等を規律するため、資格者法である建築士法から建築士事務所の章を独立させ、業の規定を充実した建築士事務所法を検討する。
- iii. 建築士事務所法では、現行の建築士法第六章の条項をベースに、現行法では課題となっている無登録業務禁止の拡充、事務所の開設者や管理建築士の責任と権限、建築主の責任、契約に関する諸制度の充実などを提案する方向で検討を行っている。

②法律制度の実現に向けては国会議員、国民、関係団体、行政の理解と協力が不可欠であり、その具体的規律事項について、社会的な必要性(苦情やトラブルなど事例やデータ等を含む)の整理が求められている。このため、会員事務所へのアンケート調査や単位会を通じたトラブル苦情事例等の収集を行った。現在集計分析を進めている。

③今後の検討の進め方と予定

- i. 意見調整等を踏まえた更なる検討
- ii. 会員事務所向けアンケート調査及び苦情・トラブル相談事例の集計及び分析を行い、現行建築士法の課題や改善の必要性を整理する。
- iii. 現行士法の課題解決に必要な具体的事項の検討整理
- iv. 法案要綱(案)及びQ&Aの作成

v. 報告書 平成24年3月(理事会及び全国会長会議)予定

(9) 協議事項1. 平成22年度事業報告について

1) 高津充良専務理事より、第56回通常総会議案書(平成22年度決算総会)及び第56回通常総会議案説明書に基づき、事業報告の概要等について常置委員会の所掌に属さない事項等について説明がなされた。

2) 上記同議案書及び議案説明書に基づき、各常置委員会委員長より平成22年度事業報告案の説明がなされた。

(10) 協議事項2. 平成22年度収支決算について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、平成22年度収支決算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

(11) 協議事項3. 平成23年度収支更正予算について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、平成23年度収支更正予算案について「一般会計」、「福利厚生特別会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

これに関し以下の発言があった。

熊本会より、「建築復興支援センターの予算が、1単位会当たり1,000万円で十分な支援ができるのか。また、一般会計の財政安定積立預金を8,000万円取り崩す更正予算となっているが、収支の抜本的な見直しと財政の健全化を図るよう執行部が危機感を持って対応していかなければならないのではないか。」との発言があり、北野芳男常務理事より、ご意見については、今後十分に配慮、対応していきたい旨の回答がなされた。

(12) 協議事項4. 会費規程改正について

北野芳男常務理事より、第56回通常総会議案説明書に基づき、次の説明がなされた。

大規模な災害等に伴い、単位会の会員事務所が被災し業務ができない等の理由により、単位会が会員事務所の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、日事連会費のうち当該会員事務所に係る構成員割会費の減

額ないし免除をすることができるようにしたい。現行の会費規程では構成員割会費の減免措置についての規定がないため、会費規程の改正を総会に諮りたい。

議長より協議事項から4について諮ったところ、これを了承した。

## ■第5回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年6月29日(水) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委員 遠山 紀芳、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐  
神崎 貢(担当副会長)

事務局 高津 充良、北野 芳男、恩田 利昭、市川 貴之、  
野出 友樹、夏目 浩行

欠席者 相場 博、岩田 守

<配付資料>

前回議事録

資料1: 建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的アンケート調査報告書(追補版)

資料2-1: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について  
(事務局連絡会議資料)

資料2-2: 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況  
について

資料2-3: 建築士定期講習の平成24年度からの受講料見直しについて

資料2-4: 会員事務所に対する管理建築士講習の未受講者対策等の実施について

資料2-5: 管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について

資料3: 建築CPD情報提供制度の動き等について

〃 別紙: 建築CPD情報提供制度の概要

〃 参考1: 建築CPD情報提供制度講習会等実施者用マニュアル(建築教育センター作成)

参考2: 建築CPD情報提供制度参加登録希望者用マニュアル(建築教育センター作成)

参考3: 建築CPD運営会議プログラム判定指針等( )

資料4: 管理講習・開設者研修(仮称)テキストの構成案等について

資料5: ウェビナーについて

その他: 九州・沖縄ブロック協議会の要望事項

議事:

(1) 会員建築士事務所の基礎的データ調査(追補版)について

事務局より、資料1により会員建築士事務所の基礎的データ調査(追補版)について以下の報告があり、了承された。

3月下旬に単位会に送付した報告書に一部データ不備(所員の属性や事務所に所属している構造・設備設計一級建築士に関するもの)が見つかったことを受け、追補版の発行を前回委員会にて決定したものであり、追補版については既に作成を完了し、6月中旬に単位会宛てに送付した。

(2) 法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)について

① 法定講習の実施状況等について

法定講習の実施状況等について、資料2-2により、直近の法定講習の実施状況、平成23年度第三期講習(10月～12月)の受付期間等について以下の説明があった。

両講習とも低調な申込状況となっているが、特に、管理建築士講習については、経過措置期間の終了が迫っていることに加え、行政や登録講習機関を通じて未受講者に対して、ガイドメール等による受講促進策を実施しているものの、これまでのところ目立った効果は見られていない。

委員からは、東北地方大震災の被害が大きかった東北三県(岩手・宮城・福島)については、特別の猶予措置は講じられないのかといった質問が出されたが、これに対して、事務局より、これまでのところ国ではそういった議論は出ておらず、また、東北三県の事務所協会からも、そうした要請は出されていない旨の回答がなされた。

② 建築士定期講習の受講料見直しについて

事務局より資料2-3により、建築士定期講習の受講料見直し案について以下の説明があった。

昨年12月に建築教育センターから提示された案では、受講料見直し(引き下げ)に伴う減収分について、関係三者(センター、単位会、連合会)の経費のみを削減する形となっていたが、均衡を欠くため、日事連としての見直し案(修正案)としては、直接費・間接費を合わせて、三者一律に削減する形が適切であると考えている。

現在、こうした修正案による受講料見直しについて、建築教育センター及び士会連との間で協議・調整を図っており、その結果を委員長及び副委員長をはじめ、各委員にご報告の上、対応を進めていくこととした。

なお、委員からの意見では、事務局案に沿った形で、①民間登録講習機関と競合できる価格設定とすること、②直間経費を合わせた三者同率の経費削減とすること、の2点を基本方針とすることで一致し、同方針に基づき、センター及び士会連と協議・調整を進めることとした。

③ 管理建築士講習の未受講者対策について

資料2-4に基づき、事務局より会員事務所に対する「管理建築士講習」の未受講者対策等の実施について以下の説明があった。

11月27日の経過措置期間終了を前に、会員事務所から未受講者を出さないための対応措置であり、6月24日の事務局連絡会議において、各単位会にて実施していただくよう依頼済である。

委員からは、会員の受講状況を把握していない単位会の状況及び今後の見込み受講者数等について質問が出された。

④ 管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について

資料2-5において、管理建築士講習の経過措置期間終了後の対応等について以下の説明があった。

管理建築士講習の受講者は大幅に減少することが確実であり、これまで同様の運営方法では、採算面からも厳しい結果が想定される。今後の運営方法としては、下記の3パターンが考えられる。

- 1) 従来どおり、全国単位会にて少頻度(年1～2回程度)で開催
- 2) 事務協ブロック単位で、主要都市または各単位会の持ち回りで

## 開催

### 3) 建築教育センター単独運営

現在、建築教育センターが上記パターンの別の収益計算の試算を行っており、結果が出次第、本会との間で協議を行う予定となっている。

これに対して上野委員長より、本件に関しては、早急に対処する問題ではないものの、いずれ必ず生じる議論であることから、適切に対処するようとの発言があった。

### (3) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料3により、建築CPD情報提供制度に関する件について報告があった。主な内容は以下の通り。

1. 建築CPD運営会議の建設系CPD協議会へのオブザーバー参加については認められないこととなった。
2. CPD活用要望を都道府県への共同要望書内に挿入することとした。
3. CPD認定プログラムとなった講習会の状況
  - (1) 「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応に係る説明会」(15単位会)
  - (2) 「震災復旧のための震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針講習会」(30単位会)
4. 建築CPD情報提供制度の概要紹介資料の提案(資料3-別紙参照)

以上の報告の後、副委員長から、最近の情報として、現在、建築CPD情報提供制度の登録数が大幅に増加しており、直近では2万件近い数字となっていることに加えて、プロバイダ登録を行う単位会数も徐々に増加しているとの発言があった。

上野委員長からは、CPD制度に対する各単位会の取り組み姿勢については、かなりの温度差があり、今回作成した概要を単位会に送付しても理解してもらえない可能性がある。登録数が増加しているのは良い傾向だが、さらに勢いをつけていくために、例えば連合会でDVDを作成することはどうだろうか。そして、単位会から人を集め、講師を養成する講師講習会のようなものを開催し、講師として各ブロックに委員を派遣するなどの施策を行い、CPD制度について理解していただくことが大事であ

る。経費も時間もかかることだが、全員が幅広く制度について理解できるような方法を何かしら考えられないだろうかとの発言があった。

他の委員からは、「CPD制度のようなものは、実際に業務に対して必要性に駆られないと、真剣に取り組まない。しかし、これまでのように単に入札額の高低で決まるとい時代は続いていかず、今後はある程度総合的な評価をするという形が取り入れられていくだろう。一例として、三重県では建築CPD情報提供制度を取り入れており、500万円以上であれば全て総合評価になっている。その総合評価の中で、大きなウェイトをCPDが占めている」、「日事連としては、最低限、全ての都道府県に建築CPD情報提供制度を認めてもらえるよう働きかけを行う事が重要であり、参加希望者に対して、本制度への参画方法を各単位会の事務局に問い合わせさせていただく形にすることが必要だろう」、「建設系CPD協議会へのオブザーバー参加が適わなかったのは残念だが、各都道府県に対して、連合会主導で本制度を押し進めていく必要がある。必ず各都道府県での総合評価で認められるようにするという強い意思をもって指導していただきたい」等の発言があった。

以上の発言の後、上野委員長より、今回、事務局より提案のあった概要紹介について、単位会の意見を求め、その内容を踏まえ、改善を図っていくこととしたい旨の発言があり、了承された。

### (4) 管理講習・開設者研修(仮称)のテキスト等について

事務局より、資料4に基づき、管理講習・開設者研修(仮称)テキスト執筆委員会の進行状況等について以下の報告があった。

第1回執筆委員会では、テキストの構成案、今後のスケジュール案等について説明し、7月11日に予定されている第2回委員会までに、執筆者は担当箇所の概要案を提出し、委員会において報告することとなっている。その中で、全体的なバランスや方向性等を調整することとなっている。

また、知事指定の継続に関する要望書のモデル文案に若干の修正がなされ、最終的には委員長と事務局において、細かな詰めを行い、各単位会に提供することとした。

補足事項として、委員長から、本テキストの正式名称の決定につい

て、法定講習の管理建築士講習と混同しやすいこと、また、日事連として開設者の責任を重点的に取り扱いたいとの考えもあり、それらの点についても勘案して検討していく必要がある旨の発言があった。

#### (5) その他

事務局より、資料5に基づき、(財)建築行政情報センター(以下ICBAという)より本会に提案のあった、インターネットを通じた有料講習受講システム「ウェブナ」について、概要説明があった。

次に、事務局より、平成23年6月10日に行われた、九州・沖縄ブロック協議会より提出された、重要事項説明の伝達等マニュアルのDVD作成要望について説明があり、事務局を通じ、業務・技術委員会に報告することとした。

最後に、建賠保険の保険料について、個人では負担が大きいため、保険に地区や支部単位で団体として加入することはできないのかという質問があった。

この件に関しては日事連サービスに確認した結果、事業協同組合を設立し、団体で保険に加入することはできるが、組合の仕事しかカバーできず、個人の業務はカバーできない等、実現は困難である旨の報告がなされ、事務局を通じ、建賠保険等調査専門員会に報告することとした。

次回委員会 平成23年10月3日(月)13:30~16:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

- 8月23日 総務・財務委員会
- 26日 正副会長会議 常任理事会
- 9月 1日 構造技術専門委員会
- 6日 会誌編集専門委員会
- 7日 建賠保険等調査専門委員会
- 8日 広報・渉外委員会
- 14日 日事政研役員 通常理事会

■7月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年7月1日～7月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,065		5,079	21.0	223	+ 1	20.9
青 森	172	+ 1	1,082	15.9	35	+ 2	20.3
岩 手	254	+ 1	1,186	21.4	60		23.6
宮 城	315	+ 5	2,402	13.1	59		18.7
秋 田	167	- 1	1,300	12.8	42		25.1
山 形	186	- 3	1,404	13.2	47		25.3
福 島	200	- 1	1,826	11.0	49		24.5
茨 城	501		2,480	20.2	139		27.7
栃 木	173		1,637	10.6	86		49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	569	- 6	5,740	9.9	107	+ 1	18.8
千 葉	430		4,055	10.6	96		22.3
東 京	1,361	+ 3	17,128	7.9	366	+ 3	26.9
神奈川	779	- 3	6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	499	+ 3	2,514	19.8	116	+ 1	23.2
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	308		1,404	21.9	56	+ 1	18.2
石 川	264		1,427	18.5	51		19.3
福 井	266	- 1	1,104	24.1	58		21.8
静 岡	562		3,718	15.1	138	+ 2	24.6
愛 知	588		5,673	10.4	127		21.6
三 重	181		1,519	11.9	62		34.3
滋 賀	194	+ 1	1,306	14.9	35		18.0
京 都	270		2,446	11.0	81		30.0
大 阪	920		7,161	12.8	171	+ 1	18.6
兵 庫	503		4,074	12.3	118		23.5
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	43		53.1
島 根	151		769	19.6	68		45.0
岡 山	450		1,717	26.2	59	+ 1	13.1
広 島	369		2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	99	+ 1	1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142	+ 1	779	18.2	16		11.3
福 岡	508		4,236	12.0	132	+ 1	26.0
佐 賀	171		682	25.1	29	+ 1	17.0
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82	+ 1	36.1
大 分	196	- 2	1,052	18.6	36		18.4
宮 崎	130		1,234	10.5	62		47.7
鹿 児 島	320		1,492	21.4	81	+ 1	25.3
沖 縄	179		1,313	13.6	47		26.3
計	15,143	- 1	116,182	13.0	3,629	+ 17	24.0

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第342号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第2回全国大会運営特別委員会議事概要

日 時 平成23年7月25日(月) 15:30~17:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 野呂敏秋 副委員長 田畑光三

委 員 渡邊武、渡辺光司、中岡数夫、大内達史、田端隆  
三栖邦博(特別出席)

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、松谷

#### 1. 協議事項

(1) 福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について

事務局より、福島大会中止に伴う日事連の全国大会経費の負担(案)について資料1及び全国大会(福島大会)支出明細書によって次のとおり説明がなされた。

平成20年3月の日事連常任理事会で決定後、今年度実施する第36回全国大会の主管会として福島会は全国大会実施に向けて各種行事への準備を鋭意進めてきたが、本年3月11日に東日本大震災が発災し、また福島県においては原発事故と重なり、甚大な被害を受けた。

これに伴い日事連では、全国大会の実施について福島会の意向確認を行い、3月26日に福島会より、福島県の被災状況等により実施は困難である旨の連絡を受けた。

これを受け日事連では、平成23年3月29日の常任理事会において甚大な被害状況の事態に鑑み、福島大会の開催の中止を決め、同日の全国会長会議で報告するとともに、平成23年6月2日の通常理事会で改めて福島大会の中止を承認した。

福島大会の中止に伴い、福島会がこれまで準備に費やした全国大会2011-9 日事連会務月報

会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費の算出資料を作成するため、事務局より福島会へ全国大会の準備に要した経費資料の提出を依頼したところ、福島会より「全国大会(福島大会)支出明細書」が提出された。

原則として必要となった全国大会に関する経費は主催者である日事連が負担することとし、以下の事項については、次のとおりの負担としたい。

①愛媛大会における福島会会員によるデモンストレーションの参加に係る旅費は、福島会が負担する。

②派遣職員給料は業務の従事割合を勘案し、その50%を日事連が負担する。

③平成23年度分に支出した経費は、一部を除き福島会で負担する。

以上の仕分けに基づき日事連負担額は4,790,000円としたい。

この経費負担額については、8月23日の総務・財務委員会及び8月26日の常任理事会の議を経て、9月14日の通常理事会で決定し、その後速やかに執行することとしたい。

協議の結果、資料1のとおり了承された。

(2) 平成25年度第37回全国大会(三重大会)の開催日及び同大会に関わる全国大会運営特別委員会の委員構成について事務局より、平成25年度の第37回全国大会(三重大会)の開催日及び同大会に関わる全国大会運営特別委員会の委員構成(案)等について資料2によって説明がなされた。

平成22年3月30日開催の常任理事会で三重大会については、伊勢神宮の式年遷宮行事(平成25年8月開催)の時期に合わせて、平成25年8月9日(金)に三重県営サンアリーナ(三重県伊勢市)にて開催することが決められている。

三重大会の委員編成については、福島大会が予定どおり実施されれば、福島会から委員が選出される場所であるが、福島大会が中止になったため、大会の実施運営を経験していない福島会ではなく、その前の大会で経験している愛媛会から委員を選出することが適当ではないか考えられる。

このことについては協議の結果、第37回全国大会(三重大会)

に関わる全国大会運営特別委員会の委員には、第34回全国大会（愛媛大会）を実施し、実施運営等全般を把握している愛媛会から委員を選出することについて特に異論なく、資料2の委員等の案について了承された。

（配付資料）

資料1 福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について（案）

資料2 平成25年度全国大会開催日及び全国大会運営特別委員会の委員構成（案）等について

## ■第5回指導運営委員会 議事概要

日 時 平成23年8月3日（水） 13:30～16:10

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：中野満 副委員長：上原伸一

委 員： 小町屋一則、飯窪功児、前川浩二

（欠席：西川英治、西田功、新垣昇盛）

担当副会長：山下卓治

事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

資料2 苦情の解決業務研修会の日程等について

資料3 苦情の解決業務の理解を深めるために（案）

参考資料1 住宅相談と紛争処理の状況（（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

参考資料2 指導運営委員会 平成22年度事業報告

議事1. 平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成22年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料1に基づき修正を担当した各委員から説明がなされた。「申出人」と「相談者」等、同様の意味で違う単語の箇所があるため、全体として統一するように修正することとした。その他、不明点は事務局が該当単位会へ問い合わせ、必要に応じて修正することとした。

議事2. 苦情の解決業務研修会について

・苦情の解決業務研修会の開催について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。研修会には、各ブロックに講師担当委員2名および事務局員1～2名を派遣することとした。各ブロックに派遣する講師担当委員は以下の通り。

[ブロック協議会名] [講師担当委員（予定）]

関東甲信越ブロック 上原・飯窪

東海北陸ブロック 西川・上原

近畿ブロック 前川・西川

中四国ブロック 西田・山下

九州・沖縄ブロック 中野・新垣

・なお、開催日程が未定のブロック協議会については、講師担当委員が直接ブロック協議会幹事会と日程調整することとした。

・また、研修会当日に配布する資料の事務局案として、資料3に基づき事務局から説明がなされた。この資料を研修会で配布することを各委員において確認し、これを了承した。なお、文面に追加・修正等がある場合は、8月22日までにメールで事務局へ送付することとした。

・研修会の次第については、事務局で作成し、各ブロック協議会および各委員に送付することとした。

・研修会での苦情の解決業務の事例の説明については、講師担当委員が事例の中からいくつかを選んで説明することとした。また、必要に応じて8月22日までに中野委員長が作成する資料も使用することとした。

議事3. その他

日事連指導運営委員会としての年次レポートの作成について、参考資料1、2に基づき事務局から説明がなされた。次回の委員会までに苦情の解決業務における年次レポートの叩き台を作ることにし、レポート作成にあたり意見や案があれば11月22日までにメールで事務局へ送付することとした。

■次回委員会

平成23年11月28日（月） 14:30～17:00

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になる場合がございますのでご了承ください。

平成23年

9月16日 管理講習・開設者研修（仮称）テキスト  
執筆委員会

20日 新法制度検討WG

21日 会員増強検討WG

26日 UIA2011東京大会開会式

10月3日 教育・情報委員会

6日 50周年事業特別委員会

■8月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年8月1日～8月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,064	- 1	5,079	20.9	224	+ 1	21.1
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	254		1,186	21.4	60		23.6
宮 城	317	+ 2	2,402	13.2	59		18.6
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	186		1,404	13.2	47		25.3
福 島	200		1,826	11.0	48	- 1	24.0
茨 城	501		2,480	20.2	140	+ 1	27.9
栃 木	173		1,637	10.6	86		49.7
群 馬	175		2,074	8.4	92		52.6
埼 玉	569		5,740	9.9	107		18.8
千 葉	430		4,055	10.6	96		22.3
東 京	1,361		17,128	7.9	369	+ 3	27.1
神奈川	779		6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	499		2,514	19.8	116		23.2
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	306	- 2	1,404	21.8	56		18.3
石 川	265	+ 1	1,427	18.6	52	+ 1	19.6
福 井	266		1,104	24.1	58		21.8
静 岡	562		3,718	15.1	139	+ 1	24.7
愛 知	588		5,673	10.4	127		21.6
三 重	181		1,519	11.9	62		34.3
滋 賀	194		1,306	14.9	36	+ 1	18.6
京 都	270		2,446	11.0	82	+ 1	30.4
大 阪	920		7,161	12.8	171		18.6
兵 庫	503		4,074	12.3	119	+ 1	23.7
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	44	+ 1	54.3
島 根	151		769	19.6	68		45.0
岡 山	450		1,717	26.2	59		13.1
広 島	369		2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142		779	18.2	16		11.3
福 岡	510	+ 2	4,236	12.0	133	+ 1	26.1
佐 賀	171		682	25.1	29		17.0
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82		36.1
大 分	196		1,052	18.6	36		18.4
宮 崎	130		1,234	10.5	62		47.7
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	181	+ 2	1,313	13.8	47		26.0
計	15,147	+ 4	116,182	13.0	3,640	+ 11	24.0

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第343号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第6回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成23年8月23日(月) 13:30~15:55

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、前田、  
松谷、赤土

欠席者 委 員 曾田賢治、高橋洋治

1. 議事に先立ち、鈴木委員より東日本大震災後の福島の様  
況報告及び福島会への支援のお礼の挨拶がなされた。

#### 2. 議事

##### (1) 平成23年度年次功労者の表彰者決定について

事務局より平成23年度年次功労者表彰者の決定について、  
資料1により次の趣旨の説明がなされた。

表彰規程により単体会推薦者36名が該当する。なお、各単  
体会からの推薦人数は原則1名で依頼しているが、大阪から  
は理由書が提出され2名となっている。また、従来、表彰は全  
国大会で行っていたが、全国大会が東日本大震災により中止と  
なったため、12月5日の第114回建築士事務所協会全国会  
長会議の際に行う。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとし  
た。

##### (2) 平成23年度日事連建築賞の表彰者決定について

事務局より日事連建築賞受賞者の選定について、資料2によ  
り次の趣旨の説明がなされた。

一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点  
の建築作品が単体会へ応募され、単体会での第1次審査を経て、  
26単体会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の  
合計46点の応募がなされた。

選考委員会では現地審査を経て、8月2日の最終選考委員会  
で最終的に選考がなされた。国土交通大臣賞及び日事連会長賞  
はそれぞれ1作品を、また、優秀賞に一般建築部門から3作品、  
小規模建築部門から3作品を、奨励賞に一般建築部門から5作  
品、小規模建築部門から5作品を選定した。表彰は、年次功労  
者表彰と同様、12月5日の全国会長会議の際に行う。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

##### (3) 日事連の新法人移行手続きの状況について

事務局より新法人移行手続きの状況について、資料3により  
次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成し  
た新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めた  
が、意見提出はなく、7月29日に内閣府公益認定等委員会の  
窓口相談を行った。

定款案の内容については、大幅な変更を要する指摘事項はな  
かったが、部分的な指摘事項については修正を行い、確認のた  
め修正後の定款案を内閣府公益認定等委員会に送付した。

日事連が平成24年4月1日の移行を目標にしていること  
について、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の  
申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成2  
3年12月の申請では間に合わないと思われる。平成23年度  
に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、  
例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意  
向によって調整が可能である」とのアドバイスを得た。

協議の結果、12月5日の全国会長会議の際に臨時総会を開  
催し、定款変更の議決を得て一般社団法人への移行申請を行い、  
仮に平成24年4月1日の移行に間に合わない場合は、期の途  
中で予算・決算の手続きをしないで済むよう、翌年の平成25  
年4月1日の移行認可という方向で検討するよう常任理事会  
に提案することとした。

(4) 単位会の公益法人制度改革への対応状況について

事務局より単位会の公益法人制度改革への対応状況について、資料4により次の趣旨の報告がなされた。

新法人移行検討ワーキンググループでは、単位会の新法人移行への取り組み状況を把握し、集計結果を単位会へ情報提供して移行作業の参考にしてもらうため、移行方針、定款変更時期及び移行申請時期についてアンケート調査を実施した。その結果、公益社団法人を目指している単位会が2会、一般社団法人を目指している単位会が44会であった。単位会へは、本日の委員会終了後直ちに情報提供する。

(5) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

事務局より第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度は日事連創立50周年に当たる。そのため、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日又は12日に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための特別委員会の設置について、平成23年3月の通常理事会で承認された。その後、会場の帝国ホテルと日程について折衝し、平成24年10月5日(金)実施で確定した。また、特別委員会等の委員構成については、資料4に記載のとおりとしたい。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(6) 福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について

事務局より福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会(福島大会)については、東日本大震災の被害により既に理事会で中止を決定しているが、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を全国大会運営特別委員会で検討した。

その検討結果は、主催者である日事連が原則として経費を

負担するが、以下の事項については、次のとおりの負担とすることとした。

①愛媛大会での福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。

②福島会の派遣職員給料は、業務の従事割合を勘案しその50%を日事連が負担する。

③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。  
以上の考え方にに基づき算出した日事連負担額は479万円となり、常任理事会及び9月の理事会で決定後、速やかに執行する。

協議の結果、原案のとおり常任理事会に提案することとした。

(7) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

事務局より平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

適合証明登録制度については昨年度に検討を行い、日事連及び単位会として当面登録業務を続けていく方針を決定しているが、平成24年度の登録業務の実施に向けて、日事連と住宅金融支援機構とで協議を行っているところである。今後、次の事項について住宅金融支援機構と更に検討を進めていくこととしたい。

①個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

②登録講習・業務研修の充実

③登録機関による検査機能の強化

④不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立

⑤登録費用等の見直し

⑥登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化  
協議の結果、委員からは日事連及び単位会の責任は重い。

適正な業務がなされるよう対策を講じることは必要であるとの意見が出され、時間の制約もあるので総務・財務委員長等と相談しつつ、委員に意見を求め内容の検討等を行っていくことと

した。

(8) 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法(案)について

事務局より平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について、資料8(平成21年12月の全国会長会議での申し合わせ事項等の資料)により説明がなされた。

協議の結果、内容骨子は修正せず、平成24・25年度用として日付等の変更をし、次回委員会で修正した資料を確認することとした。

(9) 平成22年度年次功労者表彰表彰状の再交付について

宮城会会長より、東日本大震災の際に、標記表彰状が津波で流出されてしまった会員1名のために、表彰状再交付の依頼があった旨事務局より説明がなされ、異議なく再交付することとした。

次回委員会開催予定

平成23年11月14日(月) 13:30~16:00

(配付資料)

資料1:平成23年度年次功労者表彰者(案)

資料2:平成23年度日事連建築賞審査報告・受賞作品(案)

資料3:日事連の新法人移行手続きの状況について

資料4:単位会の公益法人制度改革への対応状況一覧表

資料5:第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について(案)

資料6:福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について(案)

資料7:適合証明技術者等登録制度の見直しについて(案)

資料8:平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

## ■平成23年8月常任理事会議事概要

日 時 平成23年8月26日(金) 13:30~15:45

会 場 日事連会議室

常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

2011-10 日事連会務月報

出席者数 15名

出席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

事 務 局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、吉田茂調査役  
議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、大内達史常任理事  
議事進行役

八島英孝副会長

議 事

(1) 専決事項

1) 平成23年度日事連建築賞の表彰者決定の件

事務局より、資料1によって坂本一成日事連建築賞選考委員長の審査報告について次の趣旨の説明がなされた。

①本年度は、一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の合計46点の建築作品が日事連に応募された。②第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門5作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行った。③現地審査は7月6日から8月2日にかけて行い、その結果を踏まえ8月2日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずる

ものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行った。なお、昨年度から、会員外でも第2次審査までに会員となることを条件に会員外からの応募を可能としたが、本年度は小規模建築部門の受賞作品9点のうち、3点がこれに該当した。

以上の説明の後、平成23年度日事連建築賞の表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料1のとおり平成23年度日事連建築賞の表彰者を決定した。また、日事連建築賞の表彰は、全国大会が東日本大震災のため中止となったため12月5日開催の全国会長会議で行う。

## 2) 平成23年度年次功労者表彰者決定の件

事務局より、平成23年度年次功労者表彰候補者については表彰規程に該当する者が資料2のとおり単位会推薦36名となっており、これを事前に総務・財務委員会に諮った旨の説明がなされた。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、大阪会からは特別の事情(理由書添付)により2名となっている。また、表彰は日事連建築賞と同様に平成23年12月5日開催の全国会長会議で行う。

以上の説明の後、平成23年度年次功労者表彰者決定について諮ったところ、異議なく資料2のとおり決定した。

## 3) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員の決定の件

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について資料3により次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度は日事連創立50周年にあたることから、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日(金)又は12日(金)に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための特別委員会の設置については、平成23年3月の通常理事会で承認された。

開催日についてはその後、会場の帝国ホテルとの日程についての折衝で、平成24年10月5日(金)で会場が確保できたので当該日程で確定した。また、特別委員会等の委員構成につ

いては、次のとおりとしたい。

## ①50周年記念事業特別委員会の委員構成

委員長 三栖邦博日事連会長(東京会)

副委員長 山田美光日事連副会長(群馬会)

大内達史日事連常任理事(東京会)

委員 山下卓治日事連副会長(鳥取会)

宮原克平日事連理事(埼玉会)

荻原幸雄日事連理事(千葉会)

上原伸一日事連理事(神奈川会)

佐藤啓智(埼玉会)、高木憲一(千葉会)

宮原浩輔(東京会)、村田くるみ(東京会)

青木雅哉(東京会)、小林忠志(神奈川会)

## ②50周年記念事業特別委員会の下に2つのワーキンググループ(WG)を設置する。

・事業企画運営WG(記念誌以外のすべての企画、立案、運営等を行う。)

主査 大内達史

委員 三栖邦博、山下卓治、宮原克平、上原伸一、

佐藤啓智、高木憲一、宮原浩輔、小林忠志

・50周年記念誌WG(記念誌の企画、立案、編集、刊行等を行う。)

主査 山田美光

委員 荻原幸雄、村田くるみ、青木雅哉

## ③全体スケジュール予定

・第1回特別委員会開催日は平成23年10月上旬を予定し、50周年事業の企画・立案、行事形式、記念誌発行等のスケジュール検討、WGごとの作業内容及び日程調整を行う。

・第2回特別委員会開催日は平成23年11月上旬を予定し、事業計画の骨子、WGごとの作業内容の確認及び調整を行う予定。以降、状況を踏まえて適宜開催する。実施要項及び予算の原案作成は平成24年2月上旬を目途とし、その後、機関決定の手続きを進める。

## ④50周年事業特別委員会の設置期間は平成25年3月末までとする。

以上の説明の後、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について諮ったところ、異議なく資料3のとおり決定した。

## (2) 協議事項

### 1) 福島大会中止に伴う全国大会経費負担について

大内総務・財務委員長及び事務局より、全国大会運営特別委員会と総務・財務委員会で検討した福島大会中止に伴う全国大会経費負担について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施については、主管会である福島会で全国大会実施に向けて各種行事への準備を鋭意進めてきた。平成23年度を迎える直前の3月11日に東日本大震災が被災し、特に岩手、宮城、福島の東北三県に未曾有の被害を及ぼした。これに伴い日事連では、全国大会の実施について福島会の意向確認を行った結果、3月26日に福島会より、福島県の被災状況等により実施は困難である旨の連絡を受けた。これを受け日事連では、平成23年3月29日の常任理事会において甚大な被害状況の事態に鑑み、福島大会の開催の中止を決定し、同日の全国会長会議で報告するとともに、平成23年6月2日の通常理事会であらためて福島大会の中止を承認した。

福島大会の中止に伴い、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を算出するため、福島会へ全国大会の準備に要した経費資料の提出を依頼したところ、福島会より「全国大会（福島大会）支出明細書」（支出明細書）が提出された。この支出明細書をもとに日事連が負担すべき合理的な経費の考え方について検討を行った。その結果、全国大会経費の日事連経費負担の考え方としては、支出明細書のうち日事連が主催者として原則として必要な経費の支出は日事連が負担し、以下の事項については、次のとおりの経費負担としたい。

①愛媛大会で福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。

②派遣職員給料は業務の従事割合を勘案し、その50%を日事連が負担する。

③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。

以上の考え方にに基づき算出した日事連負担額は4,790,000円となり、該当金額を日事連負担額として支出したい。

今後の進め方として本日の常任理事会の議を経て、9月14日の通常理事会で決定し、その後速やかに執行する。

協議の結果、異議なく資料4の原案を了承し、9月通常理事会に提案することを決めた。

2) 「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しに係る今後の方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」は、民間登録講習機関の参入が相次ぎ、建築教育センターの講習（センター講習）と民間登録講習機関の講習との間で、受講料に大きな格差が生じ、受講者の確保や市場占有率の低下等が不安視され、受講者が講習（登録講習機関）を選択する際に、最も重要な判断指標となる受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築教育センターより、「建築士定期講習」に係る受講料の見直し案について提案があったが、日事連と士会連合会において協議の結果、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、長期的観点から鑑みて受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、遅くとも平成23年12月までに具体的方針を決定することを目途に、見直しに伴う受講料減額分を関係三者（単体会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針とした。

受講料見直しの具体案については、基本方針を踏まえ、6月29日の教育・情報委員会において、先のセンター提案をもとに、受講料減額分の関係三者の負担割合を修正した見直し案（直接経費、間接経費とも20%削減）を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。同打合せでは、建築教育センターより、本会の見直し案について、内部の関係

部署と協議の上、追ってその可否の判断を示す旨の回答があったほか、士会連合会からは、本会の見直し案がセンターに了承された場合には、その方向で単位士会の意思統一を図るべく、調整を行うこととしたい旨の回答がなされた。

その後、8月22日付で、建築教育センターより、会場費の実効的な削減が図られることを条件に、本会提案を基本的に了承する旨の回答があった。平成24年度からの受講料の見直しに向け、前提条件となる会場費の抑制策等の検討を進めるとともに、建築教育センター及び士会連との協議・調整（9月8日予定）を図っていくこととしたい。

協議の結果、会場費の抑制策については各単位会の事情があり解決しなければならない難しい問題があるが、9月8日の3者協議を踏まえて、資料5を9月通常理事会に状況報告することを決めた。

なお、上野教育・情報委員長よりこれまでに建築士定期講習を開催していない単位会もあるのでブロック協議会等を通じて開催を働きかけてほしい旨の発言があった。

### 3) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

専務理事より、平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

この適合証明登録制度の平成24年度以降の取組については、昨年度において検討を行い日事連及び単位会として当面維持し、続けていくことを方針として決定しているが、本年度は来年度の実施に向けての検討を住宅金融支援機構とも協議を行いながら進めているところであるが、次のような方針でさらに検討を進めていくこととしたい。

#### ①中古住宅の適合証明業務における実績と現状の問題点

中古住宅適合証明書の発行状況（資金交付済）は、全体で平成22年度は15,098件と対前年度比139%となっており、今後中古住宅への需要の高まりは続く傾向にある。現在、適合証明書は、融資申し込み利用者の希望により適合証明技術者（適合証明登録建築士事務所）又は適合証明検査機

関が発行しているが、平成22年度の適合証明技術者が発行したシェアは、全体で76.1%を占め、しかも前年度より高まっている。一方、不適正事案も続発しており、平成22年から現在まで適合証明技術者に対して行った登録取り消し等の処分は、12件に及んでおり、制度の信頼の確保を図る必要がある。また、適合証明技術者の登録者数は平成12年度より減少の一途をたどっており、平成22年度の登録者数は約6,300人で、これに伴い運営財政が逼迫しており、これらの問題の解決が急がれる状況となっている。

#### ②適合証明技術者等の登録制度の見直しの検討事項

前述の問題点を踏まえ、平成24年度の登録の実施にあたっては、不適正業務の再発防止、制度の信頼性の確保の観点から登録制度を次の方向で見直しの検討を行いたい。

##### ②-1. 個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

適合証明書に適合証明業務内容のチェックリスト、添付書類、検査箇所、方法及び検査結果を明示した報告書を添付させ、これを融資利用者、金融機関に開示する。これにより適合証明技術者自らがヒューマンエラーを防止する仕組みの検討をする。また、従来は紙の書式により適合証明書、物件概要書、適合証明業務に関する書類を記入、発行してきたが、これをウェブのサイト上で各適合証明技術者が入力作成し、作成した各書類を出力して使用する。入力段階で、記入漏れ等があった場合は各書類が出力できないシステムを構築し（支援機構が構築）、適合証明技術者自らのヒューマンエラーの防止とは別に機械で防止する仕組みを検討する。さらに金融機関窓口が書類の受理の際、適合証明技術者が作成した適合証明書及びチェックリスト、報告書等の添付書類について簡易な確認を行う仕組みを検討する。

##### ②-2. 登録講習・業務研修の充実

- ・講習時間の充実（個別業務の適正化に向けた仕組みの導入に伴う、現地での検査方法や書類確認の方法の解説等講習内容に見合う時間の見直しを検討する。）
- ・簡易な考査の実施

- ・中間時の研修の実施（業務能力の維持向上を図るため、登録の翌年度に業務研修を実施し、受講者氏名等をホームページ等に公開する。）

#### ②-3. 登録機関による検査機能の強化

適合証明業務実績のある適合証明技術者（適合証明登録事務所）には原則1年に1回の監査（業務調査）を実施することを検討する。（書面提出調査は必ず行う。実績の多い適合証明技術者・適合証明登録事務所には、立ち入り調査を行う。）

#### ②-4. 不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立を検討する。

- ・適合証明業務の完成業務保証の検討（不適正業務が発生した場合に再調査業務を実施する仕組みの検討）
- ・賠償責任保険等の創設の検討（不適正業務により、適合証明技術者（適合証明登録事務所）に賠償責任が発生した場合の賠償責任保険の創設の検討）

#### ②-5. 登録費用等の見直し検討

登録費用等の見直しにあたっては、登録機関・単位会の業務量に見合ったコストの見直しを前提に以下の検討を行う。

- ・講習受講料の見直し（講習時間の増大、簡易な考査の導入等による講習受講料の見直し）
- ・登録料の見直し（業務研修の導入、業務調査の充実などに伴う登録料の見直しの検討）

#### ②-6. 登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化の検討

- ・日事連の役割の充実（業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性の確保に資する業務の充実の検討）
- ・単位会の活用強化（日事連と協力して業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性に資する単位会の役割と業務の検討）

#### ③今後のスケジュール

以上の検討事項について、平成24年の7月頃開始する適合証明技術者等の登録時に実施出来るよう、早急に住宅金融支援機構と検討協議を進める。住宅金融支援機構との協議の進め方

については、時間の制約もあることから、総務・財務委員長等と相談をしつつ、意見を求め検討内容の修正等を行う。

平成24年度の登録制度の見直しに係る機関決定手続きは、総務・財務委員会の議を経て、11月16日の常任理事会で原案を決め、12月5日の理事会で決定し、同日の全国会長会議に報告し、単位会の理解を得る。

登録制度の見直しの詳細は、その後、更に検討を進め、平成24年度の事業計画案、予算案作成に反映させ、平成24年3月に開催される総会の承認を得る。

これに関連して適合証明業務の報酬を決めることはできるかとの質問があった。これについては、それぞれの業務量によって業務依頼者と受託者との契約によって決められるものであり、業務報酬を一律的に決められる状況にない。

協議の結果、原案を了承し、資料6を9月通常理事会に状況報告することを決めた。

#### 4) 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について

事務局より、事前に総務・財務委員会に諮った平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

この資料は、平成21年12月1日に開催した全国会長会議申し合わせ事項の資料を基にして変更予定箇所（年月日等の変更）をアンダーラインで示したものである。平成23年12月5日に開催する全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。現行の申し合わせ事項は、平成20・21年度役員候補者から定めたもので、今回で3回目の全国会長会議申し合わせ事項となるが、過去に特段の問題は生じていない。総務・財務委員会で検討したが、内容に関する修正等の意見は出なかった。なお、資料のなかで理事候補者の人数算出表は7月末の構成員数を基にした暫定版であり、実際には9月末の構成員数による数字に置き換わる。

協議の結果、原案を了承し、11月の常任理事会で変更予定箇所（年月日等の変更）等を修正した資料を確認することとし

た。

#### 5) 9月通常理事会の議題等について

9月通常理事会の議題等について資料8により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料8を9月通常理事会開催通知することを決めた。

#### (3) 報告事項

##### 1) 新法人移行手続きの状況について

事務局より、新法人移行手続きの状況について資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成した新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めたが意見は提出されなかった。7月29日に内閣府公益認定等委員会の窓口相談を行った。定款案の内容については、大幅な内容変更に係る指摘事項はなかったが、部分的な指摘事項について修正を行い再度内閣府公益認定等委員会に送付した。

移行認可の時期について日事連が平成24年4月1日の移行を目途にしていることについて、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。平成24年度から申請が増加していくと予想していたが、今年度は予想以上に申請が多く、更に、今年の秋頃にかけて申請件数が増加すると予想している。平成23年度に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、例えば団体の希望により、平成25年4月1日に登記ができるよう移行認可時期については団体の意向によって調整が可能である」とのことであった。この件について総務・財務委員会で検討した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で検討した方がよいとのことであった。

以上の報告について協議した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で進める。しかし、平成24年4月1日登記に間に合わず、期の途中で新法人に移行認可され

るような状況となった場合は、期の途中で決算をすることが必要となり、公認会計士の監査→監査会→総務・財務委員会→常任理事会→理事会→総会（事業年度終了後3ヶ月以内）の機関決定等の手続き及びそれに要する費用が通常より1回多く行うこととなり、このような状況は避ける必要がある。移行認可時期は団体の意向によって調整が可能であるとのことなので、移行認可の時期が平成24年4月1日登記に間に合わない場合は、翌年の平成25年4月1日の移行認可という方向で内閣府公益認定等委員会と調整することとし、9月通常理事会に状況報告及び提案することとした。

##### 2) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

専務理事より、UIA2011東京大会の早期登録は8月8日時点で2,100名程度（うち外国人参加者約600名）である。日事連・東京会共催イベントについては、8月18日に単位会へ参加申し込みの協力依頼をした。8月24日現在のシンポジウムの申込は4名、建築士事務所訪問ツアーの参加申し込みは合計で34名（うち外国人参加者15名）となっているが、今後記者発表や単位会等への周知など参加者の確保に努めることとしている旨の報告が資料10によってなされた。

##### 3) 建築関連団体「建築・まちづくり宣言」について

専務理事より、JIAより建築関連5団体で「建築・まちづくり宣言」をして社会にアピールしていこうという働きかけが8月にあり、資料11は「建築・まちづくり宣言」の起草案であり検討途中のものであるが、日事連もこの宣言に参加することを了承いただきたいことと、内容については会長に一任願いたい旨の報告が資料11によってなされた。

##### 4) 会員・構成員異動報告

平成23年6月末日及び7月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成23年6月30日現在 正会員46団体、  
構成員15, 144事務所、賛助会員4社

平成23年7月31日現在 正会員46団体、

構成員15, 143事務所、賛助会員4社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料13、資料14により報告がなされた。

6) その他

大内総務・財務委員長（東京会会長）から、春の褒章で三栖会長が藍綬褒章を受章されたので、東京会が中心となって10月31日に祝賀会を行う旨の報告があった。

<配付資料>

資料1：平成23年度「日事連建築賞」審査報告

資料2：平成23年度年次功労者表彰者（案）

資料3：第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について（案）

資料4：福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について（案）

資料5：「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて（案）

資料6：適合証明技術者等登録制度の見直しについて（案）

資料7：平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料8：平成23年9月通常理事会開催通知

資料9：日事連の新法人移行手続きの状況について

資料10：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

資料11：建築関連団体建築・まちづくり宣言起草案

資料12：会員・構成員異動報告書

資料13：後援、協賛名義使用の件

資料14：経過報告

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

10月20日	50周年記念誌WG
	東日本大震災対策本部会議
26日	業務・技術委員会
31日	広報・渉外委員会
11月 1日	建賠保険等調査専門委員会
4日	構造技術専門委員会
7日	五会会長会議
8日	会誌編集専門委員会
9日	指導運営委員会
10日	50周年事業企画WG
	会員増強WG
11日	監査会
14日	総務・財務委員会
15日	新法制度検討WG

## ■第4回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

日 時 平成23年6月2日(木) 11:00~12:00

場 所 日事連会議室

出席者 ○印は出席者

会 長 ○外木場久雄(兵庫)

幹 事 長 ○八島 英孝(福岡)

会計責任者 ○野呂 敏秋(青森)

職務代行者 ○北野 芳男(日事連)

幹 事 西村 武(北海道)

○山田 美光(群馬)

○大内 達史(東京)

○神崎 貢(福井)

○田端 隆(三重)

○上野 浩也(京都)

○山下 卓治(鳥取)

○富岡 学(香川)

○中野 満(大分)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事務局 ○市川 貴之

議長

外木場会長

議事録署名人

外木場会長、神崎幹事

議事

(1) 単位会による政治団体の設立推進等について

冒頭、外木場会長より、「事業計画に盛り込んでいる単位会による政治団体の設立推進については、近年、ほとんど進んでおらず有名無実化している。日事連及び事務所協会の施策の実現に向けて重要となる政治団体の有用性等について改めて検討し、その設立推進を図っていく必要がある」旨の発言があり、続いて事務局から、資料

1及び資料2により、単位会による政治団体設立推進のメリット・デメリット等について説明が行われた。

委員の間からは、「政治団体への加入については、会員の同意を得ることが難しく、また、運営資金を集めることが非常に難しい」、「政治団体の場合は、個人からの寄附という形を取る必要があり、法人からの入金を受けられないため、問題が生じるケースも多い」、「原則として任意加入であり、会員に政治団体の趣旨を理解してもらえず、支持政党が異なる等の理由により入会を断られることが多い」、「まずは、単位会の役員を理解するためにも、各ブロックに出向いて説明と要請を行ってはどうか」、「事務所協会の法定団体化に伴い、政治団体との間で代表者を分けることも検討する必要があるのではないか」等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、外木場会長より、「会員の方々に政治団体の必要性を理解していただくためには、何よりも、政治団体とは日事連及び事務所協会の施策を推進し、実現を図っていくための政治活動を行う組織であり、我々の生業の元になる話であることを十分に説明する必要がある。併せて、これまでにどのような活動・要望等を行ってきたかを取りまとめ、提示していくことが重要だと考える」旨の発言があった。

引き続き協議の結果、今後、各ブロック協議会の会長会議等の開催に併せ、日事政研役員と事務局が出向き、政治団体設立推進のための説明と要請を行い、単位会の理解と協力を求めていくこととした。また、これまでの日事政研等における活動の成果を取りまとめていく必要性についても、併せ確認した。

(2) 東日本大震災に伴う平成23年度寄付金及び政経フォーラム会費の対応等について

事務局から、資料3により、日事連における東日本大震災への対応方針を踏まえ、日事政研としても、特に被害が大きかった東北3会（岩手会、宮城会、福島会）に対し、平成23年度の寄付金及び政経フォーラム会費について、配慮を行うこととしたい旨の説明があった。

委員の間からは、「趣旨は十分に理解できるが、被害を受けているのは東北だけではなく、関東の一部の県においても被害が生じている。予め、関東甲信越ブロック協議会の了承を得ておく必要があるのではないか」、「ある程度、深刻な被害を被った地域に限定しなければ、配慮の対象が著しく拡大してしまう恐れが懸念される」等の意見が出された。

協議の結果、日事政研としては、東北3会（岩手会、宮城会、福島会）を対象に、平成23年度の寄付金及び政経フォーラム会費を要請しないこととし、来る7月1日に開催予定の関東甲信越ブロック協議会の場に、外木場会長が出席し、予め、本支援策の実施について理解を求めることとした。

#### (3) 日事連通常総会懇親会の国会議員関係招待者等について

事務局から、資料4により、来る6月16日に開催予定の日事連通常総会の懇親会について、これまでの国会議員の招待・出席状況とともに、今回の懇親会における対応方針を検討する必要がある旨の説明があった。

委員の間からは、「自民党建築設計議員連盟の幹部と民主党の関係議員の双方に声をかけるべきではないか」、「今年度は全国大会が中止となったため、こうした機会に関係議員にご出席いただくことは意義がある」、「国交省に対する手前からも議員を呼ぶことは意味があるのではないか」等の意見が出された。

これらの意見を踏まえ、協議の結果、自民党建築設計議員連盟の額賀福志郎会長、逢沢一郎幹事長、山本有二事務局長、及び民主党の前田武志参議院議員、辻恵衆議院議員、川内博史衆議院議員の各党3名ずつの計6名に招待状を出し、挨拶は、額

賀福志郎会長と前田武志参議院議員にそれぞれお願いすることを決定した。

#### (4) その他

事務局から、資料5により、平成23年1月から6月までの間の日事政研の活動状況等について報告が行われた。

#### (配布資料)

資料1：単位会による政治団体の設立のメリット等に関するポイント

資料2：単位会による政治団体の設置推進等について（案）

資料2一別紙1：単位会による政治団体設立状況

〃 一別紙2：日事政研平成23年度事業計画

〃 一別紙3：公益法人の活動と政治団体の峻別について（厚労省資料）

〃 一別紙4：政治資金規正法の概略（総務省資料）

〃 一別紙5：政治団体の設立・異動・解散等の手続きの根拠一覧（東京都選挙管理委員会資料）

〃 一別紙6：政治資金規正法の罰則（同上）

資料3：東日本大震災に伴う平成23年度寄付金等の対応について

資料4：日事連通常総会の懇親会に係る国会議員関係招待者等について

資料5：日事政研活動経過報告（H23. 1～23. 6）

■9月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年9月1日～9月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,062	- 2	5,079	20.9	224		21.1
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	254		1,186	21.4	60		23.6
宮 城	319	+ 2	2,402	13.3	59		18.5
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	186		1,404	13.2	47		25.3
福 島	203	+ 3	1,826	11.1	49	+ 1	24.1
茨 城	501		2,480	20.2	140		27.9
栃 木	170	- 3	1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182	+ 7	2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	569		5,740	9.9	107		18.8
千 葉	430		4,055	10.6	97	+ 1	22.6
東 京	1,381	+ 20	17,128	8.1	373	+ 4	27.0
神奈川	778	- 1	6,846	11.4	148		19.0
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494	- 5	2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	306		1,404	21.8	56		18.3
石 川	264	- 1	1,427	18.5	52		19.7
福 井	264	- 2	1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	139		24.7
愛 知	589	+ 1	5,673	10.4	128	+ 1	21.7
三 重	180	- 1	1,519	11.8	62		34.4
滋 賀	192	- 2	1,306	14.7	36		18.8
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	920		7,161	12.8	172	+ 1	18.7
兵 庫	503		4,074	12.3	120	+ 1	23.9
奈 良	114		998	11.4	20		17.5
和歌山	116		812	14.3	25		21.6
鳥 取	81		547	14.8	44		54.3
島 根	151		769	19.6	68		45.0
岡 山	450		1,717	26.2	59		13.1
広 島	369		2,690	13.7	116		31.4
山 口	110		1,339	8.2	35		31.8
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142		779	18.2	17	+ 1	12.0
福 岡	511	+ 1	4,236	12.1	133		26.0
佐 賀	171		682	25.1	29		17.0
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82		36.1
大 分	197	+ 1	1,052	18.7	36		18.3
宮 崎	130		1,234	10.5	62		47.7
鹿 児 島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	181		1,313	13.8	47		26.0
計	15,165	+ 18	116,182	13.1	3,650	+ 10	24.1

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会 務 月 報

## 第344号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第5回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成23年9月8日(木) 14:00~16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・佐野吉彦

委 員・松橋孝則、伊藤典男、高橋 宏、

丸川眞太郎、池田賢一

担当副会長・野呂敏秋

欠 席・横須賀満夫

事務局・高津充良、北野芳男、恩田利昭、戸谷泰子、

三浦知子

#### 議事

#### 1. UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

事務局より、資料1によりUIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベント実施に至る経過を報告し、イベント概要及び申込状況を以下のとおり説明した。

日事連・東京会共催イベント概要

#### ①シンポジウム「東京のいま～高機能都市から複合文化都市へ～」と東京都庁舎見学

日時：9月28日(水)

会場：東京都庁舎議会棟1階「都民ホール」

内容：基調講演、シンポジウム、都庁舎見学

定員：200名

#### ②建築士事務所訪問

ツアーA：9/27(日)建設計、鹿島建設、伊東豊雄建築設計事務所

ツアーB：9/29(横総合計画事務所、大成建設、日本設計)

ツアーC：9/30(竹中工務店、久米設計、妹島和世建築設計事務所)

定員：各コースとも30名、参加費：3,000円(昼食付き)

共催イベント申込状況(9月13日現在)

①シンポジウム 25名(内：外国人4名)

#### ②訪問ツアー

ツアーA：30名(外国人11名)

ツアーB：25名(外国人9名)

ツアーC：29名(外国人7名)

UIA東京大会参加登録状況(9月1日現在)

参加登録者数 3,226名(内訳：国内 2,121名、外国 1,105名)

#### 2. 今後の要望活動について

事務局より、資料2により今後の要望活動について、以下のとおり説明があった。

本会及び単位の共同要望活動は、昭和62年度より毎年、都道府県等に対し、時代に即した内容の要望書により実施しているが、6月開催の全国会長会議で、単位の实情にあわせて要望内容を編集できるよう検討してはどうかとの意見があり、日事連としては、単位会において適宜修正、追加することは構わない旨の回答をした。

単位会によっては、日事連の要望書に独自の要望項目を追加し、要望活動を実施している単位会もあると聞いている。また、要望活動実施後に結果報告書の提出を求めているが、回答が半数以下のため、実施状況が把握できない状況であるため、平成24年度以降の要望活動の実施について、要望活動実施の有無、要望書作成の必要性等、単位会に対しアンケート調査の実施を検討したい。

#### 調査項目(案)

日事連作成の要望書による要望活動実施の有無、要望活動の実施時期、要望先の反応(評価)、要望項目の追加、日事連からの要望書の送付(印刷物又はデータ)

以上の説明について協議の結果、要望活動に関するアンケート調査を実施することとし、調査票の作成については事

務局に一任することとした。

また、次回委員会でアンケート調査結果をもとに、平成24年度事業、予算について検討を行う。

### 3. 会誌編集専門委員会について

事務局より、資料3により会誌編集専門委員会の活動について以下のとおり報告した。

本年4月号から会誌名称を「日事連（メインタイトル）建築士事務所の全国ネットワーク（サブタイトル）」と変更し、表紙デザイン、内容等も刷新し発行している。

今後の予定で主な掲載記事としては、10月号に「平成23年度日事連建築賞受賞作品紹介」、9月号からの連続特集「森林再生と建築」を10月、11月号に掲載する。

また、12月号には被災3県（岩手、宮城、福島）に設置した建築復興支援センターの上半期の活動状況報告を掲載することとしている。

次回委員会

平成24年2月1日（水）14:00～16:00

（注）次回委員会は、その後、10月31日（月）に開催されることになった。

## ■平成23年9月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成23年9月14日（水）

13:30～15:15

2. 会 場 日事連会議室

3. 理事会構成者数及び出席者数

理事会構成者数 34名

出席者数 31名

（内、表決委任状提出者4名含む）

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、

野呂敏秋、神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

理 事 秋野卓生、浅野善治、上原伸一、大野和男、  
荻原幸雄、佐野吉彦、鈴木眞生、水谷達郎、  
宮原克平、村山高文、森野美徳、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者（表決委任者）理事：河野久、野呂幸一、水庭武宣、  
吉田 敏

欠席者 理事：岡部明子、富田 裕、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長

## 5. 議事

（1）議長 三栖邦博会長

（2）議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、荻原幸雄理事、宮原克平理事

（3）議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

（平成23年8月26日、常任理事会決定）

常任理事会専決事項の内容について、事務局から次の①～③について一括して説明がなされた。

①平成23年度日事連建築賞の表彰者決定の件

資料1により次の趣旨の説明がなされた。

本年度は、一般建築部門51点、小規模建築部門69点の合計120点の建築作品が単位会へ応募され、単位会での第1次審査を経て、26単位会から一般建築部門20点、小規模建築部門26点の合計46点の建築作品が日事連に応募された。第2次審査では、一般建築部門9作品、小規模建築部門9作品を日事連建築賞候補として選定し、さらに討議・検討を行い、国土交通大臣賞、日事連会長賞及び優秀賞候補として一般建築部門5作品、小規模建築部門6作品について現地審査を行った。現地審査は7月6日から8月2日にかけて行い、その結果を

踏まえ8月2日の最終選考委員会で各委員の討議及び検討の結果、国土交通大臣賞1点、日事連会長賞1点及び優秀賞として一般建築部門3点、小規模建築部門3点、並びに優秀賞に準ずるものとして一般建築部門5点及び小規模建築部門5点を奨励賞とする選定を行い、平成23年度日事連建築賞の表彰者を資料1のとおり決定した。また、日事連建築賞の表彰式は、本年度の全国大会（福島大会）が東日本大震災のため中止となったため12月5日開催の全国会長会議で行う。

## ②平成23年度年次功労者表彰者決定の件

資料2により次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度年次功労者表彰候補者は、単位会より36名が推薦された。なお、単位会からの推薦人数は、原則1名となっているが、大阪会からは特別の事情（理由書添付）により2名となっている。また、表彰は日事連建築賞と同様に平成23年12月5日開催の全国会長会議で行うこととし、平成23年度年次功労者表彰者を資料2のとおり決定した。

## ③第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員の決定の件

資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年3月の通常理事会において、平成24年度は日事連創立50周年にあたることから、同年に開催する第36回建築士事務所全国大会は50周年記念事業と併せて平成24年10月5日（金）又は12日（金）に帝国ホテルで実施すること及びその準備のための50周年記念事業特別委員会の設置が承認された。

その後開催日については、会場となる帝国ホテルとの日程調整で、平成24年10月5日（金）で会場確保ができた。また、特別委員会等の委員構成については、次のとおり決定した。

### ・50周年記念事業特別委員会の委員構成

委員長 三栖邦博日事連会長（東京会）

副委員長 山田美光日事連副会長（群馬会）

副委員長 大内達史日事連常任理事（東京会）

委員 山下卓治日事連副会長（鳥取会）

宮原克平日事連理事（埼玉会）

荻原幸雄日事連理事（千葉会）

上原伸一日事連理事（神奈川会）

佐藤啓智（埼玉会）

高木憲一（千葉会）

宮原浩輔（東京会）

村田くるみ（東京会）

青木雅哉（東京会）

小林忠志（神奈川会）

・50周年記念事業特別委員会の下に2つのワーキンググループ（WG）を設置する。

・事業企画運営WG（記念誌以外のすべての企画、立案、運営等を行う。）

主査 大内達史

委員 三栖邦博、山下卓治、宮原克平、上原伸一、佐藤啓智、高木憲一、宮原浩輔、小林忠志

・50周年記念誌WG（記念誌の企画、立案、編集、刊行等を行う。）

主査 山田美光

委員 荻原幸雄、村田くるみ、青木雅哉

・全体スケジュール予定

・第1回特別委員会開催日は平成23年10月6日を予定し、50周年事業の企画・立案、行事形式、記念誌発行等のスケジュール検討、WGごとの作業内容及び日程調整を行う。

・第2回特別委員会開催日は平成23年11月上旬を予定し、事業計画の骨子、WGごとの作業内容の確認及び調整を行う予定。以降、状況を踏まえて適宜開催する。実施要項及び予算の原案作成は平成24年2月上旬を目途とし、その後、機関決定の手続きを進める。

・50周年事業特別委員会の設置期間は平成25年3月末までとする。

以上の①から③の常任理事会で決定した同議案の承認に

ついて、議長より諮ったところ、異議なく、資料1、資料2、資料3のとおりこれを承認した。

## 2) 福島大会中止に伴う全国大会経費負担の承認の件

事務局より、全国大会運営特別委員会と総務・財務委員会及び常任理事会で検討した福島大会中止に伴う全国大会経費負担について資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成23年度の第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の実施については、主管会である福島会で全国大会実施に向けて各種行事への準備を鋭意進めてきた。平成23年度を迎える直前の3月11日に東日本大震災が発災し、特に岩手、宮城、福島の東北三県に未曾有の被害を及ぼした。これに伴い日事連では、全国大会の実施について福島会の意向確認を行った結果、3月26日に福島会より、福島県の被災状況等により実施は困難である旨の連絡を受けた。これを受け日事連では、平成23年3月29日の常任理事会において甚大な被害状況の事態に鑑み、福島大会の開催の中止を決定し、同日の全国会長会議で報告するとともに、平成23年6月2日の通常理事会であらためて福島大会の中止を承認した。

福島大会の中止に伴い、福島会がこれまで準備に要した全国大会経費のうち、主催者である日事連が負担すべき経費を算出するため、福島会へ全国大会の準備に要した経費資料の提出を依頼したところ、福島会より「全国大会（福島大会）支出明細書」（支出明細書）が提出された。この支出明細書をもとに日事連が負担すべき合理的な経費の考え方について検討を行った。その結果、全国大会経費の日事連経費負担の考え方としては、支出明細書のうち日事連が主催者として必要な経費は原則として日事連が負担し、以下の事項については、次のとおりの経費負担とした。

- ①愛媛大会で福島会会員によるデモンストレーションに要した旅費は福島会で負担する。
- ②派遣職員給料は業務の従事割合を勘案し、その50%を

日事連が負担する。

- ③平成23年度分については、一部を除き福島会で負担する。

以上の考え方にに基づき算出した日事連負担額は4,790,000円となり、該当金額を日事連負担額として支出したい。本日の通常理事会での承認後に速やかに執行したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおりこれを承認した。

## (4) 報告事項

- 1) 「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しに係る今後の方針について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」は、民間登録講習機関の参入が相次ぎ、建築教育センターの講習（センター講習）と民間登録講習機関の講習との間で、受講料に大きな格差が生じ、受講者の確保や市場占有率の低下等が不安視され、受講者が講習（登録講習機関）を選択する際に、最も重要な判断指標となる受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築教育センターより、「建築士定期講習」に係る受講料の見直し案について提案があったが、日事連と士会連合会において協議の結果、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、長期的観点から鑑みて受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、遅くとも平成23年12月までに具体的方針を決定することを目途に、見直しに伴う受講料減額分を関係三者（単位会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針とした。

受講料見直しの具体案については、基本方針を踏まえ、6月29日の教育・情報委員会において、先のセンター提案をもとに、受講料減額分の関係三者の負担割合を修正した見直

し案（直接経費、間接経費とも20%削減し、税抜き受講料12,000円を想定）を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。同打合せでは、建築教育センターより、本会の見直し案について、内部の関係部署と協議の上、追ってその可否の判断を示す旨の回答があったほか、士会連合会からは、本会の見直し案がセンターに了承された場合には、その方向で単位士会の意思統一を図るべく、調整を行うこととしたい旨の回答がなされた。

その後、8月22日付で、建築教育センターより、近年の会場費高騰傾向に対応が困難なため会場費経費負担のリスク分担が図られることを条件に、本会提案を基本的に了承する旨の回答があった。平成24年度からの受講料の見直しに向け、前提条件となる会場費経費のリスク分担の検討を進めるとともに、建築教育センター及び士会連との協議・調整を9月8日に行った。建築教育センターの業務経費に占める会場費の実行平均単価約1,300円（H21年度実績）を確保するため約300円分を受講料に上乗せし、建築教育センターの会場費経費に充てることで、会場費については、従来どおり建築教育センターが実費を別枠で負担することを提案し、その他の経費は一律に減額する方向で調整することとした。受講料の改定を実施するため、建築教育センター、士会連、日事連は、それぞれ必要な内部調整（単位会との調整も含む）を行い、三者間の正式合意は、12月中旬までに行うこととし、それを目途としてそれぞれ機関決定を行うこととした。

また、上野教育・情報委員長よりこれまでに建築士定期講習を開催していない単位会もあるので是非実施を検討してもらいたい旨の発言があった。

## 2) 平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について

専務理事より、平成24年度に向けた適合証明登録制度の見直しの検討状況について資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

この適合証明登録制度の平成24年度以降の取組については、昨年度において検討を行い日事連及び単位会として当2011-10 日事連会務月報

面維持し、続けていくことを方針として決定しているが、本年度は来年度の実施に向けての検討を住宅金融支援機構とも協議を行いながら進めているところであるが、次のような方針でさらに検討を進めていくこととしたい。

### ①中古住宅の適合証明業務における実績と現状の問題点

中古住宅適合証明書の発行状況（資金交付済）は、全体で平成22年度は15,098件と対前年度比139%となっており、今後中古住宅への需要の高まりは続く傾向にある。現在、適合証明書は、融資申し込み利用者の希望により適合証明技術者（適合証明登録建築士事務所）又は適合証明検査機関が発行しているが、平成22年度の適合証明技術者が発行したシェアは、全体で76.1%を占め、しかも前年度より高まっている。一方、不適正事案も続発しており、平成22年から現在まで適合証明技術者に対して行った登録取り消し等の処分は、12件に及んでおり、制度の信頼の確保を図る必要がある。また、適合証明技術者の登録者数は平成12年度より減少の一途をたどっている。平成22年度の登録数は約6,300人で、これに伴い運営財政が逼迫しており、これらの問題の解決が急がれる状況となっている。

### ②適合証明技術者等の登録制度の見直しの検討事項

前述の問題点を踏まえ、平成24年度の登録の実施にあたっては、不適正業務の再発防止、制度の信頼性の確保の観点から登録制度を次の方向で見直しの検討を行いたい。

#### ②-1. 個別業務の適正化に向けた仕組みの導入

適合証明書に適合証明業務内容のチェックリスト、添付書類、検査箇所、方法及び検査結果を明示した報告書を添付させ、これを融資利用者、金融機関に開示する。これにより適合証明技術者自らがヒューマンエラーを防止する仕組みの検討をする。また、従来は紙の書式により適合証明書、物件概要書、適合証明業務に関する書類を記入、発行してきたが、これをウェブのサイト上で各適合証明技術者が入力作成し、作成した各書類を出力して使用する。入力段階で、記入漏れ等があった場合は各書類が出力できないシステムを構築し（支援機構が構築）、適合証明技術者自らのヒューマンエ

ラーの防止とは別に機械で防止する仕組みを検討する。さらに金融機関窓口が書類の受理の際、適合証明技術者が作成した適合証明書及びチェックリスト、報告書等の添付書類について簡易な確認を行う仕組みを検討する。

#### ②-2. 登録講習・業務研修の充実

- ・講習時間の充実（個別業務の適正化に向けた仕組みの導入に伴う、現地での検査方法や書類確認の方法の解説等講習内容に見合う時間の見直しを検討する。）
- ・簡易な考査の実施
- ・中間時の研修の実施（業務能力の維持向上を図るため、登録の翌年度に業務研修を実施し、受講者氏名等をホームページ等に公開する。）

なお、講習については支援機構からは、講習時間の大幅増、外部機関への委託、厳格な考査などが協議のなかで主張されており、協議上大きな課題となっている。

#### ②-3. 登録機関による検査機能の強化

適合証明業務実績のある適合証明技術者（適合証明登録事務所）には原則1年に1回の監査（業務調査）を実施することを検討する。（書面提出調査は必ず行う。実績の多い適合証明技術者・適合証明登録事務所には、立ち入り調査を行う。）

#### ②-4. 不適正業務発生時における適合証明業務についてのセーフティネットの確立を検討する。

- ・適合証明業務の完成業務保証の検討（不適正業務が発生した場合に再調査業務を実施する仕組みの検討）
- ・賠償責任保険等の創設の検討（不適正業務により、適合証明技術者（適合証明登録事務所）に賠償責任が発生した場合の賠償責任保険の創設の検討）

#### ②-5. 登録費用等の見直し検討

登録費用等の見直しにあたっては、登録機関・単位会の業務量に見合ったコストの見直しを前提に以下の検討を行う。

- ・講習受講料の見直し（講習時間の増大、簡易な考査の導入等による講習受講料の見直し）

- ・登録料の見直し（業務研修の導入、業務調査の充実などに伴う登録料の見直しの検討）

#### ②-6. 登録機関としての日事連及び単位会の役割と責任の明確化の検討

- ・日事連の役割の充実（業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性の確保に資する業務の充実の検討）
- ・単位会の活用強化（日事連と協力して業務調査、指導、勧告等不適正業務防止等制度の信頼性に資する単位会の役割と業務の検討）

#### ③今後のスケジュール

以上の検討事項について、平成24年の7月頃開始する適合証明技術者等の登録時に実施出来るよう、早急に住宅金融支援機構と検討協議を進める。住宅金融支援機構との協議の進め方については、時間の制約もあることから、総務・財務委員長等と相談をしつつ、意見を求め検討内容の修正等を行う。

平成24年度の登録制度の見直しに係る機関決定手続きは、総務・財務委員会の議を経て、11月16日の常任理事会で原案を決め、12月5日の理事会で決定し、同日の全国会長会議に報告し、単位会の理解を得る。

登録制度の見直しの詳細は、その後、更に検討を進め、平成24年度の事業計画案、予算案作成に反映させ、平成24年3月に開催される総会の承認を得る。

以上の説明に関連して、佐野理事からこの制度に日事連として関わることをやめるという選択肢はないのか、日事連とは別の組織でこの制度を行うことはできないのかとの意見があった。

これについて専務理事より、昨年に総務・財務委員会では日事連はこの登録制度から撤退するとの方向で検討したが、機関決定の段階で中古住宅市場が拡大傾向にあることと建築士事務所に対する指導という公益性からも意義があることとして当面維持し、続けていくことを方針として決定している。しかしながら、不適正業務が多発していることから、この登録制度の単純な延長は難しく、制度の

信頼性の確保が強く求められ、今回の改善策を住宅金融支援機構と協議している。支援機構との協議のなかで登録制度の改善内容が、日事連、単位会として受け入れられないような事項があればご指摘のようなことも含めて適切な判断をしていくことになる。また、日事連とは別の組織での登録制度の運営については、現状では収支の傾向が良いとはいえない状況であり、別組織での運営は考えにくい旨の回答をした。

また、萩原理事から処分事例では現地調査を行っていない事例が多くあるので、現地調査での現場写真等を提出させる方法も検討すべきではないか、また、講習での考査の厳格化に力を入れるよりも不適正業務が出にくいシステムに力を入れるべきとの意見があった。

これについて専務理事より、住宅金融支援機構との協議のなかでチェックリストに添付すべき書類の検討段階でそのことも含めて検討していること、また、後者の意見についてはそのような方針で協議に臨んでいる旨の回答があった。

### 3) 新法人移行手続きの状況について

事務局より、新法人移行手続きの状況について資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

6月16日の全国会長会議で、新法人移行検討WGで作成した新定款案の中間報告を行い、7月15日までに意見を求めたが、意見は提出されなかった。7月29日に内閣府公益認定等委員会の窓口相談を行った。定款案の内容については、大幅な内容変更に係る指摘事項はなかったが、部分的な指摘事項について修正を行い再度内閣府公益認定等委員会に送付した。

移行認可の時期について日事連が平成24年4月1日の移行を目途にしていることについて、内閣府公益認定等委員会より、「平成23年8月の申請であれば平成24年4月移行の認可が見込めるが、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる。平成24年度から申請が増加していくと予想していたが、今年度は予想以上に申請が多く、更に、今  
2011-10 日事連会務月報

年の秋頃にかけて申請件数が増加すると予想している。平成23年度に申請して、平成24年4月移行の認可が間に合わない場合、例えば団体の希望により、平成25年4月1日に登記ができるよう移行認可時期については団体の意向によって調整が可能である」とのことであった。この件について総務・財務委員会及び常任理事会で検討した結果、12月5日の全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行う方向で検討した方がよいとのことであった。

以上の報告について今後の進め方について協議した結果、12月5日の理事会で新定款の承認を得た後の同日に開催する全国会長会議の開催時期に合わせて臨時総会を開催し、新定款の承認を得て一般社団法人の申請を行うことが了承された。また、平成24年4月1日登記に間に合わず、期中途中で新法人に移行認可されるような状況となった場合は、期中途中で決算をすることが必要となり、内部での機関決定等の手続き及びそれに要する費用が通常より1回多く行うことになるため、このような状況は避ける必要がある。移行認可時期は団体の意向によって調整が可能であるとのことなので、移行認可の時期が平成24年4月1日登記に間に合わない場合は、翌年の平成25年4月1日の登記に合わせた移行認可という方向で内閣府公益認定等委員会と調整することとした。

### 4) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

専務理事より、UIA2011東京大会の早期登録は9月1日時点で3,226名（うち外国人参加者約1,105名）である。日事連・東京会共催イベントについては、8月18日及び9月1日に単位会へ参加申し込みの協力依頼をした。また、8月30日には共催イベントについて記者発表を行った。9月13日現在でのシンポジウムの申込は25名、建築士事務所訪問ツアーの参加申し込みは合計で84名（うち外国人参加者27名）となっているが、さらに参加者の確保に努める旨の報告が資料8によってなされた。

#### 5) 建築関連団体「建築・まちづくり宣言」について

専務理事より、JIAより建築関連5団体で「建築・まちづくり宣言」をして社会にアピールしていこうという働きかけが8月にあり、資料9は「建築・まちづくり宣言」(案)であり検討途中のものであるが、日事連もこの宣言に参加することを了承いただきたいことと、内容については会長に一任願いたい旨の報告が資料9によってなされた。

これに関連して、佐野理事から「建築・まちづくり宣言」は英訳にして、海外に向けても発信してはどうかとの意見があり、そのような意見があったことを関係方面に伝えることとしたい旨の回答があった。

#### 6) 会員・構成員異動報告

平成23年5月末日から平成23年8月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料10の通り。

平成23年5月31日現在 正会員46団体

構成員15, 120事務所、賛助会員4社

平成23年6月30日現在 正会員46団体

構成員15, 144事務所、賛助会員4社

平成23年7月31日現在 正会員46団体

構成員15, 143事務所、賛助会員4社

平成23年8月31日現在 正会員46団体

構成員15, 147事務所、賛助会員4社

#### <配付資料>

資料1：平成23年度「日事連建築賞」審査報告

資料2：平成23年度年次功労者表彰者

資料3：第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

資料4：福島大会中止に伴う全国大会経費の負担について(案)

資料5：「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて(案)

資料6：適合証明技術者等登録制度の見直しについて(案)

資料7：日事連の新法人移行手続きの状況について

資料8：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントについて

資料9：建築・まちづくり宣言(案)

資料10：会員・構成員異動報告書

### ■第6回教育・情報委員会議事概要

日 時 平成23年10月3日(月)

13:30~16:00

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 上野 浩也

副委員長 宮原 克平

委 員 相場 博、國分 恵之、尾添 信行、西森 敬祐、  
岩田 守

神崎 貢(担当副会長)

特別出席 三栖 邦博

事務局 高津 充良、恩田 利昭、市川 貴之、野出 友樹、  
夏目 浩行

欠席者 遠山 紀芳

<配付資料>

前回議事録

資料1-1：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料1-2：(仮称)建築士事務所法の必要性について

資料1-3：(仮称)建築士事務所法で新たに提案する規定について

資料1-4：(仮称)建築士事務所法の構成案

資料2：法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習)の実施状況等について

資料3-1：管理建築士講習に係る対応について

資料3-2：平成24年度以降の管理建築士講習のあり方等について

資料4-1：建築士定期講習の受講料改定に関する三者の意見交換会協議結果概要

資料4-2 : 建築士定期講習について (現状と今後の予定)

【中四国ブロック】

資料4-参考 : 建築士定期講習に係る広告等

資料5 : 管理講習・開設者研修 (仮称) テキスト執筆  
スケジュール

資料6-1 : 建築CPD情報提供制度の動き等について

資料6-2 : 建築CPD情報提供制度の活用への手引き  
(案) 平成23年度版

議事 :

(1) 新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況  
等について

三栖会長より、同WGの現状について、現在、建築三会 (士  
会連、JIA、日事連) にて検討を進めており、来年三月を  
目途に提案する予定である旨の概要説明がなされた。その後、  
高津専務理事より、具体的な内容について経過報告がなされ  
た。

まず、資料1-1において、建築士事務所法の目的及びこ  
れまでの検討内容や今後の進め方について説明がなされ、日  
事連としては今年12月までに提案内容をまとめたいと考  
えている。そのため、時間を考慮すると、議論する場を設け  
ることが難しいため、常置委員会で現状について説明するこ  
ととなった。

日事連からの提案内容としては、10項目あるが、それぞ  
れの項目に関して、他会から特段の反対意見は出ていない。  
しかし、新たに建築士事務所法として独立させるのではなく、  
現行の建築士法の改正で対応すべきではないか、工務店等  
に対する規制が強まるのではないかといった意見が出されて  
いるため、意見調整が必要との説明がなされた。

次に、資料1-2において、建築士事務所法の必要性につ  
いての説明がなされた。現状認識として、無登録業務や契約  
に関するトラブルの増加等に関して、様々な問題が生じてい  
るため、そうした問題に対処するためには、建築士法だけで  
は限界があり、消費者保護の観点から、建築士法とは独立し  
た建築士事務所法の制定が必要であるとの報告がなされた。

2011-10 日事連会務月報

続いて、資料1-3により、(仮称) 建築士事務所法で新  
たに提案する規定について、実際にWGにおいて検討中の1  
0項目の規定の必要性及び効果等についてそれぞれの概要  
説明がなされた。

最後に、資料1-4において、改正の構成案についての概  
略説明がなされ、現行の建築士法のどの箇所へ新規追加・修  
正するかについて明示した。

上記説明の後、11月の常任理事会、翌月の通常理事会に、  
本委員会で挙げられた意見を紹介し、年内に提案内容をまと  
めたいとの説明がなされた。

各委員からの意見としては、不当に低い報酬額については  
どこを基準に線引きするのか、不当な要求の禁止という点を  
あえて今回提案予定の(仮称) 建築士事務所法で謳う必要が  
あるのか、下請法との関係性について等の意見が出された。

(2) 法定講習について

①講習実施状況等について

事務局より、資料2により、直近の法定講習の実施状況、  
平成23年度第四期講習 (平成24年1月~3月) の受付期  
間等について以下の説明があった。

受講状況については、管理建築士講習・建築士定期講習と  
もに、受講申込状況は低調なものとなっている。特に、経過  
措置期間の終了が迫っている管理建築士講習については、現  
時点では受講者数の伸びがそれほど見られない状況となっ  
ている。

また、今後の予定については、建築士定期講習は例年どお  
り、受付を行うこととなっているが、本年11月27日をも  
って一応の一区切りとなる管理建築士講習については、建  
築教育センターから、平成23年12月~平成24年3月の  
間に、東京・大阪及び各ブロックにおいて同講習の開催依頼  
がある旨の報告がなされ、詳細については、資料3-1で後  
述すると説明が併せてなされた。

②管理建築士講習について

事務局より資料3-1により、管理建築士講習の受付対応  
に係る、一連の経緯について以下の説明があった。

同講習の受講期限が迫る中、受講希望者が申込みを円滑に行えるよう、国交省から本会に対して受入れ環境を整えてほしいとの協力依頼があり、それを受けて本会から受け付けを柔軟に行うよう、単位会に対して協力依頼を行った。その結果、各単位会から協力を得た旨の報告がなされた。

次に、経過措置期間終了後の管理建築士講習の実施について、平成23年度中の暫定的な措置として、建築教育センターから、平成23年12月～平成24年3月の間に、東京及び大阪で各2回、その他ブロックでは各1回の同講習を開催するよう協力依頼があり、こちらの対応に関しては、各ブロック協議会にて運営方法、収益配分について等の検討を行っていただき、その後、各ブロック幹事会から日事連宛てに協議結果を報告していただくこととした。

最後に、事務局より、会員事務所を対象として行った会員向け未受講者対策について、実施状況及び実施結果に関する説明があった。ほぼ全ての会員が、管理建築士講習を受講済みもしくは受講期限内に受講予定との結果が得られた。しかし、受講意思を示していない、もしくは連絡のとれない会員が、わずかに残っていることから、こうした方々に対しては、引き続き連絡を行っていただくこととしたい。そのために、未受講者対策の徹底に係る単位会への協力要請の依頼文書を発信してよいか諮ったところ、異議なく了承された。

次に、事務局より、資料3-2を用いて、平成24年度以降の管理建築士講習の運営方法等について説明がなされた。想定される管理建築士講習の受講者は、年間3,000～4,000人程度であり、従来のような形では同講習を実施するのは困難と考えられる。そのため、想定されうる3つのパターン（全単位会にて年1～2回開催、ブロック単位で年数回程度開催、建築教育センター直営）を考慮し、それぞれの長所・短所について説明を行った。その後、各委員からそれぞれの所属ブロックの状況に関して意見を伺った。

○九州・沖縄ブロック：受講想定者のほとんどは福岡のため、そちらで開催せざるを得ないのではないかという意見がある。

○中四国ブロック：中国地方と四国地方に分けるという形になるのではないかと。今後、ブロック協議会で検討する。

○近畿ブロック：収益配分の問題があるのでブロック協議会で検討する。

○東海北陸ブロック：DVD講習が認められるのであれば、各単位会で開催すればよいのではないかと。例えば、月一度の頻度で、事務局の会議室を使用して講習を行うことなどが考えられる。

○北海道・東北ブロック：地理上の問題から、北海道は別として考え、東北ブロック内をいくつか分割し、そちらで順番に開催するというのはいかがでしょうか。

○関東甲信越ブロック：個人的な意見としてだが、関東甲信越ブロックは広範囲に及ぶため、2、3の地域に分けて開催し、その地域を持ち回りにすればよいのではないかと。

上記の検討の後、今後、各ブロック協議会にて、管理建築士講習の開催方法について議論していただき、本会宛てご報告いただくこととした。また、検討時の参考資料として、ブロック毎の想定受講者数の一覧を作成し、単位会宛て送付することとした。

### ③建築士定期講習について

資料4-1に基づき、事務局より、9月8日に開催された建築士定期講習の受講料改定に関する三者（士会連、建築教育センター、日事連）意見交換会の協議結果について説明がなされた。

同講習の受講料改定については、昨年度より継続して議論しており、受講料の改定には受講サイクルである3年が目安と考えられる。そのため、平成24年度から受講料を改定する必要があり、また、受講料の引下げには、三者の直間費を同率で削減し、公平に価格引下げに協力することが必要である。そして、増加傾向が続いている会場費については、今後は建築教育センター、単位会及び日事連が連携し、適切な会場選定を行うことになった。

協議内容としては、受講料を引下げる方向で進めていく旨の確認がなされ、今後、両会（士会連及び日事連）内部での

合意形成をはかっていくこととなった。新年度から新価格での講習をスタートさせるためには、年内に両連合会において、機関決定を経る必要があるため、それぞれ両会において各単位の意見調整を進め、12月中旬までに三者間の正式合意を行うこととなっている旨の報告がなされた。

上野委員長からは、会場費が高止まりしている単体会が複数見受けられることから、受講料が引下げられることになれば、会場選定に関しても、これまで以上に配慮していくことが必要であるとの指摘があった。

次に、資料4-2において、中四国ブロック構成単体会の次年度以降の建築士定期講習に関する現在の実施状況と今後の見込みについて、西森委員から説明がなされた。現在、中四国ブロックではほとんどの単体会が、管理建築士講習に専念するため、建築士定期講習を未開催もしくは建築士会との共催という形をとっている。間もなく管理建築士講習が一区切りとなるものの、今後、事務所協会単独で建築士定期講習を開催すると考えている単体会は今のところみられないとの報告があった。

上野委員長の意見としては、これまでは管理建築士講習に専念するため、建築士定期講習まで手がまわらなかったということも考えられるが、今後は、最低でも建築教育センター主催講習の半分は、事務所協会と同講習を開催していくことが重要だ。同講習は本来、建築士事務所に属する建築士を対象とする講習のため、事務所協会が力を入れていかなければならない事業である。また、管理建築士講習のみならず建築士定期講習も扱うことによって、事務局職員の意識も高まることから、建築士定期講習も各単体会で開催してほしいとの意見が出された。今後、各委員には、それぞれの所属ブロック協議会で本委員会での検討結果を説明していただくこととした。

また、参考資料として、9月中旬に専門業会誌に掲載された、建築士定期講習に係る、建築教育センター並びに、民間登録講習機関の広告について紹介がなされた。

### (3) 管理講習会教材開発検討WGについて

事務局より、資料5を用いて、管理講習・開設者研修（仮称）テキストの執筆スケジュールについて報告があった。

同講習テキストについては、9月16日に開催された、第3回管理講習・開設者研修（仮称）テキスト執筆委員会において、各委員からそれぞれの担当箇所原稿案について説明していただき、全体の整合性を確認した。今後、第3回委員会で指摘された意見を反映の上、各原稿案を修正し、10月下旬を目途に修正原稿を提出していただき、初校の出稿を予定している。そして、11月下旬に予定されている第4回委員会において、再度の調整及び検討を行う予定であるとの報告があった。

### (4) 建築CPD情報提供制度について

事務局より、資料6-1により、平成23年8月19日に開催された、第20回建築CPD運営会議の概要について説明がなされた。主な報告事項は以下の通り。

①建築CPD運営会議の建設系CPD協議会へのオブザーバー参加については、これまで認められないこととなっていたが、建設系CPD協議会への正式参加が了承された。これによって、建築CPD情報提供制度は、建設系CPD協議会の中の一団体という位置付けになるため、建設系CPD協議会の実績を活用している公共団体においては、建築CPD情報提供制度の実績も活用されるというメリットが生じる。

#### ②CPD認定プログラムとした講習会について

- ・「実務者のための新しい業務報酬基準の適正活用」講習会  
日事連がプロバイダとなり、19単体会がCPD認定プログラムとして開催した。

- ・UIA東京大会シンポジウム「東京の建築のいま」と都庁見学会（日事連・東京会共催）

日事連がプロバイダとなり、CPD認定プログラムとして9月28日に開催した。

次に、事務局より、資料6-2において、建築CPD情報提供制度の活用への手引き（案）について説明がなされた。こちらは、建築CPD情報提供制度をより理解していただく

目的で作成したもので、前回委員会に提出し、委員からの意見を反映させ修正したものである。

今後、CPD制度の理解に役立てていただくため、冊子として作成し、単位会宛てに送付してよいか諮ったところ、異議なく了承された。また、冊子だけではなく、データでも単位会宛てに提供することとした。

#### (5) その他

前回委員会において、九州・沖縄ブロックから要望のあった、重要事項説明の伝達等に関するDVDの作成要望について再度検討を行った。こちらに関してはまず、単位会に送付した説明用のパワーポイントの使用を検討していただき、また、九州・沖縄ブロック構成単位会内で説明できる方を選定し、対応をお願いすることとした。仮に適任者がいない場合は、他地域から講師を派遣することも考えていけばよいのではないかと意見が出された。

次回委員会

平成24年1月27日(金) 13:30～16:00

### ■第1回 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会概要

日時 平成23年10月6日(木)

10:00～11:25

会場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博 副委員長 山田美光、大内達史

委員 山下卓治、宮原克平、佐藤啓智、荻原幸雄、高木憲一、宮原浩輔、村田くるみ、青木雅哉、上原伸一、小林忠志

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、戸谷、鈴木、前田、松谷、三浦

#### 1. 議事

##### (1) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について、資料1により次の趣旨

の説明がなされた。

9月14日の通常理事会において、全国大会及び50周年記念式典の日程(10月5日)、委員構成、2つのワーキンググループの設置、運営方法及び全体スケジュール等について承認された。

ただし、日程については9月27日の帝国ホテルの依頼により変更せざるを得ない状況である。財務省から帝国ホテルに対し、来年のIMFの総会及び世界蔵相・中央銀行総裁会議を日本で開催するにあたり、平成24年9月30日から10月21日まで会場を使用したいとの要請があり、応じざるを得ないとのことである。そのため、平成24年9月28日(金)、10月31日(水)、11月1日(木)のいずれかで現在調整をしているところである。

#### (2) 日事連の過去の周年事業について

事務局より、資料2によりの過去の周年事業の開催日、会場、担当委員会、事業内容、費用等の説明がなされた。

各周年事業が掲載されている会報及び記念誌を参考として委員会内で回覧し、内容を確認した。

#### (3) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画についての検討事項について

事務局より、第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画の検討事項について資料3によって説明がなされ、協議したところ、委員からは次の意見等が出され、この意見等を基に今後各ワーキンググループで協議検討をしていくこととした。

- ・10年後の60周年を見据えた内容も含めた記念誌を発行するのか。
- 50周年記念誌では過去の歴史のことを掲載すれば良いのではないかと。
- ・記念誌にどれくらいの予算をかけられるのかにもよって、発行のスタイル等も変わってくるのではないかと。
- ・記念誌を全会員に配布することが望ましい。
- ・記念誌は当日配布し、会報は特集号として、大会及び記念事業の記録を報告する方法が良いのではないかと。

- ・当日配布する記念誌の書式は簡易的にして、会報の50周年記念特集号の内容を充実させたらどうか。
- ・記念品は廃止して、記念誌を記念品の変わりにしたらどうか。
- ・一般紙への広告掲載や50周年記念式典に関する記事を業界紙等に掲載することで良いPRになるのではないかな。
- ・関係企業から広告費はもらうのか。

→現状では協力できる企業はない。

- ・予算の枠組を早く決めた方が良いのではないかな。
- ・全体の企画案が出ないうちに予算の枠組みを先に行うと企画が限定されてしまうのではないかな。
- ・全国大会及び50周年記念式典を併催した場合、昨年の東京開催の参加人数よりも増えるのではないかな。

→昨年の東京開催の参加人数よりも増員をした場合、キャパシティ等の問題がある。すでに実施規模や時期については通常理事会で承認されており、今から会場の変更等をするのは難しいのではないかな。

(4) 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会のスケジュール(案)について

事務局より、今後のスケジュール(案)について資料4により説明がなされ、平成24年2月上旬を目途に実施要項及び予算の原案を作成することとした。

今回の特別委員会および各ワーキンググループの開催については次のとおり決定した。

・特別委員会

平成24年2月2日(木) 13:30~16:00

・50周年記念誌WG

10月20日(木) 10:00~12:00

(この間WGを開催するかは1回目WGで決定する)

12月21日(水) 14:30~16:30

・事業企画運営WG

11月10日(木) 10:00~12:00

11月24日(木) 13:30~16:00

12月21日(水) 14:30~16:30

(配付資料)

資料1 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業特別委員会委員について

資料2 日事連の過去の周年事業について

資料3 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念事業企画についての検討事項について

資料4 第36回建築士事務所全国大会・50周年記念委員会のスケジュール(案)について

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

11月16日 正副会長会議

常任理事会

24日 事業企画運営WG

28日 50周年記念誌WG

30日 管理講習・開設者研修テキスト執筆委員会

12月 5日 通常理事会

全国会長会議

■10月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年10月1日～10月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,060	- 2	5,079	20.9	224		21.1
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	254		1,186	21.4	60		23.6
宮 城	319		2,402	13.3	59		18.5
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	186		1,404	13.2	48	+ 1	25.8
福 島	204	+ 1	1,826	11.2	49		24.0
茨 城	501		2,480	20.2	141	+ 1	28.1
栃 木	170		1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182		2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	569		5,740	9.9	107		18.8
千 葉	430		4,055	10.6	97		22.6
東 京	1,391	+ 10	17,128	8.1	373		26.8
神奈川	781	+ 3	6,846	11.4	149	+ 1	19.1
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494		2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	309	+ 3	1,404	22.0	56		18.1
石 川	264		1,427	18.5	52		19.7
福 井	264		1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	140	+ 1	24.9
愛 知	591	+ 2	5,673	10.4	128		21.7
三 重	180		1,519	11.8	62		34.4
滋 賀	192		1,306	14.7	37	+ 1	19.3
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	893	- 27	7,161	12.5	172		19.3
兵 庫	503		4,074	12.3	120		23.9
奈 良	114		998	11.4	21	+ 1	18.4
和歌山	113	- 3	812	13.9	25		22.1
鳥 取	81		547	14.8	45	+ 1	55.6
島 根	149	- 2	769	19.4	68		45.6
岡 山	450		1,717	26.2	60	+ 1	13.3
広 島	359	- 10	2,690	13.3	117	+ 1	32.6
山 口	108	- 2	1,339	8.1	35		32.4
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	25		18.8
高 知	142		779	18.2	17		12.0
福 岡	511		4,236	12.1	136	+ 3	26.6
佐 賀	183	+ 12	682	26.8	29		15.8
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	82		36.1
大 分	196	- 1	1,052	18.6	36		18.4
宮 崎	129	- 1	1,234	10.5	62		48.1
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	181		1,313	13.8	47		26.0
計	15,148	- 17	116,182	13.0	3,662	+ 12	24.2

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。

# 会務月報

## 第345号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■第5回業務・技術委員会議事概要

日時 平成23年10月26日(水) 14:00~17:05

会場 日事連会議室

出席者 委員長：田端 隆 副委員長：荻原幸雄

委員 遠藤昭五、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、宮脇弘明

担当副会長 八島英孝 (欠席 委員：新井典夫)

日事連事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

{配付資料}

(社) 日本ガス石油機器工業会提出資料

資料1：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料2：建築構造基準委員会関係資料

資料3：「事務所ビルの長寿命化に対する意識調査」結果報告書

資料4：地球温暖化対策アクションプラン策定特別調査委員会報告

資料5：日本建築構造技術者協会(JSCA)の契約約款

資料6：(仮称)建築物の構造関係技術基準解説書の改訂について

資料7：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準関係資料

資料8：平成23年度業務・技術に関する上半期事業報告(案)

資料9：建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

資料10：重要事項伝達等説明マニュアルのDVD作成について(九州・沖縄ブロック協議会提案)

#### 議事

1. (社) 日本ガス石油機器工業会からの説明

○潜熱回収型ガス給湯器に切り替える「エコジョーズ化宣言2013」について

- ・(社) 日本ガス石油機器工業会・尾身氏が特別出席し、政府目標のCO2排出量削減に向けて、2013年3月までにガス給湯器をエコジョーズ(高効率型ガス給湯器)に切り替えていくことについて説明を受けた。

#### 2. 報告事項

(1) 新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況について

- ・本会で設置する新法制度検討WGにおいて現在検討している(仮称)建築士事務所法について、同WGの主査である岡本氏が特別出席し資料1に基づき経過報告がなされた。

なお、(仮称)建築士事務所法は、日事連の5つの常置委員会に経過報告を行い、意見を聞くことにしている。

- ・WGで検討すべき事項はある程度の体系(たたき台)まで作成できたが、WG以外の日事連の実務に携わっている会員にも意見を聞いて、反映すべきところは取り込むことで進めていきたいと考えている。

- ・以下の意見等がだされた。

①設計・施工を明確に分離して考えない限り、設計事務所の業務が確立しないと思われる。

②専業と兼業それぞれ良し悪しがある。消費者の選択の自由の権限もあるので分離するのは難しい。

③施工会社が建築士事務所登録をしている場合、現場で施工会社として相手方と話し合って作業を進めるものと建築士事務所として進めるものがあるので、それぞれの立場を明確にして一般の人にもわかりやすいものにする必要がある。

④建賠保険は入ることを義務化しないと前へ進まない。

- ・常置委員会の意見等については、新法制度検討WGへ報告し検討することとする。

(2) 建築構造基準委員会の検討状況について

- ・建築構造基準委員会に出席している田端委員長より検討状況について資料2に基づき説明がなされた。

- ・東日本大震災を踏まえた津波避難ビルに係る構造上の暫定指針

のあらましが12月末までにだされる模様である。

(3) 「事務所ビルの長寿命化に対する意識調査」の結果報告について

・平成23年1月～3月にかけて実施された賃貸事務所ビルの建物の寿命に対する意識調査について、BELCAにおいて報告書がまとまったため、意識調査実施委員会に出席していた荻原副委員長より資料3に基づき報告がなされた。

(4) 地球温暖化対策アクションプラン策定特別調査委員会の検討状況について

・昨年作成された地球温暖化対策の提言書に基づいて、それを実行させるための具体的な活動は模索中であるが、今後シンポジウムを企画すること等に取り組んでいくことについて、特別調査委員会に出席している八島担当副会長より資料4により報告がなされた。

(5) 日本建築構造技術者協会(JSCA)の契約約款について

・JSCAの契約書類の中で、契約約款の第9条(瑕疵担保責任)の損害賠償の請求期間が工事完成引渡後2年以内のみ書かれているが、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書の契約約款第23条(成果物の瑕疵に対する乙の責任)に規定されている10年の保証が明確になされていないため、構造事務所と紛争になる可能性もあり問題である旨、荻原副委員長より資料5に基づき説明がなされた。

・四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書の契約約款との整合性について、田端委員長がJSCAの会員でもあるため確認してみることにする。当委員会はその結果を受けて対応を判断することとした。

(6) 建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会の委員について

・L建研並びに(財)日本建築防災協会(事務局)より「建築物の構造関係技術基準解説書」を改訂すること、また改訂のための編集委員会を10月に発足する旨、事務局が説明を受け、日事連からの編集委員には本会構造技術専門委員会の西委員長を推薦したことを資料6に基づき事後報告した。

・具体の改訂作業はWGにおいて行われ、大幅な構成変更はせず

1年以内に改訂される予定である。

(7) 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改訂について

・国土交通省で5年おきに改訂されている「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、その改訂時期になるため、改訂検討委員会を11月に設置して作業を進める旨、国土交通省建築指導課並びに市浦ハウジング&プランニング(事務局)より事務局が説明を受け、日事連から改訂検討委員会の委員を推薦してほしい旨、説明を受けた(資料7)。

・委員の推薦について検討した結果、当委員会の荻原副委員長を推薦することとした。

・市浦ハウジング&プランニング(事務局)より改訂に向けての事前ヒアリング項目がきており、設計時で苦慮している点、内容の明確化、充実を図る点等があれば各項目に回答し日事連事務局宛11月1日(火)までに提出してもらうこととした。

荻原副委員長がとりまとめ、委員会事務局である市浦ハウジング&プランニングへ提出することとした。

### 3. 協議事項

(1) 平成23年度上半期事業報告について

・事務局においてとりまとめた業務・技術に関する上半期事業報告について、当委員会において確認し、これを承認した(資料8)。

(2) 建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等について

・建賠の会員と非会員の加入者の差別化、会員の補償の拡充、事故割増率の緩和等と加入促進パンフレットの作成について、八島建賠保険等調査専門委員長及び事務局より資料9に基づき説明がなされた。

・検討内容について協議の結果、今後資料9の改善内容で進めていくことを了承した。

(3) 業務報酬算定ソフトの作成について

・業務報酬算定ソフトの作成について、関東ブロック協議会において提案がなされ、その趣旨について荻原副委員長より説明がなされた。

- ・単位会の算定ソフト作成の情報収集等をして、状況によっては日事連で作成する方法もあるが独占禁止法に抵触する可能性もあるので作成については慎重に検討する必要がある。
- ・単位会で算定ソフトを作っているならば、日事連がそれを他の単位会へ紹介、推奨する方法もある。
- ・協議の結果、先ず単位会の算定ソフトの有無の実態を把握するための情報収集を目的として、単位会へ文書で返答してもらうことにする。

確認する内容として、算定ソフトがある場合は、技術者の単価の設定をどのようにしているか、有償か無償か、また全国の単位会へ情報提供が可能か等を尋ねることとする。

#### (4) 九州・沖縄ブロック協議会からの重要事項伝達等説明マニュアルのDVD作成の提案について

- ・「重要事項説明等」及び「書面の交付」の内容・方法等をマニュアルモデルにしたDVD作成の依頼が文書で提出されていることについて、八島担当副会長より資料10に基づき説明がなされた。
- ・ドラマ化したDVDを作成するとなると文字や画像だけのDVDに比べて制作費用がかかる、製作期間が短期間ではできない、相手先(施主)やシチュエーションによって異なる重要事項の説明方法をどのように表現するかなど、難しい問題が多い。また、他のブロックでは特に重要事項説明について問題が発生していないこと、九州・沖縄ブロックにおいて具体的にどのようなことで困っているのかがいまひとつ不明確であるという点も指摘された。
- ・四会推奨「重要事項説明のポイント」の冊子を作成した際、単位会での講習会実施をサポートするために、パワーポイントを使った講師講習会を実施したが、九州・沖縄ブロックでは福岡会以外はこの講師講習会に参加していない。当時、パワーポイントの資料も全単位会へ送付してあるので、まずは単位会またはブロックにおいて講習会を実施することが先決と思われる。
- ・協議の結果、前述の講習会を福岡会以外には開催していないので、まずは「重要事項説明のポイント」講習会実施の提案を八島担当副会長から九州・沖縄ブロック協議会に対しておこない、同

協議会において協議してもらい、その結果を次回委員会へ報告し対応を判断することとした。

次回委員会

平成24年1月26日(木) 14:00~16:30

## ■第6回指導運営委員会議事概要

日時 平成23年11月9日(水) 14:30~17:10

会場 日事連会議室

出席者 委員長：中野満 副委員長：上原伸一

委員：小町屋一則、飯窪功児、西川英治、前川浩二、西田功、新垣昇盛

担当副会長：山下卓治

特別出席：岡本賢(新法制度検討ワーキンググループ主査)

事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料2 平成23年度上半期 事業報告(案)

資料3 平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)

資料4 苦情の解決業務研修会 各ブロックの開催状況

資料5 苦情の解決業務実施状況(平成22年度のデータを基にした叩き台)

配布資料 苦情の解決業務の事例集(平成22年度下半期)

配布資料 専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会(第1回)

議事1. 新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況について

設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について、資料1に基づき新法制度検討WGの岡本主査より説明がなされた。罰則規程の有無や、建築士事務所の名称変更に伴う看板の差替えの必要性などの質問が出された。

建築士事務所法についてはなるべく多くの意見が欲しいので、意見がある場合は各委員あるいは単位会ごとに取りまとめて年内くらいを目途にメール等で事務局へ提出して欲しい旨の説明

があった。

また、以前協力依頼がなされた建築士事務所法の制定を目指す上で重要となる建築士事務所無登録業者に対するトラブル事例の集まりが未だ少ないため、さらなる事例収集の協力依頼がなされた。

#### 議事2. 平成23年度上半期事業報告について

平成23年度上半期事業報告(案)について、資料2に基づき事務局から説明がなされ、各委員において確認し、これを了承した。

#### 議事3. 平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)のとりまとめについて

平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について、資料3に基づき事務局から説明がなされた。今期は8単位会から16案件が提出されているが、協議の結果、そのうち1案件を建築士事務所の業務に対する苦情の解決業務には当たらないと判断し、対象外とした。

個別レポートの修正は、1単位会分を1人の委員が担当することとし、12月10日までに修正したものを日事連事務局までメールで送付することとした。また、詳細等がわからない案件については、担当委員が直接単位会へ確認することとした。各委員が担当する単位会については以下の通り。

担当委員名：単位会名

中野：沖縄会

上原：滋賀会

小町屋：岩手会

飯窪：宮城会

西川：千葉会

前川：神奈川会

西田：新潟会

新垣：富山会

#### 議事4. 苦情の解決業務研修会の報告について

苦情の解決業務研修会の各ブロックにおける開催状況について、資料4に基づき研修会で講師を担当した委員から報告がなされた。

九州・沖縄ブロックの研修会では、相談者面談で申出人からの希望で現地調査を行うことになった場合の調査費用を、ブロック内で統一したいという意見が出され、検討することとした旨が報告された。

#### 議事5. 年次レポートの作成について

苦情の解決業務実施状況(平成22年度のデータを基にした叩き台)について、資料5に基づき事務局から説明がなされた。グラフは1年間だけの表示ではなく、3年間の推移にするとより分かりやすい等の意見が出され、その方向で修正することとした。

その他 専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会について

中野委員長による配布資料の専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会(第1回)に基づき中野委員長より説明がなされた。建築業界の訴訟問題について等、意見交換がなされた。

次回委員会

平成24年2月8日(水) 14:00~16:00

## ■平成23年11月常任理事会議事概要

### 1. 日時

平成23年11月16日(水) 13:30~16:30

### 2. 会場 日事連会議室

### 3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

### 4. 出席者の氏名

出席者

会長 三栖邦博

副会長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、  
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、  
中野 満、西村 武

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、  
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、  
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山田美光副会長、田端 隆常任理事

6. 議事進行役

山田美光副会長

7. 議事

(1) 協議事項

1) 平成23年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料1-1及び資料1-2によって平成23年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、東日本大震災後の復旧、復興への対応や様々な課題に単位会及び関係団体と連携し、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るため、各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成23年度上半期事業報告及び収支報告は、11月14日の総務・財務委員会で検討を行った。また、11月11日の監査会では特段の指摘事項はなかった。

協議の結果、平成23年度上半期事業報告及び収支報告を資料1-1及び資料1-2のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2) 一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

大内総務・財務委員長及び事務局から一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について資料2により、次の趣旨の説明がなされた。

日事連は平成22年12月6日の理事会で一般社団法人への移行を決めた。一般社団法人への移行要件として、公益目的支出計画を作成する必要がある。日事連では、収入を伴

わない事業を公益目的事業として公益目的支出計画(案)を作成した。公益目的事業では、①新規事業として、建築復興支援センター事業を、②継続事業(従来から行っている事業)として、1. 苦情解決事業、2. 建築士事務所全国大会事業、3. 日事連建築賞事業、4. 内外の関係団体との協力事業、5. 調査研究事業、6. 国、地方公共団体等への要望事業、7. キャンペーン・広報・ホームページ事業をあげた。

これらの事業にあてる公益目的財産額は、平成22年度決算をベースにすると約5億3,820万円(平成22年度末の貸借対照表正味財産額+引当金(事務所移転、周年記念、財政安定)ー退職給付引当資産ー時価評価資産の帳簿価額と時価の差額)が見込まれる。公益目的支出計画では、平成23年度予算をベースにすると、その実施期間は3年間が見込まれる。

(なお、公益目的支出計画は、計算上、公益目的財産額から公益目的事業費を差し引いていくものであり、法人の純資産額を減らすことを求められているものではない。)

協議の結果、一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等を資料2のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

3) 一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について

大内総務・財務委員長から一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について資料3により、次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人移行申請に伴う定款変更については、12月5日に開催する臨時総会で議案として承認を得る内容である。

定款変更案は総務・財務委員会等で検討を行い、理事会に報告後、平成23年6月の全国会長会議で中間報告として報告した。定款変更案は、現行の定款を生かしつつ、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』を参考として作成したものである。

その後、内閣府公益認定等委員会事務局等との窓口相談を経て、資料3の定款変更案としたものであるが、窓口相談で

の指摘事項は移行認可を保証するものではないこと、また日事連が平成24年4月1日の移行登記を目途にしていることについては、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる旨の説明を受けた。また、平成23年12月に申請して、平成24年4月1日の移行の認可が間に合わない場合は、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である旨の説明を受けた。これらのことを踏まえ、一般社団法人移行申請に伴う定款変更を行おうとするものである。なお、付帯事項として、内閣府公益認定等委員会へ認可申請を行った際の定款変更に係る指摘事項等が生じた場合の内容修正は会長に一任すること及び平成23年12月に行う内閣府公益認定等委員会への認可申請で、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記に変更することを記載した。

協議の結果、一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について資料3のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

#### 4) 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

大内総務・財務委員長及び事務局より、事前に総務・財務委員会に諮った平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法(案)について、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

この資料は、平成21年12月1日に開催した全国会長会議申し合わせ事項の資料を基にして平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法に合わせて年月日等の変更を行った資料である。平成23年12月5日に開催する全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。

これに関連して、上野常任理事から資料4の「Ⅱ. 平成24・25年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について」では、ブロックによっては会長候補者を選出した場合、定員の関係で副会長及び常任理事を各1名選出できない場合があ

り、原案の記載内容では誤解されるとの指摘があった。協議の結果、副会長候補者数及び常任理事候補者数は、定款に合わせた員数表現に修正する(副会長候補者は6名、→副会長候補者は6名以内、に修正、常任理事候補者は6名、→常任理事候補者は6名以内、に修正する等の修正が必要な箇所を一部修正した。)こととし、これを12月5日に開催する全国会長会議に提案することとした。

なお、この修正は平成24年度の役員改選に係る緊急避難的措置とし、平成26年度の役員改選時期に合わせて理事候補者の推薦手順等については、今後総務・財務委員会で検討することとした。

#### 5) 建築士定期講習の講習受講手数料に関する基本合意事項について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」の受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築技術教育普及センター(建築教育センター)より、受講料の減額の見直し案について提案があったが、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、受講料減額分を関係三者(単位会、日事連、センター)が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針が決定した。

日事連では、関係三者(単位(士)会、連合会、センター)の負担割合を修正した見直し案を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。その後、8月22日付で、建築教育センターより、会場費の実効的な削減が図られることを条件に、日事連の提案を基本的に了承する旨の回答がなされた。さらに、9月8日及び10月31日には、三者間(建築教育センター、士会連、日事連)の役員レベルによる意見交換がなされ、受講料収入の配分を一律に削

減するものの、会場費は一定額を確保し、従来どおり建築教育センターが負担するという受講料見直しに向けた基本的な考え方について三者で確認し、今後、各連合会で機関決定の上、本年12月中旬には三者間で合意書の締結を行うこととしている。平成24年度からの受講料見直しの基本合意事項は、次のとおりである。

①平成24年度から平成26年度の建築士定期講習の受講手数料を12,286円(税込12,900円)とする。

②講習受講手数料の変更に伴う業務委託経費は、以下のとおりとする。(税抜)

- 1) 士会連及び日事連 560円/人
- 2) 建築士会及び建築士事務所協会 5,176円/人

③特記事項等

1) 会場費負担のルール

これまでと同様な考え方とするが、会場費全体の抑制を図るため、講習実施計画の策定にあたり、単位会、連合会、建築教育センターが連携し、適切な会場確保に努めることとする。なお、この結果、今後、会場費の削減が図られた場合は、将来において、この配分案を再度協議するものとする。

2) 受講手数料の再協議

本受講手数料改定については、受講者数が現行程度で維持される前提に立つものであり、今後、受講者数の大幅な増減があった場合は、再度協議するものとする。

協議の結果、平成24年度からの建築士定期講習の講習受講手数料に関する基本合意事項について資料5のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

6) 管理建築士講習実施方針の見直しについて

上野教育・情報委員長及び事務局より、平成24年度からの管理建築士講習実施方針の見直しについて資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築教育センターより、本年11月27日後の受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法について大幅な見直しが必要であるとして、実施方針の見直し案(見直し案)が

提示された。

教育・情報委員会では、日事連としての平成24年度以降の同講習の実施方針を決めるにあたり、単位会に対し見直し案に対する意向の調査(アンケート調査)を行った。その調査結果を踏まえ教育・情報委員会は、日事連及び単位会は平成24年度以降も管理建築士講習に関わっていくこととし、実施については概ね次のこととした。

(1) 講習の実施方法について

①アンケート調査では、「ブロック協議会で調整の上、実施方法を決定したい」が30単位会を占めていることに鑑み、各ブロック協議会で資料6の実施方法等を検討・調整する。

②講習は原則として小規模のDVDを用いた講習とする。なお、東京、大阪については、規模を勘案し、講師対面講習とする。

③講習実施方法の検討にあたっては、民間登録講習機関が講習を行わない場合には、極力、当該単位会にて講習を実施するとともに、地方行政の意向も確認し、十分な配慮を行う。

(2) 受講料収入の配分についてアンケート調査の結果では、「現行の配分ルールが望ましい」が28単位会もあることから、そうした意向等を十分に踏まえ、平成24年1月末を目途に、本会と建築教育センターとの間で交渉を行うこととしたい。なお、平成24年度からの講習開始に間に合わせるため、具体的な配分方法については、教育・情報委員長に一任いただきたい。

これに関連して、会長から講習の実施方法については、建築士事務所協会が建築士事務所登録を行っていくなか、管理建築士講習はその要件に係る重要な講習なので、可能な限り各県の建築士事務所協会が受講機会の確保に努めていただきたい旨の意見があった。

協議の結果、平成24年度からの管理建築士講習実施方針の見直し方針については資料6のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

7) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について

大内総務・財務委員長及び事務局から平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について資料7により、次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、昨年の12月理事会で平成22年度及び平成24年度に改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行うこととした。なお、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとした。本年9月の理事会で、平成24年度に向けて適合証明業務の適正化を念頭に適合証明登録制度の見直しを住宅金融支援機構（支援機構）と検討を進めている状況の説明を行い、その後も継続して住宅金融支援機構と協議を進めてきた。

この協議において、本連合会からの確認事項を提示したところ、支援機構より次の趣旨の見解が示された。資料7は、確認事項についての支援機構の見解を改定事項の比較表としてまとめたものである。

- ①講習会の実施方法については、開催地、講義方法（基本はDVD、主要都市については講師対面講習）については、従来通りとするが、講習時間は従来の3時間程度（半日講習）を6時間程度（1日講習）とし、考査は行わず、講習のおわりに受講者に受講理解度を確認するため「理解度確認チェックシート」の記入を課す。
- ②登録翌年の業務研修会（任意受講）は、従来通り7会場、講師対面講習とする。
- ③業務調査については、「立入調査」は従来通り、毎年業務実績の多い上位25事務所（2年間で50事務所）を対象に実施し、「関係書類のみの調査」は、計画的には2年間で100事務所を対象に実施する。
- ④平成24年度より適合証明技術者の個別業務のチェックとして、
  - 1) 適合証明書に検査チェックリスト及び確認した関係書類

の添付を義務づけ、融資利用者へ開示すること、また金融機関が適合証明書及び添付された関係書類の内容確認を行う仕組みを導入する。

- 2) 適合証明技術者が適合証明書及び関係書類を作成する場合は、支援機構が開発・運営するサイトで作成する仕組みを導入し、必要箇所を入力しないと書類が発行できない仕組みを導入する（システム開発・運営・管理は支援機構が行う）。

⑤登録料、受講料の改定については、慎重かつ十分な検討を行う。

⑥セーフティネットとしての適合証明業務に係る賠償責任保険については、任意加入を前提に支援機構において損保会社と商品化の検討を進める。

協議の結果、以上の平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の見直し内容については、資料7の通り理事会に提案することとした。

なお、登録料、講習料等の費用に係る事項の支援機構との協議については、総務・財務委員長等と相談しつつ、早急に支援機構と検討・協議を行うこととした。

8) 平成23年度会費減免申請について

大内総務・財務委員長から平成23年度会費減免申請について資料8により、次の趣旨の説明がなされた。

6月の総会において大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、会費規程を改正した。今般、岩手会及び福島会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（岩手会17事務所、福島会11事務所）についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。なお、宮城会は必要書類が整った段階で追って申請するとのことである。

協議の結果、岩手会及び福島会の構成員割会費に係る平成23年度会費減免申請について資料8のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

9) 建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

八島建賠保険等調査専門委員長から建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について資料9により、次の趣旨の説明がなされた。

同専門委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っているが、会員事務所の加入促進を図るにあたり、会員と非会員の差別化、会員の補償の拡充等を図ることが重要と考え、会員の補償の拡充等を検討してきた。

平成24年度より会員向けに以下の補償の拡充等を行いたい。

①地盤起因損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充

現行の建賠保険においては地盤に係る事故については補償金額が50%に制限されている。これを会員に限り、保険料の値上げをせずに60%に引き上げる。

②事故割増規定の緩和

現行の建賠保険では事故件数に応じて保険料の事故割増規定が適用され、1件100%、2件200%、3件300%となっておりこれが5年間続くことになる。このため高額な保険料を支払っている事務所において事故が起きた場合において保険金を請求しにくい状況となっている。このことを勘案し、保険料30万円以上の会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減する。

③建築士事務所を廃業した場合の新たな保険

会員として建賠保険に加入している事務所が建築士事務所を廃業した後も廃業する前に行った設計業務に起因する事故による損害賠償を補償する新たな保険を提案する。

1) 契約者・・・廃業事務所の開設者又はその使用人の代表者

2) 補償対象・・・廃業前に継続して建賠に加入していた期間中に行った設計業務に起因する事故が、保険契約の期間中に日本国内で発見された場合

3) 保険期間・・・5年間

4) 保険料水準・・・廃業する直前の「設計・工事監理料×2か年分」に保険料率をかけたものとする。

また、建賠保険の内容が現行のパンフレットではわかりにくいため、日事連の建賠保険の特色、特約等をわかりやすくまとめた会員向け加入促進パンフレットを正規のパンフレットとは別に新たに作成することとし、現在検討を進めている。建賠保険の内容をわかりやすい概要で伝え、加入への糸口となることを目指すものであり、本年中に作成し、単位会に周知するとともに、必要に応じブロック協議会等で拡充内容の説明を行う予定である。

協議の結果、建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について資料9のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

10) 12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を12月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 専決事項

1) 第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第114回建築士事務所協会全国会長会議及び一般社団法人への移行申請に係る定款変更を行うために開催する第57回臨時総会等の日程及び運営等について資料11によって説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成23年12月5日に第114回建築士事務所協会全国会長会議及び第57回臨時総会等を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料11のとおり、これを決定した。

なお、議事の上半期の事業報告については、通常では専務理事及び各常置委員会委員長が説明することとしているが、12月5日はスケジュールが極めてタイトなため、今回は専

務理事が行うことについて了承された。

### (3) 報告事項

#### 1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について

三栖会長及び専務理事から設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について資料12によって次の趣旨の報告がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。これまでに13回のワーキンググループを開催した。また、検討の内容や状況等については、本年5月から6月にかけて、常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。また、ワーキングでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めている。なお、他会は建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。日事連としては、内部への周知として10月から11月にかけてすべての常置委員会で現在の検討経過の報告・説明を行った。今後は、12月の理事会及び全国会長会議で検討経過の報告等を行い単位会、構成員事務所から意見を求めるとともに、他団体及び国交省等との意見交換を行う予定である。

以上の意見交換等をふまえて日事連としての考え方をとりまとめ、平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定である。

#### 2) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施結果について

専務理事より、UIA2011東京大会は9月26日から28日まで開催され、世界110カ国から5,100余

名が参加(うち、海外1,900名)した。日事連・東京会共催イベントについては、シンポジウムの参加者は195名、建築士事務所訪問ツアーの3日間の参加者合計は93名(うち外国人参加者46名)であって、概ね好評であった。共催イベント実施経費は438万円となっている旨の報告が資料13によってなされた。

#### 3) 会員・構成員異動報告

平成23年9月末日及び10月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成23年9月30日現在 正会員46団体  
構成員15,165事務所、賛助会員4社  
平成23年10月31日現在 正会員46団体

構成員15,148事務所、賛助会員4社

#### 4) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

#### <配付資料>

資料1-1:平成23年度上半期事業報告書

資料1-2:平成23年度上半期収支報告書

資料2:一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

資料3:一般社団法人移行申請に伴う定款変更の承認の件

資料4:平成24・25年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料5:「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて(案)

資料6:平成24年度以降における「管理建築士講習」の実施方針等について

資料7:平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について(案)

資料8:平成23年度会費減免申請について

資料9:建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

資料10:平成23年12月通常理事会開催通知

資料11:第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回

臨時総会等の日程及び運営等について

資料12：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る  
経過報告

資料13：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催  
イベント実施報告

資料14：会員・構成員異動報告書

資料15：後援、協賛名義使用の件

資料16：経過報告

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成23年

12月19日 新法制度検討WG

21日 事業企画運営WG

平成24年

1月10日 会誌編集専門委員会

12日 建賠保険等調査専門委員会

■11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,059	- 1	5,079	20.9	224		21.2
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	255	+ 1	1,186	21.5	60		23.5
宮 城	321	+ 2	2,402	13.4	59		18.4
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	185	- 1	1,404	13.2	48		25.9
福 島	202	- 2	1,826	11.1	50	+ 1	24.8
茨 城	501		2,480	20.2	141		28.1
栃 木	170		1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182		2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	567	- 2	5,740	9.9	107		18.9
千 葉	430		4,055	10.6	98	+ 1	22.8
東 京	1,398	+ 7	17,128	8.2	379	+ 6	27.1
神奈川	783	+ 2	6,846	11.4	150	+ 1	19.2
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494		2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	309		1,404	22.0	56		18.1
石 川	265	+ 1	1,427	18.6	52		19.6
福 井	264		1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	140		24.9
愛 知	591		5,673	10.4	128		21.7
三 重	181	+ 1	1,519	11.9	62		34.3
滋 賀	190	- 2	1,306	14.5	37		19.5
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	893		7,161	12.5	172		19.3
兵 庫	503		4,074	12.3	121	+ 1	24.1
奈 良	113	- 1	998	11.3	21		18.6
和歌山	113		812	13.9	25		22.1
鳥 取	81		547	14.8	45		55.6
島 根	149		769	19.4	68		45.6
岡 山	450		1,717	26.2	60		13.3
広 島	359		2,690	13.3	117		32.6
山 口	108		1,339	8.1	35		32.4
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	26	+ 1	19.5
高 知	142		779	18.2	17		12.0
福 岡	507	- 4	4,236	12.0	137	+ 1	27.0
佐 賀	183		682	26.8	29		15.8
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	83	+ 1	36.6
大 分	196		1,052	18.6	35	- 1	17.9
宮 崎	129		1,234	10.5	62		48.1
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	185	+ 4	1,313	14.1	47		25.4
計	15,153	+ 5	116,182	13.0	3,674	+ 12	24.2

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。